

入資 料V

明治三二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

——山口地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石正和

加藤 高・矢野達雄

紺谷 浩 司・上川内 宏

一 解 題

本資料は、表題に載せている如く「明治三二年五月十五日司法省へ進達ノ分」として「人事判決例」が山口始審裁判所名で収集されている。即ち、理由は定かではないが同始審裁判管内の人事事件数、全五十三件が、明治十一(一八七八)年度から同二(一八八八)年度にかけて収録されている。「養子離別」から始まり

目次

一 解題

二 本文読下し(【目録】および【一】〜【五三】)

三 注の部

四 目次表

五 写真(二葉)

「家督相続」以下「妻離別」など、その中に大村益次郎の遺妻の「家督相続」をめぐる紛争を交えるなど、多彩な家事事件が採集されている。ところですので一八八九年(明治二十年)二月十二日に国家の根本的法律である大日本帝国憲法が公布施行され(我妻栄編者代表「旧法令集」昭和四三年九月初版、有斐閣所収)、ついで旧民法典(財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編)も明治

二三年四月二二日公布、そして同法典財産取得編・人事編も同二三年十月七日公布されている。ただ明治二五年、第三回帝国議会で民法典全編の施行が無期延期となり、施行されないまま、明治三一年七月十六日、法律第九号で廃止されている。悲運の法律であった。とにかく本稿が紹介する資料は旧民法典時代の、しかも現在では容易に見聞できない明治前半期における山口始審裁判所という下級審の家族関係裁判事件である。その限りで十分参考に値いする。その詳細は後考に譲ることにする。

二〇一九年五月三〇日脱稿 加藤 高

(後記) 文章の配列、浄書等については畏友紺谷浩司広島大学名誉教授に、その他諸種事柄については広島修道大学客員研究員の上川内宏氏にお世話になったことについては心から感謝の意を表しておきたい。

二 本文読下し(【目録】および【一】～【五三】)

(〇〇一A) 【目録】^(注1)

(一) 目録

1. 十一年第六十七号

養子離別

原告 UN 多美
被告 TM 新作

2. 全 第三百三十号

遺囑財産

原告 SD ハナ
被告 SD 又一

3. 全 第四百十九号

遺物耕地差縄

原告 KM 豊吉
被告 YM 幸藏

4. 全 第八十五号

養子離別

原告 M 忠藏
被告 M 傳次郎

(〇〇一B)

5. 十一年第五百十四号

家名相続人願書差拒

原告 HM 治兵衛
被告 NM 儀右衛門

* 本文では、4. 事件

6. 十二年第五十二号

家督相続差纏

全 NO ツマ
全 SD 益四郎

11. 十二年第四百五十五号

絶家再興ニ付耕地差纏

但十三年書類中ニ在リ
全 IH 平助 外九名
全 SS トミ

7. 全年第九十四号

譲与耕地山林請求

全 NO 和兵衛
全 NO 直吉

11ノ2 同 控訴審判決

7ノ2 同 控訴審判決

12. 十三年第三十二号

家督相続差纏

全 OGU 於菟藏
全 OGU ムメ

8. 全 第三百九十一号

分與田畑山林差纏

全 UD 卯右衛門
* 本文では、9. 事件

13. 十三年第七十三号

戸主廃止離縁

原告 NT 源二郎 外三名
被告 NT 廣吉

十一月十七日

四月十九日

〔〇〇一A〕

9. 全 第二百号

分与耕地并山林請求

全 MS 梅之丞
* 本文では、8. 事件

14. 全 第九号

妻離別

全 II 初五郎
全 II 以シ

八月八日

十三年五月七日

10. 全 第四百八十七号

養子持參金取戻

全 OG 雄三郎
全 MT 玄良

15. 全 第二百二号

養子離別

全 ST 清三
全 ST 卯介

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一〇四(一〇四)

△資料▽

五月十五日

16 全 第三百九十九号

養子離縁〔送籍〕

全 H M 市左工門
H M 英輔
外一名

十月十八日

〔〇〇三A〕

17 全 第三百九十七号

家督相続妨碍

全 H D れつ
H D 金助

17ノ2 同 控訴審判決

17ノ3 同 豫審判決

十三年十一月二日

18 全 第四百七十四号

養子主廃止離縁

全 E M 三四郎 外一名
H D 寛太郎

18ノ2 同 控訴審判決

〃 十一月廿九日

19 全 第五百七十二号 但十四年第二号 全 W B 嘉七

修道法学 四二卷 一号

二〇三(二〇三)

跡式改籍差拒

全 U D 富之介 * 本文欠落

20 全 第五百八十八号 但前同断

家督相続妨碍

全 O M コト
F M 文恭

〔〇〇三B〕

21 十三年第五百七十四号 但十四年中ニテ了 原告 N D イハ

夫離縁実家引取復籍

被告 N D 卯三郎

三月十九日

22 十四年第六十四号

断絶家再興并地所居家引渡

全 A H 庄吉 外三名
全 A H 勝四郎

22ノ2 同 裁判執行

三月十八日

23 全 第二百二号

妻帰宅(請求)

全 K F 清證
全 K F イワ

24 全 第二百七十五号 全 O S 晋七郎

扶持方米金請求

全 OS 尚三

29 十四年第五百五十三号

譲与耕地名前換

原告 SM 才介
被告 YN 直平

(〇〇四A)

25 全 第二百八十八号

戸籍改除ノ訴訟

原告 KG 平造
被告 KG 繁次郎

30 全 第四百二十四号

戸主換差縄

〃 MO ミツ 外一名
〃 MO 静治郎

七月十四日

26 全 第三百四十五号

入嫁送籍催促

〃 NM 太左工門
〃 TM アイ

31 全 第六百三十六号 但十五年中ニ在リ

長女連戻

〃 KI 伴七
〃 AE 藤助

27 全 第四百三十八号

家督相続差縄

〃 IT 周藏 外一名
〃 HD 茂四郎 外四名

32 十五年第二十三号

内輪不熟ニ付親類協議上離縁
并財産請求方請求

〃 NM 利兵衛 外一名
〃 KB 政吉

八月三十日

28 全 第四百四十八号

戸主解除并養子離縁

〃 HO 亀次郎
〃 HO 五郎松

(〇〇五A)

33 全 第二百二十号

相続人差縄

原告 AM ふみ
被告 KD 三輔

九月十日

(〇〇四B)

34 全 第二百十二号

養女取戻

〃 NM ます
〃 SI 松左工門

明治三二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

二〇二(二〇二)

35 十五年第二百九十八号 但十六年二在り

〃 ND ユキ

* 本文では、40 事件

戸主退隠離婚

〃 FS 勝之助

35ノ2 同 控訴審判決*

* 本文では40の2

39 全 第三十三号

〃 NH シノ

* 本文では、38 事件

36 十六年第七七号

〃 YM 唯度

* 本文では、35 事件

養戸主廢除離別

〃 HK 貞二郎 外一名

36ノ2 同 控訴審判決

40ノ2 同 控訴審判決

〃 YH 源次郎

* 本文では、39 事件

(〇〇五B)

37 十六年第三十二号

原告 YM 喜八郎

* 本文では、36 事件

家督相続差纏

被告 YM 徳藏

37ノ2 同 控訴審判決

41ノ2 同 裁判袖書(1)

〃 IM 富之介

三月十日

38 十六年第六十七号

〃 ID 乙吉

* 本文では、37 事件

家督相続差纏

〃 ID 末松

43 全 第四百五十一号

〃 KN 寛 外二名

〃 MI 義彦

42 十六年第四十九号

〃 ND フミ 外一名

養子離縁復籍差纏

〃 NM 秀

41 十四年第七百三十七号 但十六年九月二在り

〃 YZ 虎之輔

分家戸主(籍)差纏

〃 IM 富之介

43ノ2 同 控訴審判決

十二月二十日

43ノ3 同 裁判執行命令

44 十七年第六十九号

家事引渡

〃 〃 YN 久之助
〃 YN アキノ 外一名

(〇〇七A)

(〇〇六B)

45 十七年第七十九号

家守主退家宅地明渡

〃 〃 HD 佳六
〃 HD 寛太郎

51 廿年第四十一号

廢戸主離縁復籍請求

〃 〃 FM 帛松
〃 FM 松次郎

45ノ2 同 控訴審判決

52 廿一年第三号

離縁并戸籍取戻

〃 〃 FI イソ
〃 HD 松二郎

46 十八年第七十六号

離縁復籍差纏

〃 〃 UD 喜代藏
〃 UD 勇 外一名

53 廿壹年第七十六号

但廿二年二月在リ

〃 〃 KM 八十三郎 外一名
〃 MM 勝藏 外一名

47 廿年第十二号

稚子引渡

〃 〃 AT ユリ
〃 FT 久太郎

養女復籍請求

48 全 第十四号

復籍請求

〃 〃 KS トキ
〃 SM 岩藏

49 全 第六号

〃 〃 KT マツ 外七名

明治二二(一八八九) 年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

二〇〇(二〇〇)

死亡跡相統廢除

〃 MY 保次

50 十九年第九十二号

家督相統差纏

〃 〃 SK イヨ 外二名
〃 T 勝治

50ノ2 執行命令

(二) 本文読下し

申渡

〔〇〇八A〕【二】【目次二】養子離別・申渡

原告 山口縣第二十大區十二小區長門國

阿武郡椿郷西分□□□□番屋敷
士族

UN 多美

被告 山口縣第二十大區九小區長門國阿

武郡北古萩□□□□番屋敷 士族

TM新作 代人 同縣同大區八小區

同國同郡濱崎新町□□□□番

屋敷 士族

MY 之朗

養子離別ノ訴訟審理ヲ遂ル処

原告訴フル要旨ハ明治十年三月廿八日*夫文亮病

〔〇〇八B〕

*西曆一八七七年

死セシ処被告TM新作并ニMY之朗MY太造

等親戚ノ統合ナルヨリ自分宅へ寄集リ是迄文亮

ノ貯へ金悉皆差出スヘク旨強テ申聞クルニ付夫々調

査セシメタル処TM新作等記帳ノ上現金ハ自分へ

相渡シタリ然リ而シテ文亮病氣中若シ死去セシ時

ハ自分ニ相続人タルヘキ旨遺言セシニ依リ其旨親
戚中へ申述タル処被告新作等ハ異議ヲ生シテ

之レヲ拒絶シタルニ依リ更ニ再議ヲ用ヒス打過クル
中明治十年四月十四日ニ至リ被告并ニMY之朗等

隠ニ申合セ自分ハ勿論亡文亮兒TK祐齋其

他親戚共へ謀議ヲ遂ケス右TM新作二男吉郎

ヲ相続人トナシ剩へ被告TM新作等自分宅へ立越シ

亡文亮ノ所有品ハ悉ク封緘リヲナシ既ニ戸棚抔へモ藏

〔〇〇九A〕

締ヲナサントスル有様ニ付其旨推糾セシ処畢竟衣

類等ヲ自分売捌クヘキヤモ因リ難キ訳ナルナド無法

ノ申分ニ付其場黙許ニ打過キタレトモ元來当戸主

吉郎ノ父即チ被告TM新作ニ於テ斯ク不埒ノ

所業ヲナスハ実ニ親族ノ情義ニ戻リ殊ニ親戚中ノ

承諾ヲモ得シテ家督ヲナシタル者ニ付速ニ養子

吉郎ヲ離別ノ上更ニ親類協議ヲ遂ケ相当ノ養

子ヲ貰ヒ受ケ度去リナカラ被告TM新作ニ於テ恣

マ、ニ己レカニ男ヲ相続人トシ単ニ己レヲ利セシカ為メニ

UN家ノ衰頹センモ之レヲ顧ミサルノ奸計ヨリ斯ノ如ク

親戚間ノ紛争ヲ生シタル儀ニシテ幼戸主吉郎力成

長ノ後其結果ノ良否ハ自今養育ノ奈何ニ由ルヘキ

者ナレハ被告TM新作ニ於テUN家ヲ紊乱スル等ノ

〔〇〇九B〕

所為ナクンハ強テ吉郎ヲ離別セント欲スルニアラス到底是
迄幼年ノ戸主ニ後見人ヲ定メ置カサルヨリ家政ノ方法
相立タル訳ニ付自分後見人トナリ家事ノ諸般ヲ総
理スルニ至レハ從テ一家ノ衰頹ヲ回復スヘク依テ仮令被
告ニ於テ養子離別ヲ拒ムトモ自分後見人トナルヲ拒絕
スヘキ理由ハコレナキ旨陳述セリ

被告答フル要領ハ原告申立ツル如クUN文亮ハ未
タ嗣子アラスシテ病死シ依テ家督相続人議定ノ折
柄文亮死亡ノ后チハ原告タミヲ相続人ト定ムヘキ旨
文亮遺言セシ由原告自ツカラ申述フレトモ孰レモ其遺
言ノアルヲ聞カス殊ニ血統中相当ノ男子コレアル上ハ
女子ヲ相続人トナスヘキ筋モコレナク依テ親族協議ノ上
吉郎ヲ相続人トナシ山口県庁へ上願許可ノ上明治十
〔〇一〇A〕

年四月十四日弥家督相続ヲナシタリ然リ而シテ幼戸
主ナレハ万一財産等減尽スルノ恐れアルカ為メニ親族
立会ノ上財産取調ノ時間衣類ニ封緘リヲナシ置
キタル次第ナレハ原告ニ於テUN家ノ財産ヲ被告自
由ニナシ或ハ親族ノ協議ヲ遂ケスシテ吉郎ヲ相続人ト
ナシタル杯申立ツルモ畢竟前陳ノ如ク一時取調ノ為メ
衣類ニ封緘リヲナシタル儀ニ付直チニ開緘シ決メ私ニ之

レヲ自由ニスルノ謂ヒニアラス且ツ若シ吉郎ヲ相続人ト

ナスモ果シテ親戚ノ承諾ニアラスハ明治十年三月以來
黙許ニ過キ明治十年十一月ニ至リ始メテ養子離別

ノ勸解ヲ乞フノ理由コレナク殊ニ吉郎ハ幼年ト雖

トモ血族ノ親ニシテ既ニ戸主トナリタル儀ナレハ幼稚ト雖トモ
戸主タルヘカラサルノ成規コレナク且ツ身体不具ニモアラス

〔〇一〇B〕

將タ疾病タニモアラス加之親族協議ノ上相続人トナシ

タル者ナレハ何ソ故ナク今日ニ至リ之レヲ廢スルノ理アルヘケンヤ

將タ後見人ノヲタル畢竟親族中ノ義務上ヨリナスヘキ

モノニ付親族ノ内其義務ニ堪ユヘキ者ヲ選定スルコソ適

当ナルヲ却テ家ノ母タル原告ニ於テ被告ノ後見人タルヲ

拒ミ自ツカラ後見人トナラントスルハ実ニ其旨趣ヲ解スル

アタハス去リナカラ原被告兩名ニテ後見人トナルハ至当タル

ヘクニ付原告タミ尙名後見人トナラントスルハ容諾ナシ難ク

既ニ親族ノ間ニ於テ斯ク紛争ヲ生シタレハ此事ニ関シ

熟議ノ協フヘキ様コレナキニ付後見人選定ノヲトモ裁

判請ケ度旨答弁セリ

依テ裁判スル左ノ如シ

第一条 原告ニ於テ当戸主吉郎ノ父即チ被告TM

〔〇一一A〕

新作ニ於テUN家ノ財産ヲ自由ニナス等不法ノ所

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一九八(一九八)

業ヲナスハ実ニ親族ノ情誼ニ戻リ殊ニ親戚中ノ承諾ヲモ得スシテ家督ヲナシタル者ニ付速ニ養子吉郎ヲ離別ノ上更ニ親族協議ヲ遂ケ相当ノ養子ヲ貰ヒ受ケ度旨申

立ツルト雖トモ被告ニ於テハ固ヨリ親戚協議ノ上吉郎ヲ相続人トナシタル旨申立其間互ニ一片ノ証左コレナキモ明治十年四月十四日吉郎家督ヲナス際原告ハ之レヲ拒

絶セサルノミナラス殆ト八箇月ノ間事故無クシテ在^ビ再^ビ黙許ニ付シタルヲ以テ推定セハ固ヨリ吉郎ヲ養子ト

ナシタルハ一旦原告ノ承諾セシ者ト云ハサルヲ得ス將タ仮令ヒ被告ニ於テ原告方ノ財産ヲ自由ニナスモ唯其之レヲ

自由ニナスモノ、所為ナルニ付其時ニ際シ原告ハ其者ニ対シテ之レヲ制止スルノ権利アルモ更ニ吉郎カ干預^カセシ所ニアラ

(〇一一B) サレハ養子離別ノ原因ニハ難相立

第二条 原告ニ於テハ自ツカラ後見人タラン^{コトヲ}請求シ被告ハ家ノ母タル原告ニ於テ後見人トナルヘキ筋コレナク

尤原告被告兩名ニテ後見人トナルハ至当タルヘクニ付原告壹名後見人トナラントスルハ容諾ナシ難ク旨申立ツルト

イヘトモ其後見ノ職ニ堪ユヘキ者ヲシテ後見タラシメハ何ソ二員ヲ要スヘケンヤ且ツ原告ハ吉郎ノ養母タレハ別段

後見ノ職ヲ行フニ適當又ハ不^レ信^ニ実^ニハ^レ置^キヲナシタル証左コレナキ上ハ素ヨリ原告ニ於テ其後見人トナルヘキ權利ハ

有スヘキ者ナレトモ既ニ後見ノ^{コト}ニ至テハ明治十年十月十日付ヲ以テ山口縣ヨリ(三等親以上ノ親類會議ノ上決議ヲ以テ可^レ伺)旨ノ指令ヲ請ケタレハ仮令被告ハ既ニ親族ノ間ニ於テ斯ク紛争ヲ生シタレハ此事ニ関シ熟議ノ協フ

(〇一二A)

ヘキ筈コレナキ旨申立ツルモ畢竟被告カ想像ニ過キサレハ更ニ親戚ノ會議ヲ遂ケ再ヒ地方庁ヲ經伺ノ上其指令ニ応スヘキ者ニ付当庁ニ於テハ目今之レヲ

判決セス 第三条 前条々ノ理由ナルニ付原告ニ於テ養子離別ノ請求ハ相立^テ難シ

明治十一年九月十六日

掛 判 事 横 地 安 信

主 十六等出仕 日 比 豪
副 判 事 補 三 浦 芳 介

(〇一二B)

(記述なし)

〔〇一三A〕【目次二】遺囑財産請求・申渡

申渡

原告 山口縣第七大區十九小區周防國

都濃郡戸田村□□□□番屋敷

敷 士族 又一養母SDハナ

代人 全縣全大區八小區全國全郡

徳山村□□□□番屋敷 平民

K I 勘一

被告 山口縣第七大區十九小區周防國

都濃郡戸田村□□□□番屋敷

士族 SD又一 代人 同縣第十大區

十小區全國吉敷郡今道町□□

□□番屋敷寄留 士族

T T 瀧次郎

〔〇一四B〕

遺囑財産請求ノ訴訟遂審理処

原告代人 K I 勘一 申立ツル要領ハ明治七年六

月廿一日原告ハナ夫治右エ門病死シ被告又一ヲ家

督相続人トシテ H D 市藏方ヨリ貰ヒ受ケ養子ト

ナセシ処其際又一ハ幼少ニテ未タ一己ノ所業ヲナスアタ

ハサルヨリ H D 市藏ナル者後見人タルノ許可ヲ得タル

旨申來リ財産等過半持歸リ爾後 H D 市藏

被告又一ニ於テモ奉養イタシ呉レス唯明治九年十月
ヨリ毎歳米式石八斗八升ツ、差送り呉レ日常ノ
費用モ償ヒ兼子必至難渋ニ迫ルヨリ実情 H D

市藏ヘ懇々示談ニ及フト雖トモ敢テ聞入レス剩ヘ S
D 家山林ヘ H D 市藏立入り森林ヲ伐採シタル

等ノ所業ニ及ヒ実ニ此上黙視スルニ堪ヘサルヨリ遺囑ノ

〔〇一四A〕

証書即チ第一号証ノ如ク財産半分與ヲ受ケ度

ト心得不得止今回出訴ニ及ヒシニ被告ニ於テハ該

証書ハ真正之証書ニアラサル杯申立ツレトモ明治三年

二月亡治右エ門自ツカラ筆記シタルニ相違無之二付則

該証書ニ基キ被告又一財産ノ半方引分テ給与ヲ

受ケ度旨陳述セリ

被告代人 T T 瀧次郎申立ツル要領ハ原告呈

供シタル証書ハ養父治兵衛ノ筆跡ニハコレナク元來明

治七年六月廿一日養父治右エ門病死シ以來同居睦敷

相暮セシ処明治九年十月ヨリ自分ハ養成所學校ヘ

入塾セシニ付原告即チ養母ヘ八年々米式石八斗

八升宛差遣ス約定ヲナシ第二号証ノ通り度々ニ

送り遣シ然ルニ右遺囑ノ証書ヲ所持セシ時ハ其際分

〔〇一四B〕

与ノ請求ヲモ為スヘキニ忽焉今日ニ至リ始メテ該証書ヲ

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一九六(一九六)

呈供シタルハ不審最甚シク且ツ仮令ヒ半分ノ財産耕
地等ヲ分与スルトモ婦女ニシテ且ツ老体ナレハ手ツカラ耕耘

モイタスアタハス万一為メニ耕地等ヲ売払フニ至レハ第

一SD家ノ祖先ヘ対シテ相濟マス依テ相当ノ養育ハ

素ヨリイタスヘクモ財産ハ分与ナシ難ク將タ原告ニ於

テハ自分奉養ヲ欠キ或ハ明治七年六月廿一日養

父治右工門病死ノ節始メテ入家セシ旨申立ツレトモ畢

竟幼少ナルヨリ時々実家HD家ヘ滞留セシモ第一

号証之通り明治三年十月十日家督相続シタル者ニ付

明治七年六月廿一日始メテ入家セシニアラサルハ明瞭ニコレアリ

且ツ自分ニ於テ更ニ養母ノ奉養ヲ怠リタル儀ナケレハ旁

財産半方分与ノ請求ニハ難応旨答弁セリ

(〇一五A)

因テ裁判スル如左

第一条 原告ニ於テ被告養父治右衛門ノ遺囑証

書ニ基キ財産分与ノ請求ヲナスト雖トモ被告ニ於テ

該証書ハ真正ニアラサル旨申立テ為メニ原被告両造ヨリ

治右衛門ノ筆跡タル種々ノ書類ヲ呈供スルモ到底之レ

カ真否ヲ徴スルニ足ル者ナシ然ルニ其結果メ遺囑ノ贈

遺アレハ明治七年六月廿一日治右衛門死亡ノ后被告財

産相続ヲナスニ際シ原告ハ明治五年大藏省第二十

五号達第七條ニ照依シ地券書換ヲ出願シテ所有ノ

権ヲ占領セサルヘカラス且ツ尋ヒテ明治八年第五百十
三号公布アルモ尚恬然トシテ遺囑ノ贈遺アルヲ明カサス
既ニ四年ノ星霜ヲ經過スルモ依然被告ヘ所有権ヲ
与ヘ置キシハ則チ自ツカラ贈遺ヲ受クルノ權利ヲ拋棄

(〇一五B)

スルノ謂ニシテ事理ニ於ケルモ亦当サニアルヘカラス將タ事

実ニ就テ推測スルモ果シテ遺囑ノ贈遺アレハ僅カニ歳々

式石八斗余ノ扶持米ヲ得ルニ安シテ遺囑ノアルヲ証明

セサルノ理アルヘケンヤ爰ニ於テ彼此參考セハ即チ原告提

供スル証書ハ真正ノ遺証トハ認定シ難シ

第二条 前条ノ理由ナルニ付原告ニ於テ被告ノ家産ニ比

准シ相当ノ奉養ヲ受クヘキモ該証書ヲ以テ財産分

与ノ請求ハ相立タサル者トス

明治十一年 四月十八日

掛 判 事 横地 安信

主 十七等出仕 日比 豪

副 判事補 鈴木 円平

(〇一六A) 【三】目次三【遺物耕地差継・申渡】

申渡

原告 山口縣第七大區壹小區周防國都濃郡

切山村□□番屋敷居住 平民 K M 豊

吉代人兼同人実母

K M タケ

被告 山口縣第七大區二小區周防國都濃郡

黒牧村□□番屋敷居住 平民 Y

M 幸藏 全縣全大區全小區全國全郡

全村□□番屋敷居住 平民 Y M

順左エ門 全縣第十大區十小區鰐石

町五百六拾八番地居住 平民

右代言人 富家平八郎

遺物耕地差纏レノ訴訟遂審理処

(〇一六B)

原告 K M タケハ O K 宮吉独身ニ付病氣中自分

方ヘ引請ケ療養相加工候内宮吉申分ニ死後ハ遺物

耕地ヲ自分実子豊吉ニ譲与スヘク申二付 尤モ口頭ノ

ハ O K 家断絶シ遺物耕地不殘引請ケ地租等上納

シタル処昨十年被告共ヨリ苦情申立該耕地加調米

ヲ悉皆押掠シタリ其節該地券状名前換租漏ニ

打過キ宮吉名義改メサルニ付書換願ノ為メ被告

共親類ノ儀ニ付連印依頼シタル処 Y M 幸藏ハ押

印スレトモ Y M 順左エ門押印セサルヨリ紛議ヲ生セシ故

明治十一年九月四日山口區裁判所ヘ勧解出願セシ

処 O K 宮吉ノ遺囑ト称シ自分娘フミナル者ヲ相続

人トナシ O K 家再興スヘク申セ共フミ儀ハ痲疾ニテ

戸主ニ為リ難ク故遁辞ヲ設ケ必シモフミヲ要スルニ非ラス

(〇一七A)

他人ニテモ親類協議ヲ以テ再興スル杯申募リ遂ニ

勧解不調トナレリ然レトモ宮吉死亡後ハ全人仏祭并ニ

該耕地支配ヲナシ O K 家一旦断絶シタル上ハ兼テ遺言

モ有之第一実子豊吉ハ至親ノ儀ニ付一先ツ豊吉名

義ニ為シ置キ再興ノ儀ハ追テ豊吉成長ノ後彼ノ

心事ニ有之無縁ノ被告共ヨリ遺囑物ヲ自由スルノ權

利ナシト陳述セリ

被告代言人富家平八郎ハ原告 K M タケ O K 宮吉

遺物耕地ハタケ実子豊吉至親ノ儀ニ付一旦彼ノ名

義ニナシ置キ追テ豊吉成長ノ上再興ハ彼ノ心事ニ

任スヘク主張スレトモ O K 家相続ノ儀ハ O K 宮吉存命

中原告タケ夫 K M 吉之丞ト彼レノ長女フミナル者ヲ

宮吉養女ニ遣ハスヘク協議ヲ遂ケフミハ親類 Y M 幸

(〇一七B)

藏方ニテ養育ナス内昨十年吉之丞死去セシヨリ

紛議ヲ生セリ元來親屬共ノ目途トスル処ハ O K 家再

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一九四(二九四)

興ノ一点ニ有之故遺言黙止シ難シト雖トモ原告ノ故障ヲ
 申立ツルヲノミヲ強テ要求スルニ非ラス更ニ親屬協議ヲ
 遂ケ至当ノ相続人ヲ撰定スヘク覚悟ナリ然ルニ原告タ
 ケハ豊吉ノ至親ヲ名トシ且ツ宮吉死亡後仏祭遺物ノ

世話シタルヲ口供トシ遺物ヲ掠奪セント欲スレトモ祭事遺
 物ノ世話シタルハタケ夫吉之丞ト協議ノ上依頼シタル儀ナ
 リ尤モ昨年吉之丞死亡後ハYM幸藏該耕地ノ
 世話ヲ為セリ又豊吉ヲ至親ト主張スレトモ被告ニハ宮

吉ノ叔父YM卯助從弟YM幸藏全順左工門等
 有之故豊吉ノミ至親ト云ハレス況ンヤ豊吉ハ未タ幼少

ニシテ東西ヲモ分タス然ルモ原告タケ彼レヲ口実トシ叔
 (〇一八A)

父從弟等ノ協議ニ応セサル理ナシト答弁セリ
 依テ裁判スル左ノ如シ

第一条

原告人ハOK宮吉生存中該地讓與ノ約アツテ且彼
 レニ対スル至親者ナレハ同人死亡後嗣子ナク断絶セシヲ
 以テ先ツ豊吉名前ニ更改セント申述ルモ死后既ニ三
 年ノ久シキヲ經過シ仍ホ依然トシテ宮吉名義タレハ未
 タ所有權ノ移転セサル言ヲ俟タス加ルニ其讓与ノ約
 タルモ亦徒ツラニ口頭ノ陳述ニ帰シ他ニ憑ルヘキノ証左ナ
 ク而シテ被告人ハ該地ヲ以テOK家再興ノ為メ協議

ヲ遂ケ至当ノ相続人ヲ撰定セント要スルハ蓋シ親戚ノ
 交誼ヲ尽スヘキ所為ト謂ヘシ然ルニ其親族ノ原告ニ
 於テ之ニ干預セサルノミナラス當ニ幼者ニシテKM家ノ戸主
 (〇一八B)

ナル豊吉所有ニ帰スヘキ地所ナリトテ右協議等ヲ抗
 拒スルハ太タ其当ヲ失ヒタル者ナリ其他支葉ニ係ル陳
 述ハ採用セス

第二条

前条ノ如クナルニ付原告申分難相立事

但 訴訟入費ハ原告ヨリ弁償スヘシ

明治十一年十一月六日

掛判事 津田 弘道

主 十七等出仕 大隅 復三

副判事補 松野 節夫

(〇一九A) 【四】 【目次五】 【家名相続人願書差拒・申渡】

申渡

原告 山口縣第七大區六小區周防國都濃

郡久米村□□□番屋敷居住 平民

H M 治兵衛

被告 山口縣第九大區壹小區周防國佐波

郡富海村□□□□番屋敷居住

平民 N M 儀右工門 代人 同縣第六

大区七小區同國熊毛郡嶋田村□□

□□番屋敷居住 平民

T M 萬槌

家名相続人願書差拒之詞訟遂審理処

原告 H M 治兵衛訴フル要領ハ原告カ叔父 F I

才吉儀明治十一年六月八日死亡セシニ付原告カ次男

(〇一九 B)

安之助ヲ以テ相続人ニ定メ度ト親戚ヘ協議致シ願

書ヲ認メ N M 儀右工門妻フミハ亡才吉カ妹ナルニヨリ

儀右工門ヘモ示談シ右願書ヘ連署シ呉ル、様相促シ

タル処儀右工門夫婦ニ於テ承諾セサル而巴ナラス血統ノ

安之助ヲ除ク亡才吉カ相続人ハ更ニ縁故ナキ I N 初

三郎ヲ以テ相続致サス抔不条理申立ルニ付願書ヘ捺

印致サシメンヲ要求シ

被告 N M 儀右工門代人 T M 萬槌答フル要領ハ原

告訴フル如ク F I 才吉儀明治十一年六月八日死亡

セシ所相続人撰定ノ儀ニ付原告治兵衛カ次男安

之助ヲ以テ亡才吉ノ相続人ニ定メ度ト治兵衛カ一己

ノ了簡ヲ以テ願書ヲ認メ治兵衛一族ノ者申合セ該

願書ヘ捺印致シ呉ル、様相促シタレトモ決シテ承引セス

(〇二〇 A)

如何トナレハ才吉死亡ノ際治兵衛カ所業見ルニ忍ヒサ

ル事有之因テ安之助ヲ相続人ニスルトキハ治兵衛カ一己ノ

了簡ヲ以テ F I 家ヲ乱タシ遂ニハ絶家ニ立至ルモ

難斗ト思念スルヨリ安之助ヲ相続人ニ定ムル事ハ

儀右工門夫婦ニ於テ不同意ノ事ナレハ寧口幼少之

安之助ヲ立ツルヨリハ I N 初三郎ヲ相続人ニ致シ

家政等モ担任致サセ度旨抗弁ス

因テ判決スル左ノ如シ

抑戸主死亡後相続人ヲ定ムルハ親戚ノ協議ヲ以テ

撰定スルハ論ヲ俟タス然ルニ今被告カ願書捺印ヲ

肯セサルハ則協議ノ成ラサル者ニテ原告ニ於テ強テ

之レカ捺印ヲ要ムルノ權利無之

但 訴訟人費ハ原告ヨリ仕払フヘシ

(〇二〇 B)

明治十一年十二月十六日

掛判 事 津田 弘道

主判事補 三浦 芳介

副十七等出仕 大隅 復三

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一九二(一九二)

〔〇二一A〕【五】【目次四】【養子離縁・申渡】

申渡

K T 辰之助
同九小區角石村□□□□番屋敷 平民

原告 山口縣第拾二大區拾一小區長門國

厚狹郡平原村□□□□番屋敷

S S K 栄藏
養子離縁之詞訟遂審理処

平民

原告 M 忠藏訴フル要旨ハ被告傳次郎ハ原告
カ身元ノ兄 S S K 栄藏カ二男ニテ去ル慶応年間^{*}養子

M 忠藏

被告 同屋敷 平民

〔〇二一A〕
^{*}西曆一八六五〜六八年

M 傳次郎

引合人 同高泊村□□□□番屋敷 平民

U D 清九郎

同西高泊村□□□□番屋敷 平民

O T 誠四郎

同□□□□番屋敷 平民

M 正之助

〔〇二一B〕

同烏帽子岩□□□□番屋敷 平民

T G 幾三郎

同平原村□□□□番屋敷 平民

K T 助三郎

同□□□□番屋敷 平民

S O 正三郎

同□□□□番屋敷 平民

〔〇二一B〕

タルニ遽チ憤怒ヲ發シ原告カ肋ヲ掴ミ投ケ倒シ老身痛

^{**}西曆一八七〇年

苦ニ堪ヘス十五日乃至病床ニ臥付ス其際離縁スヘキ

場合ナルヲ一旦宥恕シツレトモ爾后明治九年九月妻

ハツ疾病ニ罹リタルニ原告ハ曾テ近村妻崎ナル処へ

開墾地アツテ此地へ居宅ヲ結構シ往來スル処被告

夫婦老母ノ看病ニ甚粗略ニテ病苦ノ身一層

痛心ヲ加ヘ或日既ニ晩縊死セントシタル処幸ニ原告帰

來シ漸ク相宥メタレトモ掛ル不幸者故離縁ヲ決心シ

家事向及ヒ財産等任セ置キ難ク先ツ地券証ヲ取

調觀ルニ耕地券証拾一枚ノ内拾枚ハ私ニ被告カ名前ニ切替居又タ旧下札前ト改正ナリタル畝石トハ大ニ差異ヲ生シ設ハ三畝歩ヲ五畝歩ト改メ或ハ五畝歩ヲ四畝歩トナシタルハM正之助カ奸謀ナリト想像ナスモ畢竟被告カ所為ナレハ大ニ驚愕シ直ニ當時ノ副戸長目正之助へ尋問セシニ曖昧タル答ノミニテ明瞭ナラサレハ戸長北村正光へ斷然離縁ヲ申出タル処種々取扱ハレ否ミ難ク再ヒ堪忍ヲ加ヘ耕地半分ヲ被告ニ分作致サセタリ然ルニ又戸籍表ヲ詮議スルニ明治四年五月朔日忠藏隱居傳

次郎家督ト記載アリ再ヒ愕然致シ固ヨリ原告(二)於テ家督讓与セシメ曾テ之レ無ク隱居家督ハ人身一代中ノ最大事件ニシテ親族ハ勿論組合等承知スヘキ

(〇三三A) 下ナルヲ渠等承知致サス且ツ明治十年納分表へ傳次郎ト記名アリシヲ副戸長目正之助カ原告ノ名義ニ改竄シタル等即チ家督讓与ノ事ナキヲ証スルニ足ル然ルニM正之助(二)於テ納分表ノ名義ヲ書直シタル覺之レナキ旨陳言スルモ渠カ筆跡ニ違ヒナキヲ以テ昭々明々タリ然ルニ又チ家督讓与ノ際M正之助共原告一同畔頭上田清九郎方へ罷越願出タル旨申述ス

ルモ囊ニ申立タル如ク明治三年部屋建築ノ砌ヨリ

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一九〇(一九〇)

ハ不熟ヲ生シタレハ争カ讓与スヘキ道理ナク畢竟原告夫婦カ愚昧且ツ老衰シテ事情ニ疎キ故被告共自保ニ家督讓与ノ運ヲ為シ戸籍表地券証共戸主ノ名義ヲ据へ謂へカラサル奸謀相巧ミ切齒ニ堪ヘサルナリ將タ原告カ養子ト成リシ時ハM家ハ極

(〇三三B) 難ニシテ忒反不足ノ耕地ヲ讓受ケ爾來刻苦山野ヲ開墾シ或ハ人ニ傭ハレ賃金等ニテ得タル耕地地方式町有山山林壹町五六反歩ニ及フ故ニ被告ニ開墾ノ助力ヲ命スレトモ我保ノミ申張從行ヲ肯セス加之明治六年ノ秋雇人ノ給米払ヒ渡シテ原告ノ自由ニ任セ難キトテ憤怒ヲ生シ藁打槌ヲ以テ己ニ毆打ニ及フ処幸ニ去避シ其

余勢畜牛ニ及ヒタル等ハM正之助カ男鹿之助カ目撃スル所タリ又タ被告ニ任セタル耕地壹町六反余ナレハ即チ明治二年ヨリ全九年迄一ヶ年作り面均百俵ナルニ付

仮リニ肥シ代其他家事向ノ入費等一ヶ年五十俵ヲ除棄シハヶ年分德米四百俵ハ貯蓄アルヘキヲ更ニ其儀之レ無ク如此被告夫婦ノ振舞ナレハ近來原告夫婦ハ別家ニ居住シ自炊スル処明治十年旧曆七月仕送り米

(〇二四A) 七斗式升ノ算勘之レアルトテ附建一紙ヲ以テ其代価ヲ督促スルニ依リ不条理トハ思慮スレトモ渠カ強迫ヲ恐レ金

三円五十八銭ヲ払ヒタリ且ツ其年収納ノ際被告カ雇人共ヘ対シ種々ノ妨害ヲ為シタレハ終ニ雇ハル、者ナキ故苴稲ヲハ圃ヒ置キ漸ク本年四月ニ至リ収納シタリ又タ昨年原告租税金ニ差湊山林毛上ヲ売渡セシニ被告

苦情ヲ鳴ラシ買主TK政吉外式名ヲ相手取り勸解

ヲ願出タル等ノ顛末人倫ニ戻リ子タルノ義務ヲ弁ヘサル

者ニテ所詮後來ヲ任セ難ク原告夫婦ハ已ニ古稀ヲ

超ヘタル身ナレハ困難且夕ニ迫リタルニ依リ速ニ離縁セ

ンヲ要求シ

被告M傳次郎答フル旨趣ハ原告即チ養父忠藏

ヨリ被告ヲ離縁セント詞訟ニ及ヒ親子ノ情誼実ニ答

〔〇二四B〕

弁スルニ忍ヒサルモ曾テ成則アレハ聊屢述セサルヲ得ス抑過ル

文久元年*原告方養子ノ示談ニ預リ予テ至親ノ * 西曆一八六一年

間柄ナレハ容易ニ承諾シ其三年M家へ入込昼夜養父

母ノ心意ニ背カス一家親睦明治四年**五月朔日養父ノ

** 西曆一八七一年

願ニ依リ被告家督讓与ヲ受ケ戸主ノ位置ニ立チ方今

迫一言ノ争論モセス家政ヲ維持セシハ親類ハ固ヨリ一

村組中等承知スル所タリ然ルニ原告（二）於テ種々ノ説ヲ

設ケ被告力不孝ヲ唱ヘ或ハ農事ニ怠リ又ハ明治三年ノ

冬部屋建築ノ際手荒ノ所業アリト実ニ無根ノ陳述

ニテ普請ノ砌ハ親類組合等モ集會シ居タレハ掛ル不道ノ所為アレハ曾テ知ラサルノ理ナク且ツ養母疾病ノ際看病粗略ナリト云フモ被告夫婦ハ日夜病床ヲ離レス医師ハ藤井某へ診察ヲ受ケ療養ヲ尽シタレハ其医師及ヒ親類

〔〇二五A〕

等モ亦知ル処ナリ將タ耕地券証拾壹枚ノ内拾枚ハ窃ニ被告カ名義ニ改メ戸籍表ハ戸主ノ位置ニ記載セシ等ハ

原告ハ素ヨリ親類M正之助SSK栄藏等立會

當時ノ畔頭上田清九郎ノ面前ニテ名寄帳簿ノ名

前ヲ切換爾來戸主ノ位置ニ在ッテ目今ニ至ル迄公租

上納等ハ連綿被告カ收納スル所タリ然レハ被告カ自己

二戸主ト為リタルニハ非ルナリ又タ原告租税金ニ差湊山林

毛上売却云々ヲ揚言スルトモ苟モ被告ハ戸主ナルニ居家ノ

後山ナル樹木ヲシテTG政吉等無沙汰ニ採用セシニ付

尋問及ヒタルニ曾テ原告ヨリ買得シタル旨相答ヘ蓋シ

原告金田ニ差湊アレハ速ニ被告ヘ通達シ之レヲ談示ス

ルハ一般親子ノ情誼タリ然ルヲ為何通知ナク勝手ニ売却

却シ殊ニ政吉等ハ被告カ戸主ナルハ疾ニ承知シ乍ラ別

〔〇二五B〕

家へ隠居シタル原告ヨリ直接ニ売買ノ定約ヲ結行スル

謂レナク依テ伯父NT源右工門ヘ示談ヲ遂ケタル上買

主共ヘ其事故ヲ照會セシニ買主共ニ於テハ已ニ代価ハ原

告ノ手ヘ払渡シタレハ其金員償還セサレハ依然採用ス
ヘシト固ヨリ親子ノ情誼ニ於テ父ノ負債ハ子タル者還
償スヘキ条理ナレトモ隠居且ツ老衰セシ原告ノ承諾ノミニテ
動不動産物ヲ容易ニ他人ヘ売買セハ遂ニ一家敗産
ニ陥リ却テ孝道ニ非サル事ト思量シ政吉等ヘ係リ

勸解ヲ願出タレトモ少モ原告ヘ対シ非難セシ儀之レ無ク
回顧スレハ已ニ二十八年ノ久シキ親子ノ天道ニ基キ子タルノ
義務ヲ尽シ孝養ニ背カサルハ親戚隣佑ノ聞知スル所ニテ
今更事ヲ設ケ離縁セラル、ノ理由曾テ之レ無ク然レトモ若シ
養父母ノ意ニ協ハサルヲアレハ飽迄其非ヲ改メ一層孝道ヲ

〔〇二六A〕

尽スヘシ尚ホ親戚隣佑等被告不孝アリト保証スルニ於
テハ速ニ退家スヘキ旨答弁シ

引合人UD清九郎ハ原告M忠藏ハ明治元年*ヨリ

* 西曆一八六八年

妻崎ノ開作地ヘ内証分家退隠シ爾來貢祖上納ハ

勿論其他諸役目等ニ至ル迄闕如ナク被告傳次郎

ヨリ相勤而シテ明治四年四月**親類組合協議ノ上

** 西曆一八七一年

養子傳次郎ヲ家督サスヘクトテ忠藏傳次郎ハ固

ヨリ親類M正之助SSK栄藏一同名寄帳簿ノ

名前換ヲ申入其当時清九郎ハ畔頭役ナレハ直ニ

其儀ヲ施行シ翌明治五年春定ヨリハ傳次郎ノ
名義ヲ以テ収納セシ旨申述ヘ

引合人OT誠四郎ハ畔頭上田清九郎ノ後役ニシテ

明治五年十月***平原組ハ烏帽子岩組ヘ合併セラレ

〔〇二六B〕

*** 西曆一八七二年

諸帳簿引受ノ際烏帽子岩組ニM忠藏名前ノ下

札之レアル処其後地券発行ニ付一組下札壹枚ニ相定リ依

テハ根平原組名寄帳M傳次郎名義ノ下札ナレハ傳

次郎ヨリ下札寄致シ明治五年分上納等モ同人ヨリ収

納シ其際忠藏ヨリ為何故障モ申出テサル旨陳弁シ

引合人M正之助ハM忠藏トハ親類殊ニ組合ニ之レアル

処是迄養子傳次郎カ養父母ニ対シ不孝ノ振舞アリ

トハ更ニ聞知セシヲナク忠藏ハ已ニ明治二年ト覺ユ里

程式里許ナル妻崎開作地ヘ内証分家別居シタレハ明治四

年四月忠藏傳次郎ハ固ヨリ親類SSK栄藏正之

助一同畔頭上田清九郎方ヘ名寄帳名前換ノ儀申

出テ爾後明治六年ヨリ十年一月迄正之助カ副戸長所勤

中ハ貢祖上納等ハ総テ傳次郎ノ名義ヲ以テ収納セシ旨

〔〇二七A〕

弁解シ

引合人SSK栄藏ハM忠藏ハ栄藏カ叔父傳次郎ハ

舎弟ニ之レアル処今ヲ隔ル十八ヶ年前忠藏ノ望ニ任セ傳

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一八八(二八八)

次郎ヲ養子ニ遣シ爾后忠藏ハ妻崎開作地へ退隱シ

依テ親戚協議ノ上過ル明治四年四月戸主并名寄帳

トモ傳次郎へ名前換ノ儀忠藏傳次郎へハ固ヨリ

親類M正之助榮藏共一同畔頭上田清九郎方へ

申出テタリ尚ホ数年ノ間親子不熟等更ニ聞知セ

サル旨陳述シ

引合人T G幾三郎ハ自家トハ親戚ノ間ナルモ居宅遠

隔ナレハ該家ノ熟不熟ハ更ニ知ラサル旨ヲ述へ

引合人K T助三郎S O正三郎K T辰之助共ニM

家トハ同組合ニ之レアル処忠藏傳次郎ノ父子ハ怠慢無

〔〇一七B〕

ク農事相働キ忠藏ハ殆十ヶ年前ヨリ妻崎開作地へ

居宅シタルハ養子傳次郎力不孝ニテ該家不熟杯ハ曾テ

見聞セサル旨開陳シ

戸長喜多村正光ニ於テハ明治四年調製セシ戸籍

表及ヒ九年改正毎戸ヨリ差出シタル戸籍帳等受方ノ

節ハ已ニ明治四年五月朔日忠藏隱居傳次郎家督

ト之レアリ然レトモ從來村ノ慣習ニテ啗口頭ノ申出テニ対

シ帳簿ノ名義ヲ改竄スルノミナレハ其願書等ハ曾テ之レ

無ク將タM傳次郎カ養親ニ対シ不孝ノ聞へ一切承

知セサル旨申告シタリ

因テ判決スル左ノ如シ

第一條

原告(三)於テ養子傳次郎へ家督讓与ノ旨無キ旨陳言

〔〇二八A〕

スト雖トモ親戚M正之助S S K榮藏等原被告ト共ニ

其執行セシヲ保証スル耳ナラス當時ノ畔頭上田清九

郎モ亦之レヲ証明ス然レハ則チ其事ノ曾テ協議ニ出

テタルヲ知ル、足ルヘシ況ヤ例ヒ協議ニ非サルモ苟モ七ヶ年ノ

久シキ家事ヲ被告ニ任セ賁租取納等渠カ名義ヲ以テ

負担スル所ナルニ其間原告防止スルノ拳ナキハ已ニ明許

セシ者ニテ自ラ戸主ノ權利ヲ拋棄シタル者ニ於テテラヤ

第二條

原告(三)於テ被告カ農事ニ怠リ孝道ニ背キタル旨數條ノ

所業ヲ揚言スルモ毫モ確証アル無ク戸長尚親戚隣

佑等一ツトシテ被告從來ノ非ヲ拳ル者ナク却テ渠カ

行事ヲ稱賛スルアツテ其子タルノ義務ヲ欠キ道儀ニ

戻リタルノ所業ヲ徴スルニ由シナシ

〔〇二八B〕

第三條

前條々ノ理由ナルニ依リ被告ハ既ニ一家ノ戸主タル判然

ナレハ其曲非タルノ証憑ナクシテ設ヒ養父タルモ之レカ進退

ヲ自由スルノ權利ナケレハ離縁セントノ原告申分難相

立事

明治十一年十二月二日

掛判事 津田 弘道
主判事補 高野 薫
副判事補 松野 節夫

〔〇二九B〕

明治四年ニ至リ甲第壹号証ノ如ク益四郎弟万

常健職事へ更ニ繼續ヲ被命NO家再興シ明治九年

十二月*万常病ニ罹リ亡没セシ処同人寡婦ツマ

外他ニ該家ヲ繼續スヘキ者ナキニ付ツマヲ相続トナサント

出願談判中被告ニ於テ自カラ該家ヲ再統セント謀リ

之ヲ妨碍シ赤間閔區裁判所へ再度勸解出願ノ

未被告ニ於テ事ノ成ラサルヲ悟リNO家附籍善一ナル

者ト謀リ渠ヲシテ該家ヲ繼承セシメント県庁へ出願ノ

趣ニ付原告ヨリモ亦相続出願セシニ扱所ニ於テ肯テ

與書セサルニ依リ明治十一年六月中**甲第三号証ノ如ク

更ニ県庁へ直願致セシ処於其筋可受裁判旨指令

相成タリ然ルニ右善一義ハ実ハ万常ノ兄ト雖トモ幼ヨリ

SD家ノ養子トナリ嘉永年間隱居致シ後子賭博ノ

〔〇三〇A〕

科ニ依リ処刑ヲ被リ依テ同家親戚ヨリNO家へ送還

セラレタル者ナルニ今日ニ至リ益四郎ト相謀リNO家ヲ

統セントスレトモ前陳ノ如ク被告ハNO家ヲ断絶シ善一ハ

他家ノ隱居ニシテ罪科アツテNO家ノ附籍トナリタル者

ナレハ孰レニ於テモ万常ノ相続人タルヘキ者ニ非ス故ニ明治十

〔〇二九A〕【六】【目次六】【家督相続差違・申渡】

申渡

原告 山口縣長門國厚狹郡郡村□□

番地居住 土族 NOツマ 代人 全縣

周防國吉敷郡米屋町□□□□

番地寄留 福岡縣土族

M S 昌太郎

被告 山口縣長門國厚狹郡郡村□□

番地寄留 土族

S D 益四郎

家督相続差違之訴訟遂審理処

原告代人訴フル要領ハ去ル嘉永年間*被告益四郎 *西曆一八四八

NO家戸主トナリ直人ト通称之際旧主毛利某ノ 一八五四年

開拓事件ニ関シ罪アリ流刑ニ処セラレNO家断絶

明治二一(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一八六(一八六)

一年山口區裁判所へ勸解出願セシ処又々被告ニ於テ異議申立終ニ同年九月廿一日勸解不調トナリ依テ不得止這回出訴及ヒタレハ速ニツマニ於テ相続人タラント申立依テ訴訟入費ハ被告人ヨリ弁償ヲ受ケ度ト要求シ被告答フル要旨ハ原告陳述之如ク囊キニNO家

戸主タルノ際過誤有之旧領主ヨリ遠島被申付一旦NO家断絶シタレトモ慶応年間ニ至リ遂ニ家名ヲ

恢復シタリ而シテ其際旧整武隊へ編入中ニ付家督ハ弟

(〇三〇B)

万常へ譲リシ処同人義ハ明治九年六月病ニ罹リ十二月

ニ至リ終ニ亡没シタリ而シテ其寡婦即チ原告ツマ義ハ

萬常臥病以來TG繁人ナル者ト姦通シ万常亡没

ノ后滋々淫縱^{チキキ}居喪^{キキ}犯姦スルノミナラス老母センヘ対シ傲慢

*「淫」は「淫」の俗字

ヲ極ム依テ親族相議リ屢々訓戒ヲ加フト雖トモ更ニ改心

*「居喪」は喪に服している

セス依テ明治十年三月中親族協議ノ上乙第二号証

ノ如ク自分ヲ相続人ト定メ出願候折柄原告ツマヨリ

苦情申立親類ヲ相手取り赤間閩區裁判所へ勸

解願出シ処相続人ノ義ハ親戚協議ヲ以テ決定

スヘキ説諭ニ基キ解訴シタリ故ヲ以テ更ニ親族協議ヲ

ナシタルニ親族中ニ於テハ毫モ異議ナク自分ヲ相続人ト決

定シタルハ乙第三号及ヒ乙第四号証ニ於テ然觀ルヘシ然ルニ尚原告ニ於テ之ヲ拒ムニ付母センヨリ代理ヲ以テ

(〇三二A)

勸解願出セシ処原告異議申張終ニ不調トナリ不得

止親族ヨリ母センヲ以テ相続出願中セン病ニ罹リ平

癒ノ目的ナキニ付親族協議シ乙第五号証ノ如ク更ニ

万常兄善一ヲシテ相続為致度願出セシ処又々ツマヨリ

故障ヲ述ルニ依リ其筋ハ訴出裁判ヲ受クヘキ旨明治

十一年七月中指令相成タリ却説原告ニ於テハ善一ハ

他家ノ隱居ニシテ処刑ヲ蒙リNO家ノ附籍云々論弁ス

レトモ全ク善一二於テ博戯為シタルニ非スシテ其実他人へ

古本ヲ売却セシニ他人該品ヲ以テ博器ヲ製シタルヨリ

其情ヲ知りタル者ト見做サレ処分相成タル者ニテ又夫カ為

メ復籍シタルニ非スシテ万常羸弱^{ルイ}家事ヲ理スル能ハサル

*弱いこと

ニ依リ単ニ該家ヲ保護センカ為ナリ又戸籍表ニ拠レハ

善一ハ亡父刷ノ弟トアレトモ其実刷ノ二男ニシテ且當時

(〇三二B)

他家ノ隱居ニ非ス又NO家ノ附籍ニ非スシテ同家へ

復籍シタルハ原告自カラ提供シタル甲第二号証ニ於テ

瞭然タリ抑^{オモシ}原告ツマノ不行跡ハ親族皆了知スル処ニシテ

渠カ相続人タルヲ欲セサルハ独リ被告一人耳ナラス亡万常

モ同人ヲ離縁致スヘク遺囑シ亡母セムモ亦ツマラ相続ト
為ス勿レト遺言シ他ノ親族ニ於テモ拳テ異議アルヲ二
付必ス善一ヲシテNO家相続人ト定メ度因テ訴訟
入費ハ原告ヨリ弁償ヲ受ケ度ト抗弁セリ

因テ裁判スル左ノ如シ

第壹條

原告ニ於テ善一ハSD家ノ隱居ニシテNO家ノ附
籍云々開陳スルト雖トモ原告提供シタル甲第貳号証ニ

憑レハ善一ハ附籍ニアラスシテNO家本籍ニ編入アルヲ瞭

〔〇三三A〕

然タレハ其申分難相立

第貳條

抑家督相続ハ必ス血統ノ男子タルヘシ而シテ其或ハ

女子ヲ立ツル所以ノ者ハ家ニ血統ノ男子ナリ又ハ有之モ

廢篤疾等ニテ直ニ不得止ノ場合ナリ今NO家ニ

於ケル現ニ亡万常力兄善一ノ存在スルニ之ヲ闍キ原告

女子ノ身ヲ以テ強テ相続人トナルノ條理無之モノナリ

第三條

原告告共ニ本訴ノ主旨ニ非スシテ枝葉ニ渉ル陳述ハ

一切採用セス

第四條

前條々ノ理由ナルニ因リ被告請求ノ如ク善一ハNO

家ヲ繼續スヘキ權利ヲ有スル者トス

〔〇三三B〕

但 訴訟入費ハ成規之通原告人ヨリ仕払フヘシ

明治十二年三月十七日

掛 判 事 津 田 弘 道

主 判 事 補 三 浦 芳 介

副 判 事 補 鈴 木 円 平

〔〇三三A〕【七】【目次七】【讓与耕地山林請求】

裁 判 案

原 告 山口縣長門國厚狹郡船木村居

住 平民 NO和兵衛 代人 同郡奥

万倉村居住 士族

T T 退 藏

被 告 全村居住 平民 NO直吉 代人

周防國玖珂郡錦見村寄留 廣

島縣士族

Y S 眞 也

讓与耕地山林請求ノ詞訟審理ヲ遂ル処

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一八四(一八四)

原告代人申立ル要旨ハ本人和兵衛儀ハNO伊
三郎ノ長男ニシテ安政年間*父退隱其家督ヲ相続

* 西曆一八五四(一八〇年)

シテ戸主タリシモ本訴ニ掲ル地所ハ父退隱中ノ所有トシ

〔〇三三B〕

依然全人カ名前ニ為シ置他余ノ田畑等ハ悉ク譲与ヲ
受ケル後又久年間*ニ至リ和兵衛事故アツテ他行スルニ

* 西曆一八六一(一八六四年)

際シ伊三郎初親屬協議ノ上実弟直吉ヲシテ相続人

ト定メ所有ノ財産及ヒ負債弁償ノ義務等引渡

セリ後明治元年** KY喜太郎養子トナリシモ父弟

** 西曆一八六八年

ノ間親睦ナラサルニ付其兩人ノ需ニ從ヒ明治四年***

*** 西曆一八七一年

喜太郎方ヲ離異シテ父伊三郎ト同居シ彼レカ所有

ノ地所ヲ耕耘為シ来リテ全ク被告ト分家ノ姿ナリシ

処尚ホ全人ノ所行不条理少ナカラサルヨリ父伊三郎ニ

於テ将来ヲ慮リ乃チ該地甲第壹号証ノ如ク譲与ヲ

受タリ后明治六年三月十三日父死亡ス因テ約ノ如ク

名前切換置クヘキ筈ナリシモ被告ニ於テ權威ヲ振リ

同籍中ハ何レノ時トナク戸主ノ扶持ニ係ル者ナレハ他日分

〔〇三四A〕

籍ノ際名義更改スヘキトノ約諾ヲ以テ該地ノ支配及ヒ
其作徳ハ和兵衛曾テ戸主中ノ負債ニ充テ俱ニ被告

ニ委子 置尚ホ商業ノ為メ他ヘ又寄留シタリ故ニ地券發

行ノ場合ナリシモ名前切換方等閉経過セシ所以ナリ然ル

処方今既ニ分籍為シタル上ハ則前約ヲ踐ミ甲第壹号

証ノ地所引渡シ方督促ニ及ヒシニ被告ニ於テハ該証ノ

真正ナラサル等異議ヲ唱ヘ抗拒スルモ甲第貳三号証ノ

如ク素ヨリ該地伊三郎所有申讓与ヲ受タル者ニシテ

同人死亡セシモ連署者保証スル処アリ加ルニ印影甲第

四号ト同一タレハ伊三郎実印ナルヲ知ルヘシ尤モ該書ハ畔

頭半右エ門死亡且奥書全人直筆ニアラサルト雖トモ当

時ノ公正証書ニシテ引証タル者ナリ而シテ被告提供スル

乙第六号印影ハ假令目下公簿ニ突入アルモ伊三郎生存

〔〇三四B〕

中ノ帖簿ナラサレハ決シテ信ヲ措クニ足ラス且乙第一号ヨリ

全第五号ニ至ル書面モ別ニ疑ヒヲ入ル可カラサルモ到底被告ノ

陳言ハ徒ノ苦情ニ止ルヲ以テ甲第壹号証ニ基キ地所引

渡シヲ受ケ從テ訴訟入費弁償ヲ受度旨要求シ

被告代人答フル要旨ハ甲第壹号書面ハ本人直吉カ毫

モ弁知セサル者ニシテ父伊三郎生存中ハ勿論死亡ノ際ト雖トモ

何等ノ遺言モナク且全人名下ノ押印彼レカ所用ノ印影ニ

アラスシテ乙第四五六号ノ如キ公正書面押印之レ全人カ実印

タリ尤其年度ニ依リ異印アルモ此三印類ノ外伊三郎所用セシ印影ナシ故ニ甲第壹号及ヒ四号書面ハ決シテ真正ノ者ニ之レナク原告手裡ニ作為セシ者ナルヘシ抑原告和兵衛儀ハ伊三郎ノ長男タリシモ私擅ニ家出行衛知レサルヲ以テ父ヲ初親屬協議ノ上和兵衛ヲ廢シ直吉相

〔〇三三A〕

続人タリ后慶応三年*原告復婦スルモ仍ホ父ノ意ニ適

* 西曆一八六七年

セサルニ付只厄介爲シ来ル処明治三年ニ至リ父退隱乃チ直吉之レカ家督ヲ相続シ以来NO家戸主タリシハ乙第二号戸籍写ヲ以テ明瞭ナリ就テハ本訴ニ掲ケシ地所ハ父ノ意ニ任セ隱居中依然彼レカ名前ヲ据置余ハ悉ク直

吉名義ニ切換后明治六年三月十三日父死亡シ且地券

發行ノ際ナリシモ何心ナク旧来ノ習慣ニ從ヒ既ニ死去セシ

伊三郎又ハ直吉名前ノ地券ヲ願受ケ后チ其粗漏タル

ヲ悟リ書換ノ義更ニ上願セシ次第第二テ父死亡後該地

ノ貢租ヲ初総テ直吉名義ヲ以テ收納爲シ来リシハ乙第

壹三号書面ノ通戸長等ノ保証スル処ニシテ原告関係

スヘキ地所ニアラサルヲ明昭タリ然リト雖モ兄弟ノ間情誼

ニ於ケル固ヨリ一点分与ノ意ナキニ非リシモ原告ニ於テ徒ニ

〔〇三三B〕

不正ノ書面ヲ証トシ敢テ該地ノ所有スヘキ權利アリトシ如斯

無法ノ請求ニハ難応因テ訴訟入費ノ弁償ヲ受ケント

抗弁セリ

依テ裁判スル左ノ如シ

第一条

甲第壹号書中伊三郎名下ノ印章被告ニ於テ彼レ

ノ実印ニアラスト云ヒ双方之レカ引証トシテ提供スル書

面ヲ対照スルニ独リ甲第四号書面全印ナリト雖トモ該

書ヲ保証セシ村吏ハ死亡シ且同人ノ直筆ナラサリシハ原告

自白スル処ニシテ当時公正ノ書タルヲ信認シ難ヲ以テ印証

トスヘカラス而シテ乙第四五六号ノ如ク印影アルニ於テハ原告別

ニ伊三郎実印ヲ公証スヘキ者ナケレハ同人ハ死亡ノ今日果シ

テ甲第壹号書ヲ以テ彼レカ実印ヲ認定スルニ由ナシ且

〔〇三三A〕

書中仮令連署者アルモ啻ニ口述ニ過サル者ニシテ仍ホ該

書ノ真否ヲ視ルヘキ証トスルニ足ラス尙シ原告言ノ如ク該

書ヲシテ正実ノ者ト仮定スルモ伊三郎死亡後被告ニ対

シ名前切換請求ノ未全人カ言ニ從ヒ追テ更改スヘシトテ

該地支配ヲ委任シタルハ原告明言スル所ナリ爰ニ於テ讓

与ノ点ハ一變シ単ニ名前切換方被告トノ約定ニ止リシ

モノナリ然ラハ則甲第一号証ハ既ニ反古タル者ニシテ再ヒ効

力ヲ有スヘキ理ナシ況ヤ前頭ノ如ク該書ノ真正ヲ認ム可

ラサル耳ナラス別ニ効力ヲ有スヘキ証憑ナキニ於テハ該地所ヲ

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一八二(一八二)

シテ徒ニ己レカ所有ニ帰セシメントノ原告陳述ハ其当ヲ得サルモノナリ其他双方提供スル書面ハ枝葉ニ係ルヲ以テ之レカ弁明ヲ要セス

第一条

〔〇三六B〕

前条ノ如クナルニ付原告ニ於テハ甲第壹号証ヲ以テ被告ニ対シ地所請求ノ權利之レナキ事

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ弁償スヘシ

明治十二年六月九日

掛 判 事 津 田 弘 道
主 判 事 補 松 野 節 夫
副 判 事 補 南 條 持 一

〔〇三六の二A〕 【七の二】 讓与耕地山林請求・控訴審判決^(注2)
明治十式年第式百拾三号 用紙紫* * 本行朱書き
所長 印 * * * * * 「小畑」の丸朱印
判事 印 * * * * * 「原田」の角朱印

裁 決 案

山口縣周防國吉敷郡山口

北ノ小路 番北寄留同縣
平民 NO 和兵衛 代人
岡山縣平民

原告 O Z 正平

讓与耕地山林請求之控訴

山口縣長門國厚狹郡吉
見村 平民 NO 直吉 代 言 人
岡山縣土族

〔〇三六の二B〕

被告 三 宅 德 馨

本訴原告本人NO和兵衛病氣ニ付代人
OZ正平ヲシテ明治十二年十月二日控訴セシ
ヲ以テ明治十三年一月廿七日對審ニ及ヒシト原告ヨリ該件ノ手續及ヒ事實取調ノ為メ
日數三十日間猶予ヲ乞尚又日數十五日及ヒ一週間ノ再度猶予ノ未被告ハ明治十三年
四月七日ニ右書類ヲ差出セシモ原告代人ハ之ヲ出サス翌八日ニ至リ原告代人出頭シテ夫々本人ハ掛合及今日ニ至ルモ詳細ノ回答致サ、ルニ付本人召喚審問アリ度旨申出ルヲ以テ直ニ該県庁ニ照會シテ本人召喚及ヒシ処何等ノ回答モ之ナキニ因リ五月十四日訴ヲ以テ再度ノ照會

〔〇三六の三A〕

及ヒシニ県庁ヨリ五月三十一日附ヲ以テ本人ノ請書相添回答之アリ
其請書ノ主旨ハ該件書類取調至処代人

〇Z正平へ差廻ストノコトナルニ因リ即チ六月

十一日ヲ以テ代人ヲ召喚尋問スルニ未タ其事ナキ

而巳ナラス代人ニ於テハ過般上申ノ通度々本人

へ掛合及フモ今以テ何等回答無之ニ付此上ハ相

当ノ処分ヲ受度尤本人ヨリ申立ノ次第モ之アル

上ハ今又二週間ノ猶予ヲ乞ヒ置処掛合及ヒ度

当期日ニ至リ本人ヨリ書類廻送不致節ハ代人

ヨリ何分ノ上申致スヘク旨願出許可ノ末明治十三

年六月廿八日代人出頭シテ書面ヲ出セリ其要旨ハ

明治十三年六月十一日附ヲ以テ兼テ掛合及ヒタル証拠書類

等二本訴手続共詳細回答可有之若シ本月廿

〔〇三六の三B〕

四日迄ニ相整難キ次第ナレハ同日迄ニ上坂可被

致歟到底控訴ノ権利ヲ放棄シテ可然歟何

分捨置ナク至置回答有之度旨本人へ掛合及

ヒシモ今ニ至ル迄更ニ何等ノ回答無之不得止

代人相断ルノ外之ナキヲ以テ本月廿六日既ニ解

任願出タル処其俣ニテハ解任難聞届旨達

セラレ甚タ迷惑ノ至リナレハ此上ハ相当ノ御処

一置ヲ仰キ度旨申立タリ要スルニ原告本人ハ自

分ノ権利ナキヲ知ナカラ唯々執行ノ時日ヲ遷延セ

ント欲スルモノナルコトハ己レノ権利伸張ヲ勉メス

シテ度々督促ヲ受ルモ書類等ヲ差送ラサル

事跡ニ於テ判然看認ヘキモノトス

右ノ理由ナレハ原告控訴ノ権利相立サルニ因リ初審裁

〔〇三六の四A〕

判所裁判ノ通心得ヘキモノナリ

但 訴訟入費ハ原告ノ担当タルヘシ

明治十三年六月*

* 本裁決案は、国際日本文化研究センターの「判決原本

データベース」(以下、日文研DB)をダウンロード

して読み下した。^(注3)

(簿冊表紙は、明治十二年 当庁民事判決録 第七

大阪上等級裁判所 大坂控訴裁判所(以下、「簿冊表紙

は省略))

〔〇三六の四B〕

(記述ナシ)

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一八〇(一八〇)

〔〇三七A〕【目次九】分地耕地并山林請求・申渡

申渡

原告 山口縣周防國熊毛郡束荷村

平民 MS梅之丞 代人 吉敷郡

米屋町寄留 平民

N K 機 平

被告 全 全郡村 平民 MS豊次郎

代人 吉敷郡馬場殿小路寄留

平民

S B 敬 三

引合人 全 全郡村居住 平民

H 宗之進

全 全郡村 平民 OM良助 代人

吉敷郡米屋町居住 平民

〔〇三七B〕

M T Y 太助

全 全郡村 平民

M H 伊兵衛

分地耕地并山林請求訴訟審理ヲ遂ケ判決スル

如左

第一條 原告ハ甲第一号証ヲ以テ被告先代ヨリ本訴ノ

耕地反別式反七畝拾八歩及ヒ山林四反歩ヲ分与受タ

リト云ヒ被告ハ祖先ヨリ耕地讓与ノ言伝モ無之旨開

陳スル処其第壹号証ニ於ケル(加調米無不足)云々又(

年々滞ニ相成節ハ地所御引渡)云々契約ヲ為シタル

モノナレハ証書面ニ基キ長七以下三代ノ間ハ其相続人

ヘ係リ更ニ義務負担ノ契約連結ノ手續ヲ為ス可キ

モ無其儀尚(後年為メトシテ代々受人相立)云々トアル

〔〇三八A〕

後年ニ至リ撰定ノ受人ナキ而巳ナラス長七ノ印章タルヤ

相続人文之進押捺シタル所用ノ印章ト同一ナレハ子孫ノ

実印ヲ其先代ノ兼用スヘキノ理ナシ因テ第一号証ハ

誠意ノ成立ニアラスト認定ス

第二条 原告捧呈スル甲第二号証ハ加調米云々ヲ

照明スルモ引合人H宗之進ニ於テ亡父利右エ門畔頭

役申引受手伝致シ嘉永四年*ヨリ幾左エ門ヲ * 西曆一八五一年

利右衛門ト改名セシ処該証ハ嘉永三年三月付**ナ

** 西曆一八五〇年

ルニ旧名ヲ記載シアルノミナラス其印章ハ當時ニ用ヒタ

ル印章ニアラスシテ素ヨリ加調米ヲ算出シタル儀無

之ハ役場納分帳簿ニ照シテ保証シタリ因テ其証ヲ

閱スルニ其加調米云々ノ書入タルヤ位置墨色ノ相違

アルヲ見レハ第弍号証ハ証拠トスルニ足ラス

〔〇三八B〕

第三條 第三号証タルヤ明治ノ改号ハ慶応四年

九月ナリ然ルヲ明治元年三月トアリ是其當時ニ成

立サルノ証ナリ況ヤ其第四号証ハ宛名ナキ証書ナレハ

俱ニ其効力之レナキ者トス

第四條 前条々ノ次第ナル故原告ニ於テ本訴証書

ヲ以テ分地ヲ請求スルノ權利ハ無之モノナリ

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ弁出スヘシ

明治十二年八月八日

掛判事 津田 弘道

主 十六等出仕 山中 静逸

副 判事補 南條 持一

右衛門 代人 実父

M S U 傳右衛門

分与田畑山林差纏ノ詞訟審理判定スル事左ノ如シ

第壹條

原告出訴ノ要旨ハ左ノ四目ヨリ成立モノトス

第壹 原告実父孫右エ門ナル者ニ子アリ長男市

之助ヲ以テ家名ヲ冒サシメ次男久吉即ち原

(〇三九B)

告二分家セシムルノ意ニシテ嘉永元年*証書面

連記ノ地所山林ヲ分与シタル事 * 西曆一八四八年

第貳 前ノ如ク分家ノ旨趣ナル処偶々実父孫右エ門

ノ弟U D 吉右エ門ナル者嗣子ナキヲ以テ上田家

ノ養子ト為リ其際或ハ離縁ノ事アラント

過慮シ僅二分與中ノ田畑養家ノ近傍ニ

在ルモノ式ケ所ヲ持參シ尋テ又タ式ケ所ノ田

地ヲ領セリ後チ安政五年*実父死亡繼襲者

** 西曆一八五八年

モ亦タ元治元年**ニ死シ三世ノ戸主太四郎ニ就

*** 西曆一八六四年

テ之レヲ請求スルモ當時原告ノ貧窮ナルヲ

以テ典売***ヲ恐レ容易二分与セス其入額ニ

**** 不動産などを約定期限後に売値で

(〇三九A)【九】【目次八】【分与田畑山林差纏・裁判按】

裁判按

申渡

原告 山口縣周防國佐波郡濱方村

居住 平民 U D 卯右衛門 代言人

富 家 平八郎

被告 全郡向島居住 平民 M S U 孫

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一七八(二七八)

買戻す事を条件にして売ること
応シ米金若干ヲ請ケ生計ノ資ト爲セ

シニ明治六年****太四郎又タ死シ相続者ハ

**** 西曆一八七三年

〔〇四〇A〕

幼少ノ女子ニシテ分与ヲ需ムル能ハス明治九

年ニ及ヒ被告MSU家ノ養子ト爲リ

戸主ノ地位ニ立テリ依テ不得止五世三拾余年

ノ星霜ヲ経歴シタル事

第三

本訴請求ノ地所ハ尋常売買等ト大二性

質ヲ異ニシ実父ノ愛情ヨリ分与ヲ受ケタルモノ

ナレハ仮令幾年間ヲ経ルモ証書ノ効力ヲ損セ

第四

被告ノ抗弁ハ悉皆分与ノ地所ヲ引渡シタリ

ト云ニ過キサレトモ本訴ニ請求ノ地所ハ現ニ戸長

役場ノ帳簿上ニ於テ被告カ所有地ニ竊タ

レハ今日MSU家ノ戸主ニシテ該耕地山林ノ

引渡ヲ拒ムハ祖先ノ意ニ背戾シタルトノ事

〔〇四〇B〕

第貳條

被告ハ左ノ六件ヲ以テ原告ノ請求ヲ拒メリ

第壹

原告本訴ニ請求スル地所ノ原由ハ被告ノ

親戚ニKH伊右工門ナル者アリ 護主孫右工 死亡
門ノ妹聲

後家系絶ヘタルヲ以テ其遺留財産ヲMS

U家ニ引取り次男久吉即原告ニKH家ノ

名跡ヲ興サシメント伊右衛門ノ遺留財産ヲ賦

与シタリ 分与証書面孫右工門八郎右工門ノ名前地所アルハ遺

留ノ悪地ヲ売リテ八郎右工門ノ地ヲ買ヒ有奈ノ金ニ對シ孫

右工門自己ノ所有 然ルニ讓主孫右工門ノ弟UD吉右

地ヲ割与セリ 工門嗣子ナキニ由リ中コロ交シテUD家ノ養子

トナリKH家ハ被告先代孫右工門 幼名太四郎讓主

再興ニ決シタル処MSU家嗣子ナキヲ以テ 孫右工門ノ孫

亦タ転シテ之レヲ冒シKH家ハ其次女みち 太四郎

〔〇四一A〕

ニ興サシメ現今KHみちト称シ一戸主タリ依テ該

地所ハKHみちニ賦与スヘキ者ニシテ原告UD

家ニ養子タリシ時其分与ハ自カラ廃棄ニ属シ

タル事

第貳

前ノ如ニシテ現ニ其地所幾分ヲ原告ニ附与シ

アルハ分與ノ証ニ拠テ父兄ニ強迫シ當時原告

実ニ貧窮ナルヲ以テ目下KH家中絶ノ間ニ

在レハ暫ク其地ヲ附與シテ燒眉ノ急ニ充テタルニ

付勸解庭ニ於テ引渡スヘキ地所ハ悉皆引渡

シタリト答弁セシ事

第三

該地所ノ真ニ原告所有ニ帰スルノ因由アラハ

地券発行ノ際之ヲ請求セサルノ理ナク又タ五世
三拾余年ヲ経過スルノ理ナシトスル事

〔〇四一B〕

第四

原告ハ幼名ヲ久吉ト称シUD吉右工門死亡後
其家ヲ継襲シ直チニ卯右工門ト改名シタレハ原告
第式号証ノ如クUD吉右工門宛ノ証書成立
ノ理ナシ依テ該証ハ真正ナラストスル事

第五

明治五年中原告頼母子抵当不足ナリトテ
被告先代孫右工門〔即太〕ニ抵当ノ借用ヲ依
頼セシニ之レヲ肯セス遂ニ親戚ID五郎右工門ト

頼母子ノ受人タリシ事アリ即被告提供スル原告
告自筆ノ証ナリ若シ本訴ノ地所ヲ請求ナシ
得ヘキノ理アラハ其際該地ヲ得テ抵当ト為シ
敢テ借地ヲ要セサル事

第六

該地ハ被告ニ於テ先代孫右工門〔即太〕ヨリ相続
シタル事

〔〇四一A〕

第三條

前兩條ニ掲ケタル原被兩造ノ供出ニ依リ本訴ノ証書ニ照スニ
伊右衛門名前ノ地所其半以上ニ居レハ被告第一ノ申述必ス順
序誠実ナルヲ保スヘシ但シ分与証書ノ文旨甚タ簡略ニ過クルニ
付若シ之レヲKH家ニ縁故ナシトスルモ原告二分家ヲ經營セシ

ムルノ意ヲ以テ地所ヲ分与シタルハ既ニ原告第一ニ自陳スル処ナ
レハ其

分家ヲ營マス他家即UD家ノ財産ヲ相続スル時ニ於テ分

与ノ旨趣ハ既ニ消滅シタル者ナリ然リ而シテ被告ノ猶ホ幾分ヲ
賦与シタルハ何等ノ事故ニ由ルト雖トモ到底被告該地保有ノ
權利ヲ拋棄シタル迄ニ過キス且ツ其分与ハ仮令実父恩恵
ノ契約ナルモ即時所有權ヲ得サルノ事アラハ相続者改定ノ
毎度ニ之レカ承諾ノ証ヲ得サル可ラス偶々原告第二号証

アルモ被告第四申述ニ於テ其不正ヲ論シ原告ハ世間ノ言慣

〔〇四一B〕

ハシニ依テUD吉右工門ノ名ヲ用ヒタリト想像ノ弁解ニ就テ
確實ノ証書ナリト見做スヲ得ス其第三号証ハ畜ニ口頭ノ
證言ニ歸スルノミ果シテ然ラハ五世三拾余年ノ星霜ヲ經歷
シ其間該地相続者ノ承認ナクシテ原契約ヲ維持シ証書ノ効

力ヲ損セサルノ理ナシ況ヤ原告UD家ヲ継襲スルノ際分与
ノ効ハ既ニ消滅スヘキノ原理アルニ於テオヤ依テ原告本訴分
与ノ請求ハ相立サル者也

但 訴訟費用ハ原告人ヨリ被告ニ償フヘシ

明治十二年十一月十七日

掛 判 事 津 田 弘 道
主 判 事 補 南 條 持 一
副 判 事 補 三 浦 芳 助

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一七六(一七六)

〔〇四三A〕【一〇】目次一〇【養子持參金取戻】

原告 山口縣長門國厚狹郡如意寺村居住

士族 O G 雄三郎 代人 全縣全國郡

棚井村居住 士族

R Z 寅平

被告 山口縣周防國吉敷郡下小鯖村居住

士族

M T 玄良

養子持參金取戻ノ詞訟審理判決スル左ノ如シ

第一條 被告ニ於テ原告提供スル持參金請取証ハ

M T 寿三郎ガ戸主中ニ成シタル契約ナルモ寿三郎ハ

明治十年三月* M T 家ヲ被告ニ譲リ安積ト共ニ別

* 西曆一八七七年

籍シ本年六月迄ハ寿三郎ト安積ハ依然ト孫養子

〔〇四三B〕

ノ間柄ニ有之然ルニ壽三郎ハ何ソノ故カ一己ノ了簡ヲ以テ

安積ヲ離縁シタル故設ヒ壽三郎カ戸主中ノ契約タリトモ

別籍後ノ離縁ニ係ルヲ以テ今更其義務ヲ負担スベキ

道理ナシト申立レトモ現ニ該契約ハ壽三郎カ別籍前M T

家戸主中ニナシタルモノニシテ病氣隠居等云々トアレハ其

契約ノ主義タルM T 家ノ相続人即チ被告M T 玄良

ニ於テ返金ヲ負担スヘキ者トス

第二條 前條ノ次第ナルヲ以テ原告請求ノ通り本訴ノ

金員ハ被告人ヨリ返并可致事

但 訴訟入費ハ曲者タル被告人ヨリ弁償スベシ

明治十二年十二月廿四日

掛 判事補 三 浦 芳 介

主 判事補 南 條 持 一

〔〇四四A〕【一一】目次一一【絶家再興ニ付耕地差纏・裁判按】

裁 判 按

原告 山口縣周防國玖珂郡波野村居

住 平民 I H 平助外九名 代人 全縣

吉敷郡山口北ノ小路町寄留 福岡縣

士族

M B 重 雄

被告 山口縣周防國玖珂郡下畑村居住

平民 S S トミ 代 言 人

富 家 平 八 郎

絶家再興ニ付耕地差纏ノ訴審理判決スル左ノ如シ

第一條

本訴四反七畝廿四歩ノ田地ハ安政年間^{*}所有者市之助

^{*} 西曆一八五四〜六〇年

下作人茂右衛門名前タリシハ甲第壹号名寄帳簿ニ

〔〇四四B〕

掲ケル所ナレトモ右両名失踪或ハ死亡ノ者ニテ遺留セシ該

地ノ原被何レニ縁故アル歟ヲ判別スル該争訟ノ要点ナリ

トス然ルニ甲第壹号ヨリ第八号ニ至ル書類ノ内一トシテ原告

祖先以來該地ヲ所有シタルノ証ナキハ勿論右市之助享保

年間^{*}逃亡以降ハ彼レカ組合タルノ情誼ニ基キ該地保有

^{*} 西曆一七一六〜三六六年

シ来ルトノ原告カ陳供ハ只ニ口頭ニ止マリ又別ニ見ルヘキ証

憑ナシ仮令甲第八号書面ノ如ク市之助逃亡シタルニ付

原告共祖先一時該地保有セシ者トスルモ爾后耕耘ヲ

怠リ將ニ荒蕪ニ帰セントスルニ際シ下畑村ヘ交付シ因テ

年租モ同村ヨリ収納為シ来ルハ原告自白スル処ニシテ

既ニ該地ニ管係セサリシヲ倍明ナリ之レニ反シ被告ニ於

テハ乙第壹号ヨリ第八号ニ至ル書類ニ就キ該地ノ関涉ヲ

視ルヘキトアリ第一市之助及ヒ茂右衛門ノ両名ハ即チ乙第

〔〇四五A〕

七号過去帖写并第八号書面ヲ以テ被告カ祖先タル

ヲ知ルヘシ第二該地ノ所在原告居村ニアリト雖トモ同方ニ干

〔〇四五の二A〕【一の二】^(注4)絶家再興ニ付耕地差違・控訴審判決

預セス下畑村ヨリ之レヲ支配シ從テ貢租モ該村内ヨリ納メ

来ルハ乙第二号ヨリ第五号ニ至ル書面ニテ瞭々タリ第三

前頭ノ因由ヲ以テ既ニ地券SSトミ名前ニ更改シタルハ

乙第壹号証ノ通ニシテ以降該地ノ義務同人負担セシハ

乙第六号書面戸長保証スル所ナリ爰ニ於テ之レヲ觀レハ

被告人ハ全ク絶タルSSノ家ヲ興シ即チ祖先市之助名

前ナル該田地既ニ所有ノ權利ヲ得タル上ハ敢テ他人ノ動

カス可ラサル者ナリ

第二條

前條ノ筋ナルヲ以テ原告ニ於テハ別ニ証憑ヲ供ル能

ハサレハ被告ニ對シ絶家再興ヲ名トシ該地引渡シヲ求ム

〔〇四五B〕

ル權利之レナキ事

但 訴訟費用ハ曲者ナル原告人ノ負担タルヘシ

明治十三年一月廿七日

主 判事補 松野 節夫

副 判事補 南條 持一

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』

(民事第一六六號)について(完)

一七四(二七四)

十三年第七百二十六号

用紙紫色*

* 本行朱書き

所長 不在**

** 朱書き

判事 印***

補 印****

裁判案

「藏田」の角朱印

山口縣周防國玖珂郡波野村

平民 I H 平助 代言人

京都府平民

原告

幸 豹 三

同縣同國同郡下畑村 平民

S S トミ 代言人

滋賀縣平民

被告

松 山 廣 居

絶家再興ニ付耕地差纏之控訴審理判決スル左

(〇四五の二B)

ノ如シ

原告(三) 於テ本訴ノ耕地四反七畝廿四歩ハ故市之

助ナル者ノ所有ニシテ同人死亡一家滅絶セシ

ヲ以テ原告之レヲ保管シ来リシニ被告ハ原告ニ

協議モナク擅ニ市之助ノ絶家ヲ再興シタリト称

シ市之助名前ノ地券ヲ窃カニ被告ノ名前ニ改メタルハ不当

ナル旨申立レトモ凡ソ訴訟ヲ起ス者ハ先ツ己レカ權利

ノアル所ヲ証明セザルベカラズ今原告カ該耕地ニ付

何等ノ權利アリトスルヤ縦令ヒ原告ハ該地ノ保管者タルモ故

市之助ノ絶家再興ニ関シ啄ヲ容ル、ノ權利ハ素ヨリ

アルベカラズ若シ己レカ保管シ来リタルノ地所ヲ

謂ハレナキ者ニ引渡スベカラズトセバ被告カ市之助ノ絶

家再興人ニ非ザルヲ証明スベシ然ルニ原告ハ此証明ヲ

(〇四五の三A)

為サバルノミナラズ其保管者タルノ証明ヲモ為サ

ズシテ徒ラニ本訴ヲ起スハ固ヨリ謂ハレナキ事ト

云フベシ況ヤ被告ハ第一号乃至第十三号ノ証憑ヲ

掲ケ市之助ノ絶家ヲ再興シタルノ因縁及ヒ該地ヲ

保有シ来リタルノ証明ヲ為スニ於テテ右ノ次第ナル

ヲ以テ原告ノ訟求相立タザルモノトス

但 訴訟人費ハ原告ノ負担タルベキ事

明治十三年十月*

* 本裁判案は「日文研判決原本DB」から

ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十三年分 判決録 丁止 大阪控訴院)

(〇四五の三B)

〔〇四六A〕【一二】目次【二】家督相続差纏・裁判案

裁判案

原告 山口縣周防國熊毛郡平生町居住

士族 OGU 於免藏 代言人

長岡 直夫

被告 同町居住 士族 OGU ムメ 代人 鹿兒

島縣士族

Y S 眞也

家督相続差纏ノ詞訟審理判定スル左ノ如シ

第一條

本訴争フ所ノ主要ハ原告ニ於テハ被告亡夫良平ハ実

兄ニシテ OGU 家ニアリ自己ヲ除クノ外血屬ノ親ナク故ニ

同人死亡跡相続ヲ定ムル等ハ第一其議ニ預ルヘキ筋ナリ

シモ親屬等之ヲ抗拒シ其議ノ決シタルヲ知ラス且假令他家

〔〇四六B〕

養子ナリトスルモ血脈ヲ論セハ之ヲ離異シテ実家ヲ相続

スルノ權利ヲ有セリト主張シ被告ハ其協議固ヨリ原告

知悉スル処ニシテ畢竟他家ノ相続人タルニ付親屬会合

自己ヲシテ良平跡相続セシムルノ議決ノ際原告之レニ参与

シ別ニ異論ナク遂ニ戸主タリシ今日ニ至リ更ニ既往ニ遡リ

良平跡ヲ相続セント求ムル條理ナキ旨抗弁セリ因テ原

被ノ縷述スル所及ヒ甲乙ノ書類ニ就キ權利ノ有無ヲ推究

スルニ抑家督相続ノ主義ハ素ヨリ血嗣ヲ貴フニ有リト雖モ

止ム可カラサル事故ニ因テ他人ニ相続セシムル例ナキニ非ス今原

告於免藏ノ被告 OGU 家ニ於ケルカ如キハ血縁ヲ唱ルモ

傍系ノ血屬親ニテ其相続ヲ論スルニ当リ直系卑屬親

ト同一ノ權力ヲ有ス可ラス況ヤ當時 A D 家養子トナリ該家

ノ相続人タルニ於テハ各協議ニ出スシテ私擅ニ離別ヲ求

〔〇四七A〕

メ得可ラサル者ナリ然ルニ原告ニ於テハ甲第二号証ノ

如ク明治八年五月廿三日*良平生存中既ニ A D 家

* 西曆一八七五年

養子離縁ヲ上願シタル旨申立ルモ該書ハ被告ニ於テ

認知セス眞正ノ書ニアラスト云ヒ且乙第貳拾五号及ヒ第

三拾号郡戸長保証書ニ就テ視ルニ其眞偽且県庁

指令有之明瞭ナラス加ルニ良平名下印影戸長役場ノ

印鑑ト異ナリ素ヨリ該書良平亡没ノ今日成立ノ如

何ヲ審問スルニ由ナシト雖モ右郡戸長ノ保証ニ因テ甲

第貳号ハ正実ノ書面ト見認(メ)難シ而シテ乙第拾貳拾三

号ノ送籍証及ヒ第拾五号ノ戸籍登記ニ於テ其離別

ハ明治九年*良平死亡以後ニ係ルコト判然見ルヘシ然ラハ原

** 西曆一八七六年

由詳カナラサル甲第貳号書ヲ以テ良平生存中 A D 家

離別シタルノ証トスルニ足ラス

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一七二(一七二)

(〇四七B)

第二條

原告ニ於テハ良平跡相続ヲ定ムルニ当リ其協議ニ参与セサレハ勿論被告ムメカ相続セシハ其際毫モ弁知セサリシ旨申立ルモ良平死亡ノ際親シク全人ノ病褥ニ左右シ之レカ看護ヲ尽セシコト原告自ツカラ陳弁スル所ナリ且病死后尚該家ニ滞在セシ者ナレハ跡相続ノ何人タルヲ認知セサルノ事実アル可ラス故ニ被告陳スル如ク固ヨリ原告ハ親屬ノ協議ニ參ハリOGU家他ニ嗣子ナキヲ以テ被告ムメヲシテ相続セシムルノ議決ニ同意シ別ニ異論ナキヲ知ル可シ爰ニ於テ被告人ハ正当ノ手續ヲ經遂ニOGU家ノ戸主トナリ以降三年ノ久キヲ經過シ其戸主タルノ任ヲ尽サ、ルコト見ル可ラス然ルヲ原告ハ其戸主失当ヲ口実トシ之ヲ廢シテ更ニ既往ニ遡リ亡良平跡ヲ相続セント欲スルハ蓋シ被

(〇四八B)
(記述なし)

明治十三年三月廿六日

掛 判 事 藤 井 正 志
主 判 事 補 松 野 節 夫
副 判 事 補 南 條 持 一

(〇四八A)
告籍中ニ復シタルヲ奇貨トシ該家ノ財産ニ関心スル者ト謂ハサルヲ得スシテ太々其情理ヲ失シタル者トス其他原被告陳弁スル処ハ各支葉ニ涉ルヲ以テ爰ニ一々説明ヲ与ヘス
第三條
前條々ノ筋ナルニ付既ニ戸主タル被告ヲ廢シ亡良平跡相続ヲ請求スル原告權利之レ無キ事
但 訴訟費用ハ規則ニ照シ曲者タル原告人ヨリ

(〇四九A) 【二三】【目次二三】【戸主廢止離縁・裁判申渡按】^(注5)

裁判申渡按

原告 山口縣周防國佐波郡田島村居住
平民 N T 源二郎 N T 源吉 N M
音五郎 全國都濃郡大津島居住
平民 A D 戸吉 代人 全國吉敷郡山口
久保小路町居住 平民

I H 尚 質

被告 山口縣周防國佐波郡田島村居住

平民

N T 廣吉

引合 山口縣周防國佐波郡田島村居

住平民

I Z 卯平

〔〇四九B〕

T M 卯作

Y S 與市郎

K D 源之進

戸主廃止離縁ノ訴遂審理判決スル如左

第一條 本訴原告カ被告ニ係リ戸主廃止離縁ヲ所

訴ノ要点ハ被告カ懶惰放蕩ニシテ家ヲ捨テ妻ノ生活ヲ

不顧父母ノ靈牌ヲ持出シ本家ヨリ分与スル不動産ヲ

専ラニ典売スルノ條件ナリトス

第二條 抑原告カ被告ノ懶惰ト称スルモノハ毎ニ他出シテ

農業ヲ不勉ノ謂ナリ其農業ヲ不勉トスルノ証ハ明治十二

年ノ秋穫ヲ刈取ノ時季ニ後レテ刈取セサルニ付親族ヨリ

之レカ刈取ヲナシタリト云是ナリ其放蕩ノ如キハ 挙テ明言

スヘキモノナク只懶惰ニ付属シテ言ニ不過ナリ被告ハ油紋

〔〇五〇A〕

ヲ以テ農業ノ余職トス故ニ毎ニ他出ス秋穫ノ刈取ハ決シ

テ時ニ後レス外ヨリ帰来テ刈取ントスレハ既ニ親族ヨリ刈取

ヲナシタリト陳述ス其間信ヲ置クニ由ナキモ仮リニ原告言ノ

如ク被告カ刈取りヲ後レタルニモセヨ之レヲ直ニ懶惰放蕩ト

スルハ原告不当ノ申分ナリトス何トナレハ懶惰ナル者ハ家業ヲ

不勉シテ土地荒蕪ニ属スルノ類ナリ今刈取りノ後レタルマテナ

レハ必シモ荒蕪可刈ノ実ナキニアラス放蕩ナルモノハ酒色ニ

遊蕩スルノ類ナリ原告之レヲ懶惰ニ付属シテ言フニ

不過レハ之レヲ以テ直ニ懶惰放蕩トシ戸主廃止離

縁ヲ訟ルノ力ナキモノトス

第三條 其家ヲ捨テ妻ノ生活ヲ顧ミストハ被告カ毎ニ他

出シテ家事ヲ顧ミス妻ニ養料ヲ給セスト云ナル可シ於是妻

キクヲ呼テ之レヲ尋ルニ明治十二年*七月九日明治十二年八月

〔〇五〇B〕

* 西曆一八七九年

朔日本家源吉方ヨリ米式斗ヲ兩度ニ借り受ケ又ハ薪十

把金三拾錢ヲ借り受ケタリ其後秋作徳米ヲ得ル迄ハ不殘

本家ヨリ助勢ニ預リ口糊ヲ相凌ク旨申立ルニ不過レハ其余

ハ被告カ給與ニ因テ生活スルヲ知ルヘクシテ被告ニ於テ捨テ

不顧モノトハ視ナシ難シ況ンヤ又妻ハ夫ト共ニ生活ヲ営ムヘキ

者ニテ老父母ノ子孫ノ養料ヲ待テ生活スルモノト異ナレハ

之レヲ以テ戸主廃止離縁ヲ訟ル具トスルニ足ラス

第四條 其父母ノ靈牌ヲ持出スカ如キハ被告ハ原告

等カ被告ヲ廢セント謀リ地券ヲ預ル又ハ位牌ヲ渡セ抔

言フヲ以テ一時地券ト共ニ実家へ持越シ置キタリト陳述ス

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一七〇(一七〇)

其事実果シテ何等ノ故ニ出タルヤ知ルヘカラスト雖トモ故ナクシテ位牌又ハ地券ヲ他ニ持越ハ管ナク故アツテ実家ヘ持越シタル義ナレハ他人ノ家ト違ヒ強チ咎ムヘキニ非サレハ是亦〔〇五一A〕

以テ戸主廢止離縁ヲ訟フルノ資トスルニ足ラス

第五條 其本家ヨリ分与シタル不動産ヲ専ラニ典売シ

タル旨申立ルモ原告第壹号証又ハ原告ノ陳述ニ依テ之

レヲ見レハ被告ハNTユキカ跡相續ヲ為シユキハ與吉カ財

産ヲ相續シタルモノナレハ被告カ財産ハ原告源吉ヨリ直ニ被告ヘ分与シタルモノニ非ラサルナリ其原告第二号証ノ如キハ被告第

壹号証ト互ニ取り換セタル者ニテ原告源吉カ被告ノ財

産ニ付故障ヲ申掛クルヨリ取り換ハセシモノタル被告第

壹号証ノ明文（如何様ノ事件出来候共苦情申問敷）トア

ルニヨツテ判然タリ然ルニ原告ハ被告カ実家ヘ地券ヲ持

越セシトテ警察ヘ訴ヘタル末原告ヘ預リシヨリ被告又警

察ヘ訴ヘ遂ニ戸長役場ヘ預ケシ次第第二立至リタレハ被告

言ノ如ク原告源吉先ツ是レカ約ヲ破リタルモノナリ況ンヤ

〔〇五一B〕

又耕地売買ノ如キハ最初ヨリ原被ノ紛議ニ関シテ証

人トナリタルKD源之進ナル者該買主ノ内ニ連名ナシ居ル

ノミナラス其売買ノ約ヲ為スヤ明治十二年十一月廿四日ニシテ

其地券ヲ戸長役場ヘ預ケタルヤ明治十二年十一月廿五日ナレハ

原被紛議ノ際ナルニ原告第二号証ノ証人ナルKD源之

進之レカ売買ノ世話ヲナシタルモノハ果シテ如何ソヤ畢竟

原告カ先ツ其約ヲ破リテ被告ヘ故障申懸ルヨリ買主

ト連署シテ之レカ売買ノ世話ヲナシタモノト知ルヘシ然ラハ

則チ被告ハ一己ノ取計ヒヲ以テ之レカ売買ヲナシタルモノニアラス

原告ヨリ之レヲ促タリト云フモ可ナリ且ツ被告カ耕地ヲ入

質シテ借リタル金ノ遣払ヒノ如キハ双方口頭ノ申立ニ

止リ証左ノ依ルヘキナケレハ是レ亦以テ戸主廢止離縁ヲ

訟ルノ力ナキモノトス

〔〇五一A〕

第六條 前条々弁明スル趣旨ナルヲ以テ本訴ノ如キハ明治

十年司法省丁第五拾号達^達ノ放蕩無頼家財ヲ消費

シテ父母ノ養ヲ不顧一家滅亡ニ帰スルモノト同視スヘキモノニ

非ス本訴被告ヘ係リ離縁ヲ合セテ戸主廢止ヲ訟求ス

ル原告申分不相互事 但シ 訴訟入費ハ曲者ヨリ弁償スヘシ

明治十三年四月十九日

廣島裁判所山口支廳

掛 判 事 藤 井 正 志

主 十七等出仕 別 府 惠 人

副 判 事 補 松 野 節 夫

〔〇五二B〕

(記述ナシ)

原告ニ於テ本訴妻離別ヲ訟求スルニ就テノ陳述ノ要旨ハ被告以志姦通ノ見込アルト夫ノ許諾ヲ待タス財産ヲ他ニ抵当シ放逸ノ資ト為セリトノ二理由ニ止マルモノトス

第二條

〔〇五三A〕【目次一四】【妻離別・裁判按】

裁判按

申渡

原告 山口縣長門國阿武郡河添村居住

平民 I I 初五郎 代人 同郡米屋町

居住 士族

I D 盛 輔

被告 山口縣長門國阿武郡河添村居住

平民 I I 以志* 代人 全村居住 平民

K Z 熊 槌 *「い」は変体仮名

被告 山口縣長門國阿武郡樺郷東分

上野居住 士族

Y M 十左衛門

妻離別ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁判スル左ノ如シ

〔〇五三B〕

第一條

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一六八(二六八)

原告ニ於テ被告以志姦通ノ事ヲ論スルハ其醜体甚シク世間ノ風評聞クニ忍ビスト言フニ過キスシテ確實ノ証ヲ掲クルニ在ラス甲第二号証ノ如キ(行懸リ之趣)トアルハ果シテ姦通ヲ指シタリト明認スルニ由ナク甲第九号拾号ノ両証モ亦タ口頭ノ証言マテニシテ原告ハ現ニ姦通ハ想像ニ過キスト明言シタレハ其原由トスル所ハ甚タ不完全ナレハ之レヲ以テ離縁ヲ訟求スルニ足ラサル者トス

第三條

〔〇五四A〕

原告ニ於テ被告以志ハ夫ノ許諾ヲ待タス財産ヲ抵当ト為シ放逸ノ資ニ費シタル旨申立ツルト雖モ其放逸トスルハ姦通ト共ニ原告ノ想像ニ出テ其実証ヲ挙クルニ在ラサレハ固ヨリ之ヲ採用スルニ由ナク夫ノ許諾ヲ待タスシテ財産ヲ抵当シタルハ被告私擅^擅ノ責ヲ免レス且ツ借用金ハ何等ニ

*「擅私」わがままで勝手なこと

使用シタル歟ハ判然セサレトモ原告ノ海兵徵募ニ応スルノ後現ニ姑ハ病ニ罹リ尋テ死亡シ其埋葬祭資ニ至ルマテ被告ノ負担セシノミナラス講金ノ返償等出金ヲ要スル

ノ実事アリテ入額ハ僅ニ一ヶ月官府ノ給与金三円五拾錢
反一ヶ年四俵ノ小作米ヲ得ルノミ然ニ原告金員ヲ送達
シタルノ事ナク且ツ明治七年海兵応募以來今日マテ一
度モ帰郷セサルヲ自白スレハ或ハ出入相適ハサルヲ保スヘシ
由是觀之金三拾円ニ滿タサルノ負債ヲ名トシ放逸ニ浪

〔〇五四B〕

費セリト思料ノ陳述ハ亦タ以テ原告離縁ヲ請求スル完
全ノ原由トナスコトヲ得ス

第四條

原告ニ於テ離縁ヲ請求スルノ權利ナキハ既ニ之レヲ判定
シタリト雖トモ被告以志モ亦タ到底夫妻ノ倫理ヲ完フシ
難シト却テ離別ヲ求メ原告ハ本訴ヲ結フノ今日ナレハ固ヨリ
離別ハ己レノ欲スル所ナリト其離婚ハ双方ノ承諾ニ在ル如
シト雖トモ原告ハ婦ヲ実家ニ放タントシ被告ハ夫ノ原籍
ニ復スヘキヲ論シ蓋シ婦着ノ点ハII家ノ財産ニ
アルヲ以テ今マ双方ノ身体ニ就キ之レヲ論スルニ被告以志
ハII谷五郎ノ婦^妻ニシテ原告ト再婚シタル者ナリ

* 夫に死別した女。未亡人。

然シテ其再婚タルヤ親族ノ許諾アリシト否ハ爭論アルヲ
以テ暫ク之レヲ措キ俛リニ原告ハ公ケニ婚姻ヲ行ヒII

〔〇五五A〕

家ニ養子タリシトスルモ被告先夫谷五郎ハ明治四年三

月ニ死シ原告ノII家ニ入りシハ其年十二月ニシテ戸主タリ
シハ明治五年中ナレハ其間戸主ナキノ理アラサルニ付乙第三号
証ニ照セハ或ハ先夫谷五郎ノ養子タル梅吉ノ一旦相続シタ
ル歟モ知ル可ラス然リト雖モ戸籍改正以前ニ任テ之レヲ信認
スルニ乏シキヲ以テ當時II家ノ戸主ハ中絶シタリト仮定
セハ其財産ハ原告入家前却テ先ツ被告以志ノ自由
ニ帰セシナリ加之現時ノ戸籍上梅吉ヲ嫡男ノ地位ニ置
キ若シ原告ノ実子アルモ之レニ相続セシムル能ハスト自陳ス
レハ畢竟II家ノ相続者タル梅吉ノ幼年中原告ハ
之レヲ中絶シタル者ニシテ被告以志ハ從來II家ニ在
リ先夫ト及ヒ姑トミ服事シタレハ其一身ハII家ノ
家女ニ等シキモノト言サルヲ得ス苟モ然ラハ双方ニ於テ

〔〇五五B〕

已ニ離婚ヲ承諾シタルニ付原告自カラII家ヲ去リ原
籍ニ復スルニ在ラサレハ被告以志ヲ離縁シテ実家ニ放ツノ
權利之レナク從テ実家YM十左衛門ヲ併セテ被告ト為シ
其引取ヲ責ムルノ權利之レナキ者也

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ償フヘシ

明治十三年五月七日

掛 判 事 藤 井 正 志
主 判 事 補 南 條 持 一
副 判 事 補 松 野 節 夫

〔〇五六A〕【目次一五】【養子離別・裁判按】

裁判按

原告 山口縣長門國阿武郡明木村居住

平民 ST清三 代人 全縣全國全

郡萩樽屋町寄留 平民

Y D 増 輔

被告 山口縣全國全郡全村居住 平民 S

T卯介 代人 全縣全國全郡萩

江向村居住 士族

A Y 融 輔

養子離別ノ訴遂審理裁判スル左ノ如シ

原告(ニ)於テ先年養子ナル被告卯介ヘ相当ノ財産ヲ

与ヘ分家後各戸主タリシカ事故有テ卯介カ後妻

くめヲ離別ナサシメタルニ近來復タ彼レト再婚ノ体ヲ

〔〇五六B〕

ナシタリ然ルニくめカ品行正シカラサルハ村内ニ聞知セサルモノ

之レナク且離別セシメタル婦ト再ヒ結婚スル等実ニ傍觀

ニ堪ヘサルヨリ之カ離別ヲ促スニ卯介敢テ肯諾セス是

レ養子ノ身トシテ養父母ノ命令ニ背戾スル者ナルヲ以テ

被告卯介ヲ離別セント申陳スレトくめカ不品行ノ

陳述ハ口頭ノ申立ニ止リ証左トスヘキモノ無之ノミナラス

被告ハ原告ト養父子ノ間ナルモ既ニ分家シテ各一家ヲ保全

シ現ニ被告卯介ハ尋常治産ノ権力アルST家ノ一戸
主タレハ該婦ノ離別ヲ肯セサルトテ容易ニ養子離別ヲ
請求スル原告申分不相互事
但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ弁出ス
ヘシ

明治十三年五月十五日

〔〇五七A〕

掛 判 事 藤 井 正 志

主 十 七 等 出 仕 阿 武 弥 三

副 判 事 補 南 條 持 一

〔〇五七B〕

(記述ナシ)

〔〇五八A〕【一六】【目次一六】【養子離縁送籍・裁判申渡案】

裁 判 申 渡 案

原告 山口縣周防國都濃郡徳山村

居住 平民

明治二一(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一六六(二六六)

ハ資料ノ

修道法学 四二卷 一号

一六五(一六五)

H M 市左衛門

被告 全郡全村居住 平民

H M 英輔

全 全郡全村居住 平民 M B三四郎

代理人

小田 寅亮

養子離縁送籍ノ訴訟審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ

第一條 被告H M英輔(二)於テ該家ニ養子トナリシヨリ爾來今日ニ至ルマテ絶テ放蕩ヲ為セシヲナク其

(〇五八B)

地券証ヲ書入レ借金ヲ為セシ所以ハ即チ該家家政

ヲ理スルノ折活計困難ナルニ因リ養父市左エ門許諾ノ

上該地券ヲ抵当トシ金借ヲナシタルニテ固ヨリ自己一身ニ

消費シタルニ非ラス又養母ノ死ニ際シ之レヲ顧ミサリシハ當時

N H基祐ヨリ当支庁ニ被訴出其詞訟審理中

ニテ飯村スル能ハサレハナリ將タ逃亡等ヲ為セシヲナク該訴

訟ニ関シ当山口ニ滞在シ夥多ノ入費ヲ消尽シタル

ヨリ旅費等ニ差支ヘ帰郷スルヲ得ス空シク数日間滯

留シタルニテ決シテ逃亡ヲ為タルニ非レハ敢テ離縁送籍

ヲ受ルノ理ナシト論述スレトモ果シテ以上被告カ陳述ノ如

クナレハ原告本訴ヲ結成スルノ筈ナキナリ然リ而シテ其

放蕩ノ点タル別ニ抛ルヘキノ証憑ナキモ被告自認スル原告掲出ノ第一号乃至第九号ノ数証ニ因テ觀レハ則チ被告

(〇五九A)

懶惰ノ一斑ヲ知ルニ足ルヘクシテ其第一号証ノ如キモ原告ノ承諾ニ出テシモノタラハ其地券ノ名義原告ニアレハ則チ其名ヲ以テスヘキナリ而シテ其養母ノ病褥ニ在テ將二死ニ垂ントスルヲ

聞知シ婦省看護ヲ尽サ、ルノ一点ニ至テハ本訴ニ就テノ

最要ニシテ被告ニ於テ子タルノ義務ヲ缺損シ大ニ情義ニ

背戾シタリト謂フヘシ如何トナレハ設ヒ當時訴訟審問中

ニ在リト雖トモ其証ヲ掲ケ事實ヲ申陳シ猶予ヲ請

願セハ官豈之レヲ聽サ、ルノ理アランヤ如此ハ被告ノ通

辭ニシテ今日自己ノ非ヲ蔽ハントノ陳述ニ過サルナリ且ツ

逃亡等ノ如キモ出ルニ必ス其行ク所ヲ報知シ其所在ノ

地ヲ知ラ令ムレハ何ノ原告無謂逃亡屈等ヲ為スノ理

由アラン之レ畢竟被告(二)於テ擅ニ諸所ニ往來シ更ニ

其住所ヲ知ル能サルヨリ其手續ヲナセシモノナル推知スヘ

(〇五九B)

シ以上説明スル処ノ理由是レ則チ原告請求ノ理由

ナリ由是觀之レハ被告カ行為ノ不善ナルハ認了スルニ足

レリ因テ本訴被告H M英輔ノ陳述ハ不立事

第二條 原告(二)於テ被告養子英輔実家ナルM B三四

郎モ等シク離縁送籍ヲ拒ム趣キ申立レトモ被告M

B三四郎代人(三) 於テハ離縁送籍ヲ拒ミタルコトナキ旨
陳述スルノミナラス原告其証ヲ掲ケス當ニ口頭ノ申述
ニ止マレハ之レヲ採用セス

第三條 前条ノ理由ナルニ依リ被告H M英輔ニ
於テ原告訟求ノ如ク速ニ離縁送籍ヲ受クヘキ事

但 訴訟入費用成規ニ照シ被告H M英輔

ハ原告人へ被告M B三四郎へハ原告人ヨリ

弁償スヘシ

〔〇六〇A〕

明治十三年十月十八日

掛 判 事 藤 井 正 志
主 七 等 出 仕 酒 井 陳 平
副 判 事 補 南 條 持 一

〔〇六〇B〕

(記述ナシ)

〔〇六一A〕【一七】【目次一七】【家督相続妨碍・裁判案】

裁判案

申渡

原告 山口縣周防國都濃郡福川村居住

平民 H D連*つ 代言人

富家 平八郎

*「連」は変体仮名

被告 全村居住 平民 H D金助 代人 全國

吉敷郡山口中河原町寄留 廣島

縣士族

Y S 眞也

引合 全村居住 平民

H D 直胤

家督相続妨碍ノ詞訟遂審理裁判ヲ与フル左ノ

如シ

〔〇六一B〕

第一條

原告出訴ノ要旨タルヤ原告ノ父亡作太郎跡相続ノ

儀ハ全人ノ長女はつ*ノ相続スヘキカ順序ナル処曾テ分家

*「は」は変体仮名

シタル亡夫ノ実弟金助即チ被告者ニ於テ原告カ夫ニ

訣^{トク}レ深ク愁傷ニ沈ミ為メニ病ニ臥シタル隙ヲ窺ヒ戸籍

状ヲ窃取シテ擅ニ復籍及ヒ亡夫ノ跡相続ヲ届出テ戸

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一六四(一六四)

長役場モ亦タ事実ヲ審査セス之レヲ受理シテ新二戸籍狀ヲ被告ニ下付セラレタルニ付大ニ驚愕シテ甲第四号証ノ如ク郡長ニ出願シタルニ第一原告承諾ノ連印ナク且ツ長女はつヲ擱キ被告カ相続スヘキ條理ナキヲ以テ復籍相続届トモ却下セラレタルハ甲第五号証ニ就テ見ルヘク而シテ新戸籍狀ハ返上スヘキ旨被告ニ命セラレタルモ被告ハ之ヲ肯セス只管其新戸籍狀ニ固着シ強テ亡作

〔〇六二A〕

太郎ノ跡相続ヲ為サントスレトモ甲第六号証ノ如ク旧戸籍狀ハ原告手許ニ於テ紛失シタルモノナレハ從テ現時被告ノ新戸籍狀ハ不正ノ所為ヨリ成立シタルモノニシテ殊ニ甲第壹式号証ノ如ク被告ハ旧戸籍ニ再復シタレハ即チ新〔戸〕籍ハ無効ノモノタル可シ況ヤ家督相続ハ血胤ノ者承ケ嗣キ以テ死者ノ貨財ヲ傳フルハ天理自然ノ理ニシテ決シテ動ス可ラスト言フニ在リ然シテ被告ノ弁駁スル所ヲ以テスルニ原告亡夫作太郎ハ被告ノ実兄ニシテ従来家事ノ關係商業ノ損益ニ意思ナキヲ以テ乙第拾四号証ノ如ク常ニ諸務ヲ代理シ來リ偶々死去後長女はつハ幼少ニシテ一家ヲ維持シ難キニ付乙第八号九号拾号証ノ如ク親屬協議シテ被告ノ廃家ト復籍トニ決シ乙第四号証乃至乙第七号証ヲ以テ官許ヲ受ケHD家ヲ相続シ戸籍狀ヲ下付セラレタレハ仮令郡

〔〇六二B〕

長タリトモ猥リニ之レヲ取消サル、ノ理由ナシト是レ其大略ナリ依テ先ツ原被ノ各号証ニ就キ且ツ右ノ要領ニ附着シテ尚ホ各陳弁スル所ヲ論斷センニ第一原告ハ被告カ提供セシ乙第式三号証及乙第七号証乙第拾壹号証ハ甲第八号証ニ拠テ悉皆消滅シタリト申立ツレトモ甲第八号証郡長ノ戸長ニ達シタル旨趣ヲ閱スルニ華土族家督相続ノ條規ニシテ一般平民ニ及ホ可カラサル明治六年第二百六十三号ノ布告^(注7)ニ抵触スルヲ主眼ト為シ被告カ相続ニ對シ親族協議ノ如何ニ関セサルモノ、如シ且其文実中(戸籍面速ニ改良シ戸長ニ於テハ進退何可指出)トアレトモ乙第十二号証ニ照セハ戸長ハ未タ進退何ノ場合ニ至ラス乙第壹号証モ亦タ未タ之レヲ改良セス被告ノ手裏ニ依然タレハ偶々甲第拾号証アルモ乙第拾

〔〇六三A〕

七号証ノ次第ナレハ現時原被告ノ戸籍ハ乙第壹号証ニシテ甲第壹式号証ハ既ニ戸長役場ニ返上シタル旧戸籍ノ寫マデニ止マリ乙第壹号証ノ外戸籍ノ在ル有ラサレハ被告カHD家ヲ相続シタルハ戸長役場ノ失誤ナルカ或ハ被告カ私擅ナルカハ暫ク措キ未タ戸主タルノ地位ヲ離レサル者ナレハ決シテ甲第八号証ニ拠リ原被告共旧籍ニ再復シタリト言フヲ得サル者トス

第二條

原告ニ於テ被告乙第八号証乃至乙第拾号証ハ本件出訴後ノ成立ニシテ真正ノモノニ非ス若クハ之レヲ真正トスルモ中ニ就キ尤モ主要タル乙第八号証ノ如キ文旨ニ様ニ涉リ且ツ該証ニ連署シタルHD直胤ハ原告ヲ始メHD家ノ惣本家ニシテ彼レヨリ協議ノ半途ナルヲ承認シ全ク該証ニ

〔〇六三B〕

抵觸セリト其喚問ヲ求ムルニ付乃チHD直胤ヲ喚起シ當時親族協議ノ實際ヲ審問スルニ直胤ハ固ヨリHD家ノ親屬拾三名ハ一時被告金助ヲ以テ戸主ト定ムルノ存志ナルモ原告連つ及HD治一HD義八ノ三名不同意ナルノミト実ニ然リトセハ當時被告ヲ戸主ト為スノ親屬會議アリシハ乙第八号証以下乙第拾号証ト同一ノ点ニシテ之レト意ヲ同フセサル者ハ唯先戸主ノ妻タル即チ原告及ヒ其實家ノ兄HD治一旦ツ亡作太郎ノ附籍タリシHD義八ノ三名アルモ固ヨリ惣本家タルHD直胤ハ被告ノ戸主タルヲ欲スル者ニシテ乙第拾号証ニ依レハ戸長モ亦タ其會議ニ決シタリト言ヲ信シ相続届ヲ受理セシヲ証明シタリ由是觀之戸長ノ相続届ヲ受理シタルト甲第八九ノ両証郡長ノ之レヲ取消サントスルハ大ニ其趣ヲ異ニシテ業ニ原告ハ

〔〇六四A〕

甲第四号証ニ依テ郡長ヨリ事実ヲ糾サレ取消ヲ達セラレタリトスレトモ郡長ハ親族協議ノ上ハ被告ヲ戸主ト為シ

得ヘキニ拘ラス華士族ト平民ヲ同視シ明治六年第二百六十三号ノ布告ニ抵觸シタル者ト為シタルカ如シ殊ニ原告言ノ如ク右郡長ノ戸長ニ達シタル甲第八九号証ニ依リ乙第壹号証ヲ無効ナリトセハ甲第壹号証ハ既ニ塗抹ニ帰シタルニ付原告共全ク無籍ノ如クニシテ至要ナル戸籍上豈コノ輕忽ノヲアル可ケンヤ又タ原告ハ乙第壹号証ヲ以テ不正ノ所為ヨリ成立チタルモノトスレトモ當ニ甲第六号証ノミニ就テ旧戸籍狀ハ被告ノ窃取シタリト信スルヲ得ス依テ戸長ニ於テハ協議ノ半途ナルヲ審查セス被告ノ相続届ヲ受理シタル職務上ノ失誤アルカ又ハ被告ノ不正ヨリ成立チタル証跡アルカニシテ公ケノ処分ヲ受クルノ後乙第壹号証ヲ取消シ更ラニ

〔〇六四B〕

甲第壹号証ヲ下付セラレサルノ間ハ被告ハ即チ亡作太郎ノ家督ヲ相続シタル戸主ニシテ既ニ官許ヲ經タレバ甲第拾壹号証ノ如ク戸主未定ナルモノニ非ス從テ被告ハ原告ノ長女はつノ相続ヲ妨碍スルニ非サル者トス

第三條

前兩條ノ次第ナルヲ以テ本訴原告ノ請求ハ相立サルモノ也但 訴訟入費規則ニ照シ原告人ノ負擔タルヘシ

明治十三年十一月二日 掛 判事補 三浦 芳介

主 判事補 南條 持一
副 判事補 川北 祐利

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一六二(一六二)

〔〇六四の二A〕【一七の二】**【家督相続妨碍・控訴審判決】**^(注5)
 十四年第六十二号 用紙青* * 本行は墨書き
 所長 印** 「小畑」の丸朱印
 判事 印*** 「北條」の丸朱印

裁判案

山口縣周防國都濃郡

福川村 平民 HDレツ

代理人

原告 河上 貞一

同縣同國同郡同村 平民

HD金助 代理人

被告 三宅 徳馨

家督相続妨碍ノ控訴審理判決スルコト左ノ如シ

〔〇六四の二B〕

被告ニ於テ乙第壹号乃至第廿号証ヲ提供

シ亡兄作太郎ノ跡ヲ相続セシハ親族ハ勿論

原告モ承諾ノ上公正ノ認可ヲ経タルモノナル

ニ依リ原告ノ請求ニ応シ難キ旨申立レトモ凡ソ

父ノ家督ヲ其子繼承スベキハ勿論ノコトニシテ

苟モ狂癲痴呆ニ非サルヨリハ親族ト雖トモ強

テ之レヲ左右スベカラズ又父死スレバ母其子ヲ

後見スベキハ自然ノ權義ニシテ親族モ漫ニ之レヲ
 是非スベキモノニ非ストス然リ而シテ被告カ該家相続
 ノ届ヲ為スニ付亡作太郎ノ長女ハツカ後見人タ
 ルベキ原告ニ対シ其承諾ヲ得タトノ確証一モ之レ
 ナク被告第十一号及ヒ第十六号証即チ戸長
 神田良輔カ原告ノ諾否ヲ取糺シタリトノ

〔〇六四の二A〕

事柄ハ固ヨリ信認スルニ足ラザルモノトス何トナレバ

原告第十六号証即チ良輔カ原告ノ何ニ対シ

テ指令シタル其第四項ニハ其際取糺役トハ金助

外兩名ヨリ差出シタル書面ニ依リ親類中協議

宜敷ヤノ段相尋候事可然トノ事故へ受理致

候ト可相心得トノコトナリ最モレツハ直ニ相尋

候事ハ之レナク候トアリテ其申陳スル所終始

一ナラザルノミナラズ當時果シテ原告ノ異議ナキ

ヤ否ヲ取糺シタルモノトセバ相続届ニ原告ノ連署

ヲ要セサルノ情理ナク又後日郡長ニ向テ被告カ相

続ヲ取消スノ理由アルベカラズ此等ノ事實ニ由テ觀

レバ右被告兩号ノ証書ハ之レヲ信用スルニ由ナキモノ

トス

〔〇六四の二B〕

右ノ理由ニシテ被告ハ該家ヲ相続スルノ權利之レ

ナキニ付原告請求ノ通り亡作太郎ノ長女ハツラ
シテ速カニ其相続ヲ為サシムベキ事

訴訟入費ハ成規ノ通被告ノ負担タルベシ

明治十四年六月*

* 本裁判案は「日文研判決原本D B」から
ダウンロードし、読み下したものである。
(明治十四年分 判決録 大阪控訴院)

〔〇六四の四A〕【一七の三】【家督相続妨碍・豫審判決】^(注9)

第三百九十七号 明治十三年九月二日

印* 判決案

申渡

*「藤井」の丸朱印

原告 山口縣周防國都濃郡福川村居住 平

民 HDレツ 代言人

富家 平八郎

被告 山口縣周防國都濃郡福川村居住 平民

HD金助 代人 同國吉 數郡山口中河原

町居住 土族

Y S 真也

〔〇六四の四B〕

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一六〇(一六〇)

家督相続妨碍之訴訟予審判決スル左ノ如シ

被告代人 Y S 真也ニ於テ該訴ノ事タル曩キニ原

告ヨリ勸解願出タル処掛リ官ノ説諭ニ服シ願下

ケラナシタルモノニ付尚ホ訴訟ヲ起サントナラハ更ニ

又勸解ヲ乞ヒ然シテ勸解不調ノ上出訴ス可キ

筈ナリ然ルニ其順序ヲ逐ハサルハ即チ訴訟ノ順

序ニ違フモノナルヲ以テ答弁セサル旨申供スト雖トモ

原告代言人富家平八郎ニ於テハ曩キニ勸解願下

ケタルハ願意不当ナルヲ以テ勸解ス可ラサルモノニ付願

下ケス可シト掛リ官ヨリ命セラレタルニ因リ止ムヲ得ス

〔〇六四の五A〕

民事裁判ヲ受ク可キ胸算ニテ願下ケナシタル旨

〔原文は、三行半にわたり削除されている〕

開陳セリ然ラハ則チ該

訴ハ一般ノ訴訟順序ニ違フモノニ非サレハ之レヲ擯

斥ス可キ筋ナシ因テ被告代人ニ於テ訴答文例^(注10)

ニ照シ速ニ答書差出ス可キ事

但シ予審ニ係ル訴訟入費ハ被告負担タルヘシ*

* 本行は行間に挿入されている。

明治十三年九月 廣嶋裁判所

〔〇六四の五B〕

山口支廳

引合 山口縣周防國熊毛郡平生町

居住 平民

H D イク

〔〇六五B〕

掛 判事 藤井 正志 印
主 判事補 川北 祐利 印
副 判事補 松野 節夫 印*

* 本判決案は「日文研の民事判決原本D B」から
ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十三年分 裁判言渡書 完) * 裁判所

** 表紙一部破損ノ為判読不能

〔〇六五A〕【目次一八】【養戸主廢シ離縁・裁判申渡按】

裁判申渡按

原告 山口縣周防國熊毛郡波野村

居住 平民 E M三四郎 全國玖珂郡

柳井津町居住 平民 H S G 作

治郎 代人 全國吉敷郡今道町寄

留士族

M S 昌太郎

被告 山口縣周防國熊毛郡平生町

居住 平民

H D 寛太郎

養戸主廢シ離縁ノ訴訟遂審理裁判スル左ノ如シ

該訴原告カ戸主ヲ廢シ且ツ離縁セントスル事故ノ主タル

條件ハ被告カH D家ニ入嫁スル際未タ実家ノ戸主ヲ離

レサルト遊蕩ニシテ家業ヲ務メス金円ヲ多分消費シテ

H D家後來ノ持繼キニ目途無シト云フニ在リトス抑モ

原告カ被告入嫁ノ手續不正ノ証左ト為シ呈出シタル

其第八九十ノ三号証ハ戸長ノ保証ナク又タ寛太郎等カ

名下ニ印章アルニ非ス且ツ苗字ヲモ異(二)スルモノナレハ到底紙

屑ト一般ニシテ更ラニ証拠ト為スニ足ラス還テ被告寛

太郎カN M家ノ戸主ヲ退隱シタルヲ明治九年* 二相

* 西曆一八七六年

違ナキヤ乃チ被告第三四五号ノ戸長ノ保証アル証書ニ

憑テ明確タリ尚ホ原告呈出スル其第廿二号証ハ被

告呈出ノ戸長ノ保証アル被告第廿五号証ニ照シ不都合

〔〇六六A〕

ノ甚シキモノト謂フ可シ其送籍ノ点ニ至テハ願ヒ出タル

明治十年八月十五日*ニシテ送籍状ヲ出シタルハ則チ原告第

* 西曆一八七七年

廿老号証ノ如ク其十二月廿八日ナリ此間數旬ノ日子ヲ經
隔シタルモ是レ戸長役場ノ都合ナルモノニシテ決シテ其不都合
ヲ被告ニ向テ責ムヘキ処ナシ其金円ノ遣ヒ払ヒ多分ナ
リト云フト雖トモ總テ貳百八拾四円ニシテ此内百七拾四円ハ
妻イクト俱ニ使用シタルモノナレハ独リ被告ノミニ向テ之レヲ

責ムヘキモノニ非ス純粹ニ寛太郎ノ消費シタル百拾円ナル
モ大阪府下往返及ヒ滞在入費ナレハ決シテ過分ト云フヘキモ
ノニ非ス還テ妻イクガ留守居ノ身分ニシテ金四百五拾八円

拾四錢五厘ヲ費用シタルヲ過分ト謂フ可シ又タ家業
ヲ務メサルト謂フモ被告カ帰郷シタルハ明治十二年六月[※]ニシテ

[※] 西曆一八七九年

原告カ媒酌人S T善兵衛ヲ以テ離縁ヲ申遣シタ

〔〇六六B〕

ル明治十三年一月[※]ヨリ此間僅ニ半年内ニシテ縦令被告〔二〕

[※] 西曆一八八〇年

於テ直ニ家事ヲ執ラサルモ後來家産ヲ維持スル^レ能ハサ

ルモノト看認ムルニ足ラサルモノナリ且ツ自家業ヲ執ルト人

ヲシテ執ラシムルトハ戸主ノ権内ニシテ決シテ他ヨリ喙ヲ容レ得

ヘカ

ラサルモノナリ況ンヤ被告ニ於テハ家業ヲ執ラサルニ非ス店ニ手
代ヲ置キ万事指揮シテ商業ヲ為サシメタリト陳弁シタリ
又タ引合人H Dイクニ於テ今日突然真ニ離縁ヲ欲スル旨

申述スルモ已ニ結婚以來一子ヲ揚タル身分ニシテ只タ夫トカ金円
ヲ多分費用スル或ハ自ラ家業ヲ執ラサル等ノ事而已ヲ以テ離
縁ヲ訴求スルノ具ト為スニハ足ラサルモノトス右説明ノ理由ナル
ヲ以テ該訴原告カ訴求ハ一切不相立事

但シ 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ニ於テ負擔
ス可シ

〔〇六七A〕

明治十三年十一月廿九日

廣島裁判所山口支廳

掛 判 事 藤 井 正 志

主 十七等出仕 別 府 惠 人

副 判 事 補 松 野 節 夫

〔〇六七B〕

(記述ナシ)

〔〇六七の二A〕【二八の二】「養戸主廢シ離縁・控訴審判決」^(注1)

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一五八(二五八)

十四年第三百七十七号*

所長 印***

主判事 印***

副判事 印***

裁判申渡案

山口縣周防國熊毛郡波野村居住

平民 E M三四郎 同國玖珂郡柳井

町居住 平民 H S G 作次郎 代人 同縣同

國熊毛郡三輪村居住 平民

原告 S M 岩 松

右代言人 石川縣士族

菊 地 侃 二

山口縣周防國熊毛郡平生村居住

〔〇六七の二B〕

平民

被告 H D 寛太郎

右代言人 長崎縣士族

東 繁 太

山口縣周防國熊毛郡平生村居住

平民 寛太郎 妻

引合 H D イ ク

養戸主ヲ廢シ離縁ノ詞訟廣島裁判所山口支

廳ノ裁判不服ノ控訴審理裁判スル左ノ如シ

第壹條

原告カ養戸主ヲ廢シ離縁スルトノ原由タルヤ被告

H D 寛太郎ヲ明治十年十二月鯉養子トナシ戸主

〔〇六七の二A〕

トナル以來品行放逸ニテ家事ヲ顧ミサルニ付 H D

家ノ資産ヲ破ル近キニアルヲ以第壹式三号証ノ如ク戸主ヲ

廢シイクト離縁セント協議シ隣保ノ者モ第四五号証

ノ通保証セントノ申告ナレトモ原告第壹号ヨリ第五号証

ハ養家ノ親族及ヒ隣保ノ者ノ協議書ニシテ被告ノ

不品行放逸ナルヲ看認ム可キ確証ニ非サレハ採用セス

第貳條

原告ハ被告カ入家スル以來四ヶ月ヲ經過スルモ家業ヲ

営マス徒食歡樂ヲ事トシ驕奢ヲ極ムルノミナラス医

術脩業トシテ大阪ニ至リ公立病院ニ於テ開業医ノ試

験ヲ受ント再度モ上坂シ原告第六号ヨリ第拾号証ノ

如ク養家ノ親族ヲ詐言シ若干ノ金円ヲ放蕩ニ

消費シ實際病院ニテ勉勵セサルハ第拾壹号ヨリ第拾

〔〇六七の二B〕

四号証ノ如ク不実ノ所為明確ナリト陳述スレトモ被告カ

明治十年十二月鯉養子トナリ翌年三月迄ハ僅カニ日淺ケ

レハ家業ニ従事セサルトテ離縁ノ具トハナシ難シ欲樂

騙奢ヲ尽シタルト云フモ其証拠モ挙示セス医術修業ノ為メ大坂ニ登リシハ親族協議ヲ以妻イクヲ同行セシメ又授学ノ都合ヨリ上坂中原告承諾ニテ送金等モ致シ原告第六号ヨリ第拾号証ノ通親睦ナル往復文通ニテ夫々ノ事故アレハ授学中不勉強ニテ期月ニ試験ヲ受サルトテ第拾号乃至第拾四号書状ヲ提供スレトモ該証ハ他人ノ誹謗書ニテ医学校ノ成規ニモ因レハ外見ノ如クナル可キニ非ス被告第拾七八号月俸請求証并ニ第拾九号普通医学免状等アルヲ以テ不勉強トノミ云フ可カラス又被告カ

〔〇六七の四A〕

初度ノ上坂ハ夫婦ニテ滞在シ再度ノ上坂トモ日数式百八十一日ニテ往復四度ノ旅行ナレハ式百八十余円ノ入費ヲ日数ニ計算スレハ敢テ過分ノ浪費トハ認定セス

第三條

原告ハ被告カ大阪ヨリ帰國セシニ親族隣保ニ対

シ面目ナキヨリ明治十三年一月廿七日 旧曆十二年十二月十六日 二至リ戸主ノ身トシテ妻子ヲ捨テ旧曆ノ越年ナルニ家事ノ

取纏メモセス原告第拾五号証ノ如ク実家ニ立去

リ数月ノ久シキ養家ニ立戻ラサル旨陳弁スレトモ帰國以來親族ニ於テ留守中H D 文吉名義ノ

地券ニテ未タ被告名前ニ換ラサル地所ヲ被告第七号

証ノ如ク親族ニ於テ売却セシ等ノ發覺センコトヲ按ルニ
□□*大阪滞在中ノ費用金ノ過分ナルヲ諮問シ原告數
〔〇六七の四B〕

* 判読困難

通ノ議定書ヲ以テ離別ノ法利ヲ請ケ是非ナク要用ヲ兼テ実家ニ行キ滞スルモ家事ハ妻イク及ヒ雇人等カ

弁用スレハ差支トハ云ヒ難ク戸主ノ身分ニテ成スコトナレハ仮令近親ナル迪テ蝶々ス可キニ非サルナリ又夫婦間ニ於テハ原告第拾六七号被告第拾六号証ノ如ク親密

ノ文通ニテ偕老ノ約アルヲ看ルニ足レハ夫婦離居スルモ疎遠ニ非サル確証ナリ被告当外第式号証叔母ニ對シ送りシ書面ノ写シハ原告於テモ相違ナシト看認メタル其

文体ヲ閱スルニ訛書ナレトモ夫婦ノ情状ヲ包含シ配偶以來男子貳人モ出生セシ上ハ其愛情ヲ酌量セ

サルヲ得ス因テ親族タリトモ外貌トイクガ初審序ノ審問ニ成シタル口供及ヒ当庁へ差出シタル始末書等ヲ以

離縁ス可キ者ニアラス

〔〇六七の五A〕

第四條

原告ハ被告カ元來養家ノ財産ヲ侵掠セントノ意

アリテN M 研輔ノ長男ニテ同家ノ戸主ナルヲ捨テ故ニ病氣ト詐稱シ退隱シテ養子トナリテ学資ト詐言

シ若干ノ金円ヲ費シ家業ヲ営マサル旨申立レトモ被

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一五六(二五六)

告第壹号証ノ通り退隱ヲ請願シ更ニH D家ノ聳養子ノ約定相整へ被告第四号原告番外第

式号ノ通り戸籍ニ登記シ相当ノ順次ヲ経テ養子トナリ親族決議ノ上戸主ト定メ財産ヲ相渡シタル者

ナレハ他ニ家産ヲ隱蔽侵掠セシ証拠ヲ示スル非

ハサレハ詐言ヲ以若干ノ金円ヲ消費セシトノ申分ハ採用

セス

第五條

〔〇六七の五B〕

右ノ外原被告挙示スル処ノ証拠多シト雖モ前条已ニ

説明スル如ク本案ノ理非明ナル上ハ他ハ無用ニ属スルヲ

以テ一々之レカ判文ヲ付セス

第六條

前條々ニ説明スル理由ナルヲ以テ到底初審裁判

ノ通原告養戸主ヲ廢シ離縁ス可クトノ申立ハ相

立サル者ナリ

但 訴訟入費ハ各自ノ負担タルヘシ

明治十四年十二月*

* 本裁判申渡案は「日文研民事判決原本D B」より

ダウンロードしたものを読み下したものである。

（明治十四年分 判決録 大阪控訴院）

〔〇六八A〕【一九】【目次一九】【跡式改籍差拒】^(注12)
明治十三年第五百七拾貳号*

印** 裁判按

申渡

原告 山口縣周防国都濃郡鹿野上村

居住 平民

W N 嘉 七

被告 山口縣周防国都濃郡鹿野上村

居住 平民 U D 富之助 代言人

長 岡 直 夫

跡式改籍差拒ノ訴審理ヲ遂ケ判決スルヲ

〔〇六八B〕

左ノ如シ

本訴原被告ニ於テ亡UD 庄右衛門ノ跡相続ヲ争

論スルノ來歴タルヤ原告出訴ノ要略ヲ摘ムニUD

庄右衛門ノ実子徳次郎ナル者一ノ幼女子ヲ遺シ

死亡シタルニ付被告富之助ヲ仲繼養子ト為シ徳

次郎遺妻ノ後夫ト為シタルニ養父子ノ間相好カ

ラス遂ニ庄右衛門ハUD家ノ家督ヲ被告ニ讓

与シ自ラ壹反三畝歩ノ耕地ヲ率ヒ分家ヲ當ミ

第壹号証戸籍状ヲ願受ケ尚ホ徳次郎ノ遺

女ツルナル者ハ庄右衛門血統ノ孫ナルヲ以テ

〔〇六八の二A〕

耕地及金員ヲ分与シテ被告ニ委托セシメUD本
家即チ被告ノ相続人ト定メ第五号証ノ如ク後
来分家ノ所置ニ異議ナキヲ證シタリ於是庄右
衛門ハ原告ノ弟傳四郎ヲ養ヒ原告ハ之レカ後
見人ト為リUD分家ヲ継襲セシムルトニ為シ置キ
シモ傳四郎ハ死去セシニ由リ將來ノ後見人旁
庄右衛門カ需ニ応シ原告ノ苗籍ヲ廢シテ夫
妻共ニUD分家ニ養ハレ第貳号証ヲ以テ郡役
所ニ出願シタレトモ被告ノ相続アルヨリ第三号證
ノ如ク相違セラレ其前後因ヨリ被告ニ招議アリ

〔〇六八の二B〕

シモ被告ハ德次郎ノ遺女ツルヲシテ相続セシメント
主張シ乃チ養父庄右衛門ヨリ養ニ養子縁
組差拒ノ儀ヲ被告ニ掛リ出訴シタレトモ對審前ニ
庄右衛門ハ死去シ不得止願下シタルハ第七号
証是レナリ依テ原告ハ養父ノ遺志ヲ継キ本訴
ヲ起シタルナリト被告ハ之レニ答フルニ原告ハWN家
ノ一戸主ニシテ尋常他家ノ養子タルハ戸籍法
ノ許サ、ル所ナリ且ツ原告第五号證ハ亡庄右衛門
ノ部屋軒ヲ設クルニ就キ異議ナキヲ約シタル迄
ノ書面ナレハ本訴ノ原告二千与スヘキモノニ非ラス

〔〇六八の三A〕

又タ曩ニ傳四郎ノ養子タリシハ庄右衛門生存中
ノ処置ニ付之ヲ承諾シタレトモ現時死亡後ニ至リテ
ハ遺物ノ財産ナルヲ以テ無縁ノ原告ニ相続セシ
メ難ク仮令原告ハ亡庄右衛門ト如何ナル契約ア
ルモ庄右衛門ハ其際七十有余ノ老者ニシテ自己
ノ相続人ニセヨ自己ニ撰定スヘキ勦能ヲ有セサル
モノナレハ法律上其効力ナキハ無論現時遺物財
産ノ相続人ヲ撰定スルハ被告及近親ノ特權ナリ
依テUD家ノ直系タル德次郎ノ遺子ツルノ曾テ
分与ヲ受ケタル耕地ト併セ之ニ相続セシメント言フニ

〔〇六八の三B〕

在リ然ルニ原告ハ假令WN家ノ戸主タリシモ尊
族ヲ除クノ外一般其家名ヲ廢シ他ヘ入夫縁付キ
又ハ養子ト為リ得ヘキハ明治十年第六拾号ノ布
達ヲ以テ地方庁限り聞届クルヲ許サレタリ且ツ
UD庄右衛門ハ七十以上ノ老人ナリシモ未タ事理
ヲ弁セサル幼者ト同シカラサレハ自己ノ相続人ヲ撰
定スルニ於テ畜ニ老衰ノミヲ以テ勦能ヲ有セサル者
ト為シ其効力ナシト言フヲ得ス今マ被告ノ差入
レタル原告第五号證ヲ閱スルニ(後年ニ至リ鶴エ
御分ケ被下候ニ附テハ云々御極分ニ御部屋

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一五四(二五四)

〔〇六八の四A〕

〔御立可之求候依テ為後年云々〕トアレハ被

告言ノ如ク一時部屋□ヲ立ツルヲ承諾シタルニ

非スツルニ分与アリタルヲ以テ後年ニ至ルマテ極分

ニ承リ藉ヲ設クルモ異議ナキ旨ヲ約シタルナリ況ヤ

現ニ一旦傳四郎ヲ養ヒ庄右衛門ノ相続者ト為

セシヲ觀レハツルニ關係ナキハ既ニ被告ノ承諾ナルハ

益々之レヲ信スルニ足レリ然シテ傳次郎ノ死後原告

ヲ養子ト為シ相続セシメント庄右衛門ノ意向アリ

シハ原告第二号證及第七号證ニ顯然タレハ原告ハ畢竟被告ノ故障

ニ由テ未タ相続人ノ地

〔〇六八の四B〕

位ニ至ルヲ得サルモノニシテ庄右衛門ノ財産ハ尋

常ノ遺物財産ト同視ス可キノ筋ハ無之モノ

トス依テ原告ハ即チ亡庄右衛門ノ撰定ナシ

置キタル相続人ニシテ仮令実孫ノツルアルモ前ニ

財産ヲ分与シ第五号證ノアルアレハ*

今更被告ニ於テ原告ノ相続ヲ拒ミ分家ナル

UD家ヲツルニ繼襲セシメントノ被告申分相

立タサル者也

〔〇六八の五A〕

但 訴訟費用ハ成規ニ照シ被告人ノ負

担タルヘシ

明治十四年一月十四日稿

掛 判 事 藤 井 正 志 印

主 判 事 補 南 條 持 一 印

副 十六等出仕 酒 井 陳 平 印

〔〇六八の五B〕

(記述ナシ)

〔〇六九A〕【二〇】【目次二〇】【家督相続妨碍・裁判按】

裁 判 按

申 渡

原告 山口縣周防國吉敷郡鑄錢司村居住 平民

OMコト代人 全郡山口松ノ木町居住 平民

YN 清 治

被告 山口縣周防國吉敷郡秋穂本郷居住 平民

FM 文 恭

家督相続妨碍ノ訴訟遂審理処

原告出訴ノ要領

明治十二年十二月*OM家戸主松次郎死亡シ跡相続スヘキ

*西曆一八七九年

血統ノ者ナキヲ以テ親戚協議ヲ尽シ先戸主益次郎ノ妻

ニシテ囊ニ分家シタル即チ原告ヲシテ相続セシムルコトニ議決シ

原告第四号証ノ如ク山口県庁ニ出願シタルニ被告FM文

〔〇六九B〕

恭モ亦タ次男幸之進ナル者ヲシテ継襲セシメント願出タル由ニテ

遂ニ其筋ノ裁判ヲ受ク可キ旨ヲ以テ共ニ願書ヲ却下セラレ

タリ依テ尚ホ親戚協議ヲ結ヒシニ原告ハ婦女ニシテ到底永遠

ヲ全スヘキ目的アルニ在ラサレハ更ニ他人ヲ撰ヒ相続セシムルコト

ニ再

議シタル然ルニ被告ハOM家ノ近親血統ナリトテ己レノ子ニ相

続セシメントスレトモ元來OM家々筋ノ儀ハ原トKY家五世

有禎次男瑞嶺ナル者別家シテ姓ヲMTト称シMT家

五世藏六ノ時ニ及ヒOM益次郎ト改称シタルモノナレハ其縁

故ニ因リ本家KY教霖ノ嫡子完人ニ相続ナサシメント

訟求シ且ツ被告ハ其父孝益ノOM家離縁ノ后出生

シタル者ナレハOM家ノ親族ニ非サル旨ヲ論弁シタル

被告答弁ノ要領

OM家亡戸主松次郎ノ養父ヲMT藏六ト言ヒ旧藩中

〔〇七〇A〕

新タニ士族ニ列セラレ更ニOM益次郎ト改称シ全人実父

孝益ナル者ハ被告ノ実父ニシテ始メFM家ヨリMT家ニ

養ハレ四世ノ戸主タリシ際一子藏六即チ益次郎ヲ生ミ之

レヲ嫡男トシタルニ偶々実家FM家ニ相続人ナキヲ以テ

暫ク両家ヲ合セ藏六生長ノ後MT家ヲ譲リ孝益夫

婦ハFM家ヲ相続シタル被告ノ如キハFM家ニ於テ

生レタルモ益次郎トハ全父母ノ兄弟ニシテ從テOM家ノ血統

タリ且ツ松次郎ノOM家ヲ相続シタルヤ益次郎ノ兵部大

輔任命中刺客ノ為メ大阪ニ没シ遺子ナキヲ以テ旧藩

主ノ命ニ由リ之レニ相続セシメタルナリ將又原告ニ於テO

M家ノ家筋ハKY家ニ出タリトスレトモ是レMT家ニ

シテ其五世藏六ノ時ニ至リ新タニOM益次郎ト改メタ

レハ既ニKY家ニ出タルMTノ苗籍ハ全ク廢絶シタルノミ

〔〇七〇B〕

ナラス家督相続法タルヤ家系本末ヲ論セスシテ血統近

親ヲ以テスルニ在リ苟モ然ラハOM益次郎ト同胞タル被告

ノ二男幸之進ニ相続セシムルヲ適當ト為シ原告ノ縁故ニ

就テ論スルハ戸籍法ニ触ル、ノ出訴ナリ加之原告ハ当時平

民籍ニ在レハ士族籍ナルOM家相続人ノ事ニ対シ詞訟

ヲ仰クノ理ナク又タ被告第五号証原告ノYM信輔ニ贈

リタル書翰中（OM松次郎跡ノ儀御申越相成候テモ女

明治二二（一八八九）年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』（民事第一六六號）について（完）

一五二（一五二）

身甚^マ入り入申候間以後御断申上候也)ト将来ヲ指シ

現ニOM家跡式ニ関係スルノ權ヲ抛棄シタレハ今更本訴ニ

原告タルノ權利ナキ旨弁駁シタリ

依テ判決スルヲ左ノ如シ

第壹條

被告ニ於テ原告ハ當時平民籍ニ在テ士族籍ナルOM家

(〇七一A)

相続人ノ一ニ對シ詞訟ヲ仰クノ理ナク又タ第五号証ニ拠テ

原告ハ自カラ權利ヲ抛棄シタレハ本訴ニ原告タルノ筋ナキ旨

申立ツルト雖モ原告ハ亡戸主松次郎ノ養父亡益次郎ノ配

偶者タレハOM家ニ對シ最モ責任アルモノニシテ現ニ被告第

式号証原告戸籍面ニOM松次郎養母ト明記アレハO

M家戸主未定ノ間ハ主トシテ之ニ關係スルハ当然ノ一ナリ然シテ

現時原告ノ別居ナルハ熟談上OM家ヲ分家シタル迄ニシテ

其平民籍ニアルハ明治七年第七拾三号布告^(注13)ニ依リ然ル所以

ナル可シ今マ仮令其居住ヲ異ニシ其族籍ヲ同フセサルモ原告

ノ分限ヲ以テOM家ニ干渉スヘキ事柄ノ權利ヲ損スルノ理由

ナク又タ被告第五号末項ニ於ケルヤ文旨簡端ニシテ原告ノ

弁解スル所ニ拠レハ自カラ相続人タルヲ謝断シタルナリト果シテ

旨趣ノ何レニ在ルモ到底YM信輔ニ寄送シタル一片ノ私書

(〇七一B)

ヲ採リ本訴ニ原告タル權利ナシトノ筋ハ無之モノトス

第二條

被告ニ於テ原告ノOM家々筋ハKY家ニ出タリトスル

モ是レMT家ニシテ其五世ニ至リMTノ苗籍ハ全ク廢絶

シタリト申立ツレトモ原被告双方ノ申供ニ拠レハ旧藩主ノ命令ニ

由リMT藏六ヲOM益次郎ト改称シタル迄ナレハ乃チO

M家ノ祖先ハKY家ニ出タルMT瑞嶺ナル者ニシテOM

ト改姓シタル益次郎ヲ以テ祖先ト為スヲ得サルハ無論ナリ

依テKY家ノ分家MT家ハ被告言ノ如ク其祭ヲ絶テ

タルモノニ非ストス

第三條

抑本訴ノ爭論タルヤ被告FM文恭ハOM家正統

ノ親族ナルト否トヲ判スルヲ以テ最要點ナリトス然ルニ原被告ノ

(〇七一A)

申供ニ於テMT家四世ノ戸主孝益夫婦ノFM家ニ

復籍シタル顛末ヲ同シフセサルモ其離縁ト否トニ拘ラス既ニ

MT家ヲ離レFM家ヲ相続セシ以上ハ全クMT家ノ系

譜ヲ脱シタル者ニシテFM家相続ノ后出生シタル被告ノ如

キハ益次郎ヨリ之レヲ觀レハ全父母ノ兄弟ナルモOM家ヨリスレ

ハ正系ノ親屬ヲ以テ論スヘキ者ニアラス殊ニ原告ハ第壹

條判文ノ如クOM家ノ特權ヲ占メ得ヘキ者ニシテ亡戸主

松次郎ノ遺子ナキニ於テハ一旦補欠相続ヲ為サントシタル

モ其理由ナキニ非ス苟モ然ラハ今日ニ在テ原告ハ家主ト

為りOM家ノ相続人ヲ選定スヘキ全權及ヒ責任アル者

ニシテ他ニ正系ノ親族血統ナキ以上ハ本家ナルKY教霖

ノ一子ヲ養ヒ其末家OMノ相続人タラシムルハ固ヨリ適當

ノ一ニシテ正系ノ親族ニアラサル被告ニ於テ己レノ子ニ相続

〔〇七二B〕

セシメント之レヲ妨碍スルノ權利之レナキ者ナリ

第四條

前条ノ如ク被告ハOM家ニ向ヒ等親血統ニ非サルヲ以

テ從テ被告第七号証決議書連署ノ人員モ亦タ皆ナ

孝益夫婦ノFM家相続以後ニ係ル者ナレハ共ニO

M家正系ノ親族ト為スヲ得サル者ナリ依テ該証書ハ

即チOM家ニ對シ無効ノ決議ナリトス

第五條

右ノ理由ナルヲ以テ本訴被告ノ申立ハ一切不相立モノ也

但 原被告ニ於テ尚ホ爭論其他證書アリト雖

モ本訴ノ要点ニ関セサルヲ以テ一々裁判ヲ付セス

訴訟費用ハ成規ニ照シ被告ノ負担タル可シ

明治十四年一月廿八日*稿成ル

〔〇七三A〕

掛 判事補 藤井 正志

主 判事補 南條 持一

副 判事補 鈴木 円平

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一五〇(二五〇)

〔〇七三B〕

(記述ナシ)

〔〇七四A〕【二二】目次二【夫離縁実家引取復籍・裁判申渡案】

裁判申渡案

原告 山口縣長門國美祢郡伊佐村居住

平民 NDイワ 代人 吉敷郡山口今

小路町居住 平民

YN 清 二

被告 山口縣長門國美祢郡伊佐村居住

平民 ND卯三郎 代人都濃郡下

上村居住 平民

MG 休兵衛

引合 全縣長門國美祢郡伊佐村居住 平

民 IT勝之介 代人 全村居住 平民

IT 八藏

全 全縣全國全郡全村居住 平民

〔〇七四B〕

IT 市藏

全 全縣全國全郡全村居住 平民 H三平

外耆名代人 全村居住 平民

K S 栄助

全 全縣全國全郡全村居住 平民 O D寅吉

代人 吉敷郡山口堅小路町居住 平民

O I 恠 橘

夫離縁実家引取復籍ノ詞訟遂審理判決スル

左ノ如シ

被告代人ニ於テ本訴原告提供スル離縁狀ハ素ヨリ原告

イワヘ与ヘタルニ相違ナシト雖モ該離縁狀ヲ付与セシ趣旨ハ

当時活計不如意ヨリシテ許多ノ負債相嵩シユヘ一旦其

活計ヲ区分シ互ニ相稼キ夫々負債等ノ償却ヲ為サ

(〇七五A)

ント双方承諾ノ上相渡セシモノナレハ敢テ別居セシメナク隨テ

家財等ノ分派モナシタルヲ無キヲ以テ固ヨリ原告ノ訟求ニ応

スルノ理ナシト抗弁スレトモ原告ハ之レニ反シ該離縁狀ヲ授

受スルヤ被告ハ一婦人ト共ニ他ニ別居シタリ其際親屬組

合立会ノ上財産ノ分割ヲナシタリト陳弁シ執レカ其信否ヲ

知ルニ由ナシ因テ離縁狀ニ連署セシEM作右衛門外式

名及ヒ親屬IT市藏IT勝之介等ヲ喚起シ其

事實ヲ審訊スルニIT市藏外各代人ノ陳述スル所ハ

則チ原告ノ申供ト同一轍タリ是レニ由テ觀ルトキハ被告ニ於

テ原告ト夫婦ノ縁ヲ断チ別居セシメハ得テ知ル可クシテ

其戸主タルノ位置ヲ退キタルヲ瞭然タルニ付今日ニ至ル迄被

告ハ依然戸主ノ地位ニアルヘキ筈無之因テハ戸籍上廢戸

主ノ手續ヲ尽スハ格別ナレトモ該離縁狀ヲ以テ其実家ニ引

(〇七五B)

取ラセントノ原告請求ハ不相立事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告負担スヘシ

明治十四年三月十九日

掛 判 事 藤 井 正 志

主 十六等出仕 酒 井 陳 平

副 判事補 鈴 木 円 平

(〇七六A) 【二二】【目次三二】【断絶家再興并地所居家引渡 申渡】

申 渡

原告 山口縣周防國吉敷郡秋穂二島村

居住 平民 A H庄吉外三名 代人

全江崎村居住 平民

I T 淑 輔

被告 全吉敷郡秋穂二島村居住 平民 A

日勝四郎 代人 全山口北ノ小路寄留
平民

S B 敬三

断絶家再興并地所居家引渡ノ訴訟遂審理

裁判スルヲ左ノ如シ

第一條 被告ニ於テ原告カ被告ノ実父源之進ハ妻子ヲ

引連清藏方ニ同居セシ迄ニテ源之進ニ男子三人有リ

(〇七六B)

長男和吉ハ出テ他ノ家ヲ継キH G和吉ト称シニ男治郎

吉モ亦別ニ一家ノ戸主トナリタレハ源之進ノ家ヲ相続スル者ハ

被告ノ外ニ無之故ニ元之進ト其家筋ヲ異ニスル清藏ノ相

続人タラントスルモ得可カラサルヲニシテ固ヨリ清藏ニ於テ被告

ニ家督ヲ讓ル可キ契約無キハ源之進死去後被告ハ既

ニ其跡ヲ相続シテ現ニ戸主タルニテモ判然タリトノ申立ニ対シ

父源之進ハ慶応二年*其家ヲ一男治郎吉ニ讓リ隠居

* 西曆一八六六年

セシモノナルヲ乙第四号戸籍帖A日治郎吉トアル上段ニ

父源之進亡明治四年四月廿五日*家督ト記載之レ有ルヲ

* 西曆一八七一年

及ヒ乙第貳号旧戸籍簿元之進トアル上ニ貼紙シテ源之進

ト書シ又治郎吉ハ明治四年未十一月東本郷中杖村へ出

稼ト記シアル等ハ如何ナルヲナリヤ了解シ難ケレトモ父源之進

ノ家ハ治郎吉カ相続セシニ相違ナケレハ被告ハ父源之進ノ相続
(〇七七A)

人ニハ非サル旨弁解スト雖源之進カ其家ヲ治郎吉ニ讓リ

テ隠居セシヲハ毫モ之ヲ証ス可キ憑拠無ク却テ乙第三号

戸籍帖源之進ノ氏名ヲ記載セシ上廓ニ戸主ト記シ其下タニ

父源左衛門亡天保十三年九月五日*家督トシ其側ニ明治十一

* 西曆一八四二年

年十月十三日**死ト朱書シ乙第五号戸籍帖被告勝四郎ノ

** 西曆一八七八年

氏名ヲ記シタル上段ニ戸主トシ其下タニ父源之進亡明治十一年

十月十三日家督ト記載シタレハ源之進ハ死去スルマテ戸主タリシ

ヲ及ヒ被告ハ亡父ノ家督ヲ相続シタルヲ明瞭タレハ被告申

分相立難シ

第二條 被告等示スル乙第一号証即チ明治十一年五月四日

付書面ニ清藏ヨリ家事向万端ヲ源之進へ委託セシヲ

及ヒ被告ヲシテ清藏ノ家ヲ継カシムル等ノヲ掲ケタレトモ清藏

ノ死セシヨリ殆(ト)十三ヶ年ノ後ニ成立之レニ連名セシ者モ清藏

(〇七七B)

ノ近親ト肩書セシM S吉三郎ト組合等五人ヲ除キ残ル

五人ハ被告ノ兄弟又ハ清藏カ妻ノ血属等ニ係レハ今ヤ清

藏ノ近親等ト争論アル上ハ只此書面ノミヲ以テ被告カ清

藏ノ家ヲ相続ス可キ筈ニ決シタル確証トハ為シ難ク仮ニ此

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一四八(二四八)

書面ヲ真実ノコナリトスルモ其後ニ至リ前條ノ如ク被告ハ
現ニ亡父ノ跡ヲ相続シテ一家ノ戸主トナリタル以上ハ自ラ之レヲ
棄却シタルモノナリトセサルヲ得ス因テ本訴ノ証拠ニハ採用シ
難シ

第三條 被告ニ於テA H清藏存生中家督ヲ讓ル可キ

締約アリシモ當時被告ハ幼少ニ付実父元之進後見人トナリ

生前ノ奉養死後ノ祭祀遺産ノ保護ニ至ル迄悉皆引

受タレハ清藏ノ家ハ斷絶セシニ非ス既ニ被告ハ清藏存生中

其相続人ニ決シ居ルヲ以テ其遺産ノ一部タル第百九拾六番

〔〇七八A〕

ノ家屋モ戸籍狀被告カ自宅ト記載アル旨申立レトモ其前

ノ調製ニ係ル元之進ノ戸籍狀ニモ該家屋ヲ自宅ト記載

セリ然レトモ元之進及ヒ被告共前段其所有權ヲ得タル事由

有ルニ非スシテ只清藏ノ存生中被告カ其相続人トナル

可キ口約アルニ因テナリトハ被告自ラ明言スル所ナリ然ルニ

被告カ清藏ノ相続人トナル可キ確証無ク既ニ第一條第

二條ニ説明スルカ如クナルヲ以テ戸籍帖ニ自宅ト記載アルノ

ミヲ以テ相続人トナル可キ証拠ニハ採用為シ難シ

第四條 原被告ノ弁論本訴ノ要点ニ關係無キハ一々

其判定ヲ下サ、ルナリ

第五條 前條々ノ理由ナルヲ以テ被告ニ於テ清藏ノ遺産

ヲ自由ニシ及ヒ原告共カ清藏ノ相続人ヲ撰定スルヲ

拒ム等ノ權利ハ毫モ無之事

〔〇七八B〕

但 訴訟入費ハ成規ノ通被告人ヨリ償却ス可シ

明治十四年三月十八日

掛 判 事 藤 井 正 志

主 判 事 補 鈴 木 円 平

副 判 事 補 松 野 節 夫

〔〇七八の二〕〔二二の二〕【裁判執行・判決】^(注14)

明治十四年番外第百六号

所長 印^{**}

紫色六枚^{*} 朱書き

^{**}「藤井」の丸朱印

裁判言渡書

山口縣周防國吉敷郡秋

穂二島村居住 平民 A H 庄

吉代人 同郡江崎村居住 平

民

原告 I T 淑 輔

同郡秋穂二島村居住 平民

被告 A H 勝 四郎

〔〇七八の二B〕

裁判執行ノ件ニ付審理、判決スル左ノ如シ

A H勝四郎ニ於テ当支庁明治十

四年第六十四号断家再興并ニ地所居家引渡ノ

件ニ付キ明治十四年三月十九日届ケタル裁判遂ニ確

定シタルモ兼テ原告庄吉ヘハ多少ノ貸金アル

モ未タ之レヲ返還セス其未タ清藏ノ相続人相定ラサレ

ハ執行難相成申立ツルモ之レ尤モ不当ノ申供タルヲ以

テ一切不採用若シ貸金アラハ別ニ請求ス可ク

相続人ニ就テハ敢テ勝四郎ニ於テ啄ヲ容ル可キ所ニ非

ス依テ被告勝四郎ハ明治十四年三月十九日受

〔〇七八の二A〕

ケタル裁判ノ通速ニ執行ヲ致事

但シ此執行願ヒ及ヒ言渡シニ属スル費用被

告A H勝四郎ノ負担タル可シ

明治十四年十月 廣島裁判所山口支廳

長 判 事 藤 井 正 志 印

主 十六等出仕 別 府 恵 人 印*

* 本裁判言渡書は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十五年 裁判言渡書編冊 完 山口始審裁判所)

〔〇七八の三B〕

(記述ナシ)

〔〇七九A〕【二三】【目次二三】【妻帰宅(請求)・申渡】

申 渡

原告 山口縣周防國吉敷郡東岐波村居

住 平民 K F清證 代人 全縣長

門國厚狭郡山中村居住 平民

I T 國 平

被告 全村居住 平民

K F イワ

妻帰宅之詞訟遂審理裁判スル左ノ如シ

被告(三)於テ原告提出スル戸籍狀ニ被告ハ原告ノ妻

トアレトモ決シテ妻ニアラスシテK F家ノ養女ナリ其

戸籍狀ニ妻トアルハ被告ノ承諾ヨリ成立タル者ニアラス

又原告及ヒ親族共ニ於テ明治十三年二月十五日被

告ハ原告ト婚姻ノ式ヲ行ナヒタリト申立ルモ其婚姻ノ

〔〇七九B〕

席ニ加ハリタル事無之然リト雖ト被告ハ原告ト縁ナ

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一四六(二四六)

キニアラズ唯義理アル兄妹間ナルヲ以テ其妻トナルハ肯シセサル旨申立レトモ第一原告ヨリ提供シタル戸籍狀ニ被告ハ

原告ノ妻ト記載アルヲ原告ニ擅ニ為シタルノ証左ナク第

二明治十三年二月十五日被告承諾ノ上婚姻ヲ為シタルハ

原告第弐号証親族共ノ証明ニ依リ判然シ第三義

理アル兄妹間ト申立ルモ一旦KF藤仁助ノ養女トナ

リテ結婚為シタルハ亡仁助相続人KF市之進ニ於

テ証明シ第四現ニ夫婦タルヲ好ミサルニアラサリシハ被告

ノ明言スル所等ニ依ツテ被告ハ承諾ノ上原告ト結

婚シ其妻トナリタル者ト認定スルニ付速ニ原告ノ訟

求ニ応スベキ事

但 訴訟費用ハ成規ニ照シ被告人ノ負担タルヘシ

〔〇八〇A〕

明治十四年五月三十日

掛 判 事 藤 井 正 志

主 判 事 補 三 浦 芳 介

副 判 事 補 松 野 節 夫

〔八〇B〕

(記載ナシ)

〔〇八一A〕〔二四〕〔目次二四〕〔扶持方米金請求・裁判申渡按〕

裁 判 申 渡 按

山口縣周防國吉敷郡長野村

居住 士族

原告人 O S 晋七郎

扶持方米金請求ノ訴

山口縣周防國吉敷郡長野村

居住 士族

被告人 O S 尚 三

扶持方米金請求ノ詞訟遂審理裁判スル左ノ如シ

原告OS晋七郎カ被告OS尚三ニ向テ請求スル

扶持方米金ハ原告カ明治十三年七月ヨリ全十月迄

及ヒ明治十四年四月五月ハ原告カ姉IKサエ外売

式ヶ所ヘ滞留中ノ扶持方米金ニ係ル請求ナリ然ルニ

〔〇八一B〕

元來此約定書タルヤ原告カ別戸別住ノ隠居ヲ為シ

タル時ノ仕向ケニ係ル契約ニシテ已ニ明治十一年十二月ヨリ

全十二年十月迄ハ原告カ別戸隠居ヲ為シタルヲ以テ被

告ニ於テ契約通り履行ヲ為シ全十二年十月*ニ至リ被告

* 西曆一八七九年

ヨリOS家活計困難ナルヲ示シ被告ト同居ナシタレハ

其明治十二年十月ヲ以テ証書ノ効力ハ消滅シタル者ト

為ス何トナレハ其約定書中ニ(本家御婦リノ節ハ右仕
向物ハ当日限り)云々トノ明文アリ況ンヤ其別戸隱居
ヲ為シタルニ非ラサルヲヤ故ニ同居後數月間他ニ逗
留スルモ素ヨリ此約定書ヲ以テ請求スヘキ者ニ非ラ
ストス

右ノ理由ナルヲ以テ原告申分不相立候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人負擔タルヘシ

〔〇八二A〕

明治十四年六月四日

掛 判 事 藤 井 正 志
主 十七等出仕柴崎 尚 善
副 判 事 補 鈴木 円 平

〔八二B〕

(記述ナシ)

裁 判 言 渡 書

大阪府摂津國西成郡上福島村

平民 K H 伊兵衛方同居 平民

原告 K G 平造

山口縣長門國赤間関區西細江町

居住 平民

被告 K G 繁次郎

戸籍改除ノ訴訟遂審理裁判スル左ノ如シ

原告カ請求スルノ点ハKG家ノ戸主ヲ廢シ己レ之カ

戸主ト成ラント欲スルニアリ其要領タルヤ被告ハ亡実

父覺左エ門ノ疾病ヲ僥倖トシ親族ノ協議モ不遂

強テ之カ養子相続人トナリ財産ニ至ル迄掠奪セシハ

戸籍法ヲ紊乱セシモノニ付被告カ戸主ヲ廢シ己レハ

〔〇八三B〕

KG家正統ノ子孫ニシテ先戸主亡覺左エ門ノ第

二子ナルニ付他ノ兄弟皆死セハ己レ之カ戸主トナルハ人倫

普通ノ情理ナルヲ以テ原告人ヘ戸主改立相成度旨

申立ルト雖トモ原告ハ曩ニ嘉永四年*大阪府下ノ民籍

* 西曆一八五二年

ニ入り一戸ヲ創立シKG家在來ノ籍ヲ脱シタレハ則チ

一家ノ戸主者ナリ苟モ一家ノ戸主タル者設令KG家

血統ノ子孫ト雖モ他ニ相続者有之上ハ強テ其家督

〔〇八三A〕 〔二五〕 〔目次二五〕 〔戸籍改除・裁判言渡書〕

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一四四(二四四)

ヲ繼承セント請求スルノ理由ハ無之況ヤ相続者ヲ撰定
スルハ戸主ノ權ニ有テ原告ノ如キハ弘化二年[※]ヨリ父ノ膝下

[※]西曆一八四五年

ヲ去リ遠ク大阪ニ出テ商業シ亡父覺左工門ノ生前ニ其

相続者タランヲ許容セシノ証左ナキニ於テオヤ然リ而シテ

被告ヲ相続人トナシタルノ証ハ乙第壹号証ノ如ク覺左工門

自書ノ証ヲ被告ニ与ヘ古賀家ノ相続人タルヲ示シ明治八

（〇八四A）

年七月[※]ニ至リ覺左工門ヨリ被告繁次郎ニ家督ヲ

[※]西曆一八七五年

譲リ其身ハ退隱センヲ居住地ノ戸長ニ出願シ聞届

ケヲ得タル以上ハ公正ノ戸主タル論ヲ俟タス然ルヲ原告ハ

乙第壹号証ハ被告等カ詐為セシモノト推考ス何トナレハ

亡父覺左工門ハ中風症ニ係リ半身不隨ニシテ筆ヲ

採ルノ容体ニ無之飯ニ自書セシモノト見做モ第三号

上申書ニ附属セシ覺左工門ノ自筆ト筆意不同

又其二号証モ同ク被告等ノ所為ナラント思考ス何ト

ナレハ兼テ亡父ノ実印ハ被告カ取隱シ万事意ノ如ク

擅用セシヲ以テ証明スルニ足ル旨弁駁スル共只タ口頭ノ

陳述ニ止マリ一点ノ証左ナキニ付一切採用スルニ足ラス故ニ

被告カKG家ヲ相続ナシタルハ不正ノ所為ニ非ス真ニ公

正ノ順序ヲ經由セシモノニ付原告ハ被告ニ対シ戸主

（〇八四B）
改除ヲ訟求スルノ權利無之候事
但 訴訟入費ハ成規ニ從ヒ原告人負担タルヘシ

明治十四年七月十四日

長 判 事 藤 井 正 志
主 判 事 補 吉 田 俊 忠
副 十六等出仕 別 府 惠 人

（〇八五A）【二六】【目次二六】【入嫁送籍催促・裁判言渡書】

裁 判 言 渡 書

山口縣周防國佐波郡三田尻福聚町居住

平民

原 告 N M 太左衛門

全郡宮市町居住 平民 A S ナカ方寄留

平民

被 告 T M ア イ

入嫁送籍催促ノ詞訟審理ヲ遂ケ裁判スル左ノ如シ
本訴原告ハ明治十四年[※]旧二月八日付証書中金員

[※]西曆一八八一年

立替云々ノ文詞アルモ其金円ニ関セス只被告ハ長男
篠三郎ノ妻タルヘキ契約セシニ依リ其送籍ヲ要求ス

ルニ有リ然ルニ被告(二)於テ該証ハ何人ノ書記セシ者歟他人
ニ代書委託セシヲナクシテ毫モ承諾ニ出テタル者ニ非ス

(〇八五B)

殊ニ祖父及父母ノ意見モアレハ原告求メニ難応旨答

弁スルニ付其被告証拠トスル書類ヲ閱スルニ一ツハ被告カ山

口縣周防國熊毛郡長島□□番屋敷居住 平民 TM

直助嫡男竹藏ノ長女ナルヲ知ル可キ戸籍書ヨリ一ツハ

被告カ假令原告方ヘ入嫁ノ内約セシヲアルトモ決シテ実父

母(二)於テ承諾相成ラストノ祖父直助及ヒ父竹藏連署シタル

書面ニシテ其兩書ハ原告(三)於テモ疑ヲ容ル可キ不正ノ書

面ニ非ルヲ明言セリ然ラハ則原告証書ヲ以テ仮リニ入

嫁ノ契約ヲ為シタル者トスルモ只原被ノ間ニ成立セシ契約

書ニテ原告長男藤三郎及ヒ被告父母等ノ許諾ニ係

リシヲ見ル可キ無ケレハ若シ其人ノ異存アルニ於テハ履

行為シ得可ラサル上ハ完全ノ契約ト謂フヲ得ス且其送

籍ヲ為ス為サ、ルハ戸主ノ權内ニ有レハ被告独断ヲ以テ

(〇八六A)

之レヲ左右スル能ハサル者ナリ況ンヤ其入嫁契約書ノ如キハ

被告(二)於テ承諾セシヲナシト云ヒ加ルニ戸主祖父及ヒ父母ノ

異議アルニ於テヤ故ニ原告ハ被告ニ対シ入嫁送籍ヲ促

スト雖モ其訟求ハ不相立事

但 訴訟入費ハ規則ニ照シ原告人ノ負担タル可シ

明治十四年七月廿日

長 判 事 三 浦 芳 介

主 判 事 補 松 野 節 夫

副 十六等出仕 酒 井 陳 平

(〇八六B)

(記述ナシ)

(〇八七A) 【二七】【目次二七】【家督相続差違・裁判言渡書】

裁 判 言 渡 書

山口縣周防國吉敷郡嘉川村居住

平民 IT周藏 TU林平 代人 全郡

荒高町居住 平民

原告 IH 熊太郎

山口縣長門國美祿郡厚保原村居

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一四二(一四二)

住 平民

被告 H D 茂四郎

被告 H 周 三

全村居住 平民 I T 金吾 I S B 文藏

代人 豊浦郡豊浦村居住 士族

全 K U 重治

全村居住 平民 I M 幾之丞 代人 全村

（〇八七B）

居住 平民

被告 K S 東輔

家督相続差違ノ訴訟遂審理裁判スル左ノ如シ

原告本訴ノ要スル所ヲ譯スルニ長門國美祿郡厚保原村

第□□番屋敷居住 I T 覚善ナル者ハ原告等カ

親族ニシテ全村 K M 寺住職ナル処明治十三年十二月

廿五日*病死シタリ然リ而シテ徒弟兩人 I T 金吾六五

* 西曆一八八〇年

郎右エ門在リ内五郎右エ門ハ幼少ト雖トモ覚善ノ四等

親即チ従父兄弟ニシテ嘗テ其相続人ト為ル可キ為

メ養育ヲ受ケタル故アルヲ以テ俗籍栄職ノ継続ニ異

ナリ一般ノ家督相続法ニ依リ之レヲ考フルモ覺善ハ嫡長

子孫ノナキヲ以テ相続タル五郎右エ門ニ於テ継続スル是レ至

当ノ順序ナルニ却テ被告等ハ覚善ノ親族ナル即チ原

（〇八八A）

告等ニ一言ノ相談無ク私擅ニ覚善附籍ナル金吾ヲ以テ

相続人ト定メ出願シタルハ最モ不当ナル所置ニ付更ラニ

五郎右エ門ヲ相続人ニ改立セント欲スルニテ被告ハ之レニ

対（シ）テ原告申述ノ如ク I T 覚善ハ原告等親族

中ノモノニシテ K M 寺住職ナル処明治十三年十二月

廿五日死去シタリ其際原告等ハモ報告ヲ為シ且ツ葬

式入費及ヒ I T 家相続等ノ事ニ就キ遺言ノ趣ヲ

示談ニ及フ処原告等ニ於テ K M 寺継跡ノ事ハ別

ニ寺格ノ在ルアルヲ以テ敢テ喙ヲ容レサルモ I T 家相続モ

亦タ遺言ノ如ク金吾ヲシテ之レヲ為サシムルモ悉皆寺惣

代等ニ委任スルトノ事ニ付被告等即チ覺善遺妻

ナル A Y I ヨノ親族 I S B 文藏組合惣代 I M 幾

之丞 K M 寺檀家惣代 H 周三 H D 茂四郎等協

（〇八八B）

議撰定則チ金吾ヲ相続人トナシ出願シタルモノナルヲ突然今

日ニ至リ動議ヲ主張スルト雖トモ決シテ原告請求ニ難応ト

云フニ在リ茲ニ被告カ覚善ノ遺言ナル旨ヲ証明スル為メ呈

出スル森羅万像ト題スル帳簿ハ之レヲ閱スルニ其表記ハ

覚善死去後タル明治十四年正月トアリ素ヨリ署名押

印ナク反古ニ等シキモノニシテ且ツ書中要処タル相続者ノ

三字ハ木綿衣ノ三字ヲ描改シタルノ痕跡顯然之レヲ見ル可クシテ

是レ果シテ何人ノ手ニ成リタル歟ハ今日之レヲ知ル可ラサルモ到底之レヲ採テ完全ノ證據ト為スニハ足ラサルモノトス又タ金吾ナル者ヲ相続人ト為スニ就テハ原告ニ協議シ其承諾ヲ得タルモノナリト云フモ其協議承諾シタルノ証跡一点ノ見ル可キナク況ンヤ原告等ニ於テ之レヲ知ラスト陳スル上ハ嘗テ金吾ヲ相続者ト定ムルニ就キ被告ヨリ原告等ニ向ヒ協

(〇八九A)

議ヲ遂ケタルモノニハ無之モノト為サ、ルヲ得ヌ素ヨリ俗籍相続ハ寺職継続ニ異ナリ檀家或ハ寺惣代ニ於テ之レヲ

専決スルノ權利ハ毛頭無之モノトス然ルヲ原告即チ覺

善親族ナル者ニ協議ヲ遂ケス啻ニ附籍ナルAYIヨ

ノ親族等ト謀リ金吾ヲ相続人ト専決シタルハ最モ被告

カ不当ノ所置ナリトス而シテ還テ原告ニ於テハ根原僧侶

ノ俗籍ナルヲ顧ミス徒弟ノ順序ヲ問ハス単ニ血統ノ故而巳

ヲ以テ未タ覺善籍中ニ在ラサル幼少ナル五郎右エ門ヲ以テ

断然覺善ノ跡相続ヲ為ス可キモノトシテ専ラ之レヲ改立

セント要スルハ言論甚タ穩当ナラサルモノトス其他互ニ枝

葉或ハ無證ニ渉ル論弁ハ逐一判定ヲ下サ、ルモ到底

前説明ノ理由ナルヲ以テ原被告共申分難相立因テ

更ラニ原被告協議ヲ遂ケ至当ノ相続人ヲ可相撰事

(〇八九B)

但シ 訴訟入費ハ原被告各自弁テタル可シ

明治二二(一八九九)年五月十五日

山口始審裁判所 『人事判決例』

司法省へ進達ノ分控

明治十四年八月三十日

廣島裁判所山口支廳

長 判 事 三浦 芳介

主 十 六 等 出 仕 別 府 惠 人

副 判 事 補 鈴木 円平

(〇九〇A) 【二八】 【目次二八】 【戸主解除并養子離縁・裁判言渡書】

裁 判 言 渡 書

山口縣周防國佐波郡島地村居住

平民 H O 亀次郎 代人 全國吉敷郡

御堀村居住 士族

原告 T M 満房

山口縣周防國佐波郡島地村居住

平民 H O 五郎松 代人 全村居住 平民

被告 K Y 栄藏

戸主解除并養子離縁ノ訴訟遂審理処

本訴原告ニ於テハ被告五郎松ハ元ト全村内ニ一家ヲ

営ミ居タル者ナル処明治三年中*媒介アリ其妻子

* 西曆一八七〇年

一四〇(一四〇)

ト共ニ原告方ニ貫ヒ受ケ家政ノ調理ヲ委子タル処
戸籍編製ノ際甲第壹号証ノ如ク擅ニ戸主ノ地位

〔〇九〇B〕

ヲ占メタルモノト家事方緒ヲ委託シタル養子ナレハ別ニ其
罪ヲ責メスト雖トモ耕地宅地等ヲ讓与セハ或ハ後來ノ患
害ヲ醸スコトアラント恐レ地券發行以來原告所有主ト為
リ被告ノ行為方正ヲ見テ之レヲ讓ラント其勉否ヲ試ム
ルニ豈ニ凶ランヤ我意日々増長シ未タ讓与セサル宅地ヲ
書入質トシ借金シタルハ即チ甲第貳号証ノ如シ剩サヘ本
年五月養父タル原告ヲ被告ト為シ地券名前換ヲ名
ト為シ勸解願ヒ出タル等養父子ノ倫理ヲ紊リ到

底一家ヲ維持スル能ハサル者甲第五号証ノ如ク戸主
ヲ廢シ且ツ離縁セント親族協議決定則チ本訴ヲ結
構シタル旨供出シ被告ハ之レニ対シ原告亀次郎ハ一
旦H〇家養子トナリタルモ到底一家ヲ委託スル堪ヘ難
キヲ以テ養母「セキ」甚タ之レヲ憂ヘ被告ニ養子ト為リ
〔〇九一A〕

家政調理ヲ為シ具レ可キトノ所望ニ任セ実家ヲ廢シ
其財産ヲ以テH〇家ノ養子ト成リ明治五年三月*

* 西曆一八七二年

家督ヲ相続シ持來ノ財産ハ悉皆H〇家ノ為ニ
消費シタリ然リ而シテ原告所謂不孝ノ所為及ヒ家

財ヲ浪費シタル等ノ事素ヨリ無之甲第二号証借金
ノ如キモH〇家便宜ノ為メ山林買得代価ニ充テ
負債シタルモノニシテ其實地等ニ至リ事実原告承

諾ノ上則チ証面原告代理トシテYG與ハラシテ連印
セシメタリ又タ原告力所謂不孝ノ点ハ只タ其附會ノ巧
言ニ止リ縱令ヒ甲第五号証アルモ是レ堀口警察分
署ニ於テ強迫ニ逢ヒ不得止拇印シタルモノニシテ決シテ真
正ノモノニアラス其強迫ノ点ニ至テハ明治十四年七月六日
山口警察本署ニ上陳ニ及ヒ置キタリ被告力原告ニ対
〔〇九一B〕

シ不孝ノ所為ヲ施サ、ルヲハ即チ乙第壹号証ノ如ク衆
人保証スル処ナリ然ルヲ齎々私欲ノ心ヲ以テ戸主ヲ解除シ
離縁セントスルノ要求ニハ決シテ難忘旨申述シタリ
依テ裁判スル左ノ如シ

抑モ原被告呈出スル親族協議書ナルモノハ原被告各其
党与ニ依リ成立シタルモノナレハ未タ之レヲH〇家親族
一統ノ協議決定書ト謂フ可カラス從テ戸主廢否ニ就キ
親族協議ハ未タ一致セサルモノトス甲第二号証金貳拾
五円ノ負債ニ就キ被告ハ即チH〇家便宜ヲ以テ

山林ヲ買得シ其代価ニ充テタルモノニシテ決シテ被告カ
浪費ニアラス實地及ヒ其事実ハ原告已ニ承諾シ
タルモノト申立即チ証面原告代理トシテ山縣與ハ

シテ連印シアルヲ以テ觀ルニ其原告カ承諾ニ係リタルト
〔〇九二A〕

其負債ハ山林買入レ代価ニ充タルトノ真否ハ、^{まわ}輒チ未タ
弁知シ得サルモ到底未タ之レヲ以テ被告ハH〇家ノ産
ヲ傾倒シタルモノト為スニ足ラス況ンヤ原告未タ其所有ノ
地所ヲ失ヒタルノ損害ヲ蒙リタルニ非サルヲヤ又タ其不
孝ノ点ニ至テハ原告カ論弁中何等ノ所為ノ難擱モ
ノアルヤ其條件痕跡ヲ明拳スルニ非ス只タ一片ノ甲

第五号証アルモ其証面不孝所為ノ見ル可キ無ク被
告ハ却テ強迫上不得止拇印シタル証書ナリト開陳シ
組合及ヒ全村ノ衆人ハ乙第壹号証ノ如ク被告カ原告
ニ対シ不孝ノ所為ヲ施サ、ルヲ保証シタリ又タ被告カ
原告ヲ対手トシ地券名前換ノ勸解ヲ願ヒ出タルハ尤モ
穩当ナラサルノ所為ト為サ、ルヲ得スト雖トモ素ヨリ原告
モ養子ノ身分ニシテ縱令今日養父ノ地位ニ居ルモ其一
〔〇九二B〕

己ニ求メ得タル財産ニアラスシテH〇家祖先伝來ノ物
タレハ自ラ幸ニ其所有權ヲ掌握スル而已ヲ以テ之レヲ私
擅ニ売却スルハ即チ祖先ニ対シ不孝ノ所為ト謂ハサルヲ
得ス然ルヲ乃チ乙第三号証ノ如ク明治十四年六月五日
耕地山林共悉皆売却シタルヲ以テ觀レハ最初被告カ
原告ニ対シ地券名前換ノ勸解ヲ願ヒ出タルハ戸主

タルノ義務ヲ以テH〇家ヲ愛シ其財産ヲ維持シ原
告私擅ノ売却ヲ予防セントスルノ衷情ニ出タルヲ稍々推
知スルニ足レルヲ以テ是レ亦タ以テ戸主ヲ廢シ得可キ
不孝ノ所為ト為スニ足ラサルモノトス其他ノ争論ハ或ハ
無證ニ屬スルヲ以テ探テ逐一判定ヲ与ヘサルモ本案ノ要
所已ニ前説明ノ理由ナルヲ以テ原告本訴ニ掲クル所ノ
條件ハ未タ戸主ヲ廢スルノ事故ト為スニ足ラス依テ原告
〔〇九三A〕
請求ハ到底不相立事

但シ訴訟入費ハ成規ニ準シ原告人ノ負担
タル可シ

明治十四年九月十日

廣島裁判所山口支廳

長 判 事 藤 井 正 志
主 十六等出仕 別 府 惠 人
副 十六等出仕 酒 井 陳 平

〔〇九三B〕

(記述ナシ)

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一三八(一三八)

〔〇九四A〕〔二九〕【目次二九】【讓与耕地名前換・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣周防國吉敷郡山口大殿大

路町居住 平民

原告 S M 才介

全國佐波郡仁井令村居住 平民

被告 Y N 直平 代人

全國吉敷郡山口早間田町居住 平民

K G 休右衛門

讓与耕地名前換ノ訴審理ヲ遂ケ裁判スル左ノ

如シ

原告請求ノ要旨ハ被告カ亡養父Y N 弥右衛門ハ

原告亡実父Y N 幾之進ノ養父ニシテ元来原告（二）

於テY N 家相続ス可キ筋ナル処故アツテ該家財産

〔〇九四B〕

ヲ二分シ其一分ヲ所有別居シ明治八年ニ至リ重村

家ノ養子トナリシモ後離縁シテ更ニS M 才介ト名称

シ全クY N 家關係ヲ離レシト雖トモ如斯該家血縁

アルヲ以テ明治十一年九月壹反三畝廿七步ノ田地ヲ実

子他之介養育料トシテ甲第壹号証ノ如クY N 弥

右エ門ヨリ讓受ク可キ契約ヲ為シ追ッテ被告ヨリ甲

第二号証ヲ領置シタルニ付該地ノ券状名前更改引

渡シヲ受ケント欲スルニ在リ然ルニ被告（二）於テハ甲第二二号証ハ一切弁知セサルモノニシテ名下印影悉ク実印ト相違セ

シ旨申立相争フニ付印影鑑定ノ為メ印判職十川

幸一陶山深入ノ兩名ヲ喚起シ原被引証トシテ呈出

セシ甲第三号乙第一二号及ヒ丙第一号書中Y N 弥

右衛門Y N 直平ノ印影ヲ以テ右甲第一二号証ニ対照

〔〇九五A〕

印影ノ異同ヲ鑑定セシメタル処被告直平所用ノ実

印即チ乙第二号丙第一号ハ全印ナルモ甲第二号ト異

印ナリ又弥右衛門所用印ナリト云フ乙第一号証ノ

印影ハ甲第一三号ト異印ナル旨各自同一ノ鑑定ヲ

為シタリ爰ニ於テ甲第一第二号証書ハY N 弥右エ門及ヒ

被告直平ノ実印押用シタルニ非スシテ乃チ承諾ニ

出テタル完全ノ契約ニ之レナキモノト認定ス反リニY

N 弥右エ門ハ死亡シ審問スルニ由ナキヲ以テ甲第一号

証ヲ真正トスルモ其成立明治十一年九月ニ在テ書中

田地渡置候云々ノ明記アルニ以テ降年月ノ久シキヲ經

過セシニ現地ノ引渡ヲ受ケタルニ非ス依然被告ノ支配

ニ係リ原告毫モ之レニ干預セサル耳ナラス原告ハ被告

Y N 家ニ縁故アルモ弥右エ門ノ血脈ニアラス殊ニ該家ノ

〔〇九五B〕

財産ハ分与ヲ受ケ既ニ別戸主タル者ニ対シ其子ノ養

育料ニ至ル迄更ニ地所讓与スルノ筈ナキ等ノ一アルヲ以テ見レハ固ヨリ信ヲ措キ難シ況ヤ前顛ノ如ク証書完全ナラサルニ於テテヲヤ以上説明スル理由ナルニ付原告本訴ノ請求ハ不立事

但 訴訟入費ハ規則ニ照シ原告人ノ負担タル可シ

明治十四年十月廿四日

廣島裁判所山口支廳

掛長 判事 三浦 芳介
主 判事補 松野 節夫
副 判事補 鈴木 円平

〔〇九六A〕【三〇】【目次三〇】【戸主替差纏レ・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣周防國玖珂郡伊陸村居住 平民
M O ミツ 全郡日積村居住 平民 S J 太
市郎 代人 全郡川西村居住 士族
原告 K K 恭造
全縣全國全郡伊陸村居住 平民 M O
静治郎 後見人 M O 栄治郎 代人 全

明治二二(一八九九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一三三六(一三三六)

郡岩国町居住 平民

被告 M M 喜八郎

戸主替差纏レノ訴訟遂審理処

原告出訴ノ要領ハ本訴甲第壹式三号証ノ如ク公然タルM O 家ノ戸主ナルヲ被告等ニ於テ乙第拾三号証ノ如ク原告ミツニ協議ナク擅ニ戸主替願ヒヲ為シ癡鈍ニシテ戸

〔〇九六B〕

主ノ任ニ堪ヘサル静次郎ヲ戸主ト為シタルハ甚タ不條理ノ処置ナリ然ルニ甲第三号証タル戸籍狀及ヒミツ実印ハ曾テ盜難ニ罹リタルヲ以テ甲第二号ノ如ク其旨戸長役場ニ届出置キニ這回證據トシテ呈出ス可キ為メ役場備在ノ戸籍狀写取りモ願ヒ出タルモ戸長之レヲ許容セスト雖モ終ニ明治十四年八月三十日呈出シタル甲第四号ヨリ甲第拾壹号ニ至ル証摺ヲ得タルヲ以テ公然原告ミツハM O 家ノ戸主タルヲ明白ニシテ誰乎敢テ間然スルヲ得ンヤ依テ速ニ不正ノ戸主静治郎ヲ廢シミツ自ラ戸主ノ地位ニ復セント欲スルニ在リ被告ハ之レニ対シ原告M O ミツナル者M O 家ノ戸主タリシヲ決シテ無之甲第一号証タル原告S J 太市郎カ私擅ノ所為ニ因リ終ニ甲第三号証ノ成立シタルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ有セス則チ乙第拾三号証ノ有ル所以ナリ而シテ原告代人カ静治郎ヲ目シテ

〔〇九七A〕

天稟癡鈍戸主タルノ任ニ堪ヘサルト謂フハ何等ノ憑拠アツテ謂フ乎靜治郎ハ家督相続男女ノ順序ニ依リ幼少ト雖

トモ男子ナルヲ以テ甲第三号戸籍状写ノ如ク尚ホ靜治郎カ戸主タルヲ動ス可ラサルハ乙第九号証ノ如ク然リ依テ原告請求ニ応ス可キ理由ハ毛頭無之ト拒弁シ茲ニ戸長岩

政富之介ヲ喚起シ甲第三号証ト甲第四号証抵觸ノ

原由ヲ釈スルニ甲第四号証タル哉原告ノ内S J太市郎ナル者甲第一号ナル書面ヲ呈出シM O靜治郎ハ天稟

癡鈍戸主ノ任ニ堪ヘス親族協議廢嫡ノ事ニ決シ姉

ミツナル者ヲ戸主ニ撰立センヲ故忽卒ノ際輕々ニ其言ヲ

信シ親族協議書ヲ実見セス且ツ戸長職限ヲ越ヘ其願

意ヲ認可シ甲第四号証戸籍状ヲ一旦授与シタルモ後之

〔〇九七B〕

レヲ精査スルニ決シ親族協議ニ出タルモノニ非ス靜治郎ヲ目シ天稟癡鈍戸主ノ任ニ堪ヘサル憑拠ノ認ム可キ無ク

素ヨリ曾テ為シタル認可タル戸長ノ職限ヲ越ヘタル処置

ナルヲ以テ速ニ其旨ヲ郡長ニ申シ過誤ヲ改メ戸籍状ヲ

加除シ原告人等ニ先キノ認可取消ノ達ヲ為シ戸

籍ヲ設入シタルモノナリ而シテ甲第四号ヨリ第拾壹号ニ至

ル書面ニ保証ヲ与ヘタルハ全ク檢査ノ粗漏ヨリシテ當ニ

公正書入レ質証書ノ写而巳ト心得ヘ奥書シタルモ豈ニ

図ラン其冊中甲第四五両号ノ書面アラントハ決シテ其

四五号書面ノ戸長役場ニ在ルニ非ス真ニ一場ノ過誤ニ出タルモノナリト陳述シタリ

因テ裁判スル左ノ如シ

原告呈出スル甲第壹号書中M O靜治郎カ天稟癡

〔〇九八A〕

鈍ニシテ戸主ノ任ニ堪ヘ難キ云々ハ到底S J太市郎カ私言ニ

止リ素ヨリ親族等ニ於テ之レヲ看認メタルモノニ非ス一旦其

筋ニ於テ廢嫡シテミツナル者ノ家督相続ヲ認可シタルモ之レ

一時ノ過誤ニ出タルヲ以テ已ニ取消シタリ又タ甲第五号ノ書面

ニ保証シタルハ是レ亦タ一時ノ過誤ニシテ決シテ該書面ノ戸

長役場ニ在ルニ非スト戸長岩政富之介ニ於テ陳言シタリ

然レハ原告ノ内ミツカ一旦戸主タリシハ決シテ完全ノ効力ヲ有ス

可キモノニ非スシテ靜治郎ハ已ニ公正手續ヲ經テ相続シタル

確然ノ戸主ニシテ単ニ原告等兩人ノ意想而已ヲ以テ動ス

可キモノニ非ス況ンヤ男子アリ相當ノ事故ナクシテ漫ニ之レヲ

廢シ女戸主ヲ立ツルハ家督相続ノ習例ニ於テ為スヲ得可

ラサル者ニシテ其甲第壹四両号ハ已ニ無効ノ證據ニ帰シ

他ニ採用ス可キ完全ノ證據アルニ非サルヲ以テ原告ノ訟求

〔〇九八B〕

ハ一切不立事

但シ訴訟入費ハ成規ニ準シ原告人ノ負擔タル可シ

明治十四年十月廿六日

廣島裁判所山口支廳

長判事 三浦 芳介

主 十六等出仕 別府 惠人

副 十六等出仕 酒井 陳平

〔〇九九B〕

長女ハ差返シ貸借其他ノ取引ハ後日ニ讓ルモ元利金及ヒ正当ノ費用ハ固ヨリ速ニ償却ノ心得ナリト云フニ在リ

被告答弁ノ要旨ハ乙第壹号第式号証連帶者ノ

一人キクハ尚娼妓營業ヲ為シ以テ負債ヲ返償セント

スルニ原告強テキクニ廢業サセ之レヲ連戻サントスルハ前

約ニ違ヒ不条理ノ一付其求ニ心シ難シト云フニ在リ

因テ裁判スル左ノ如シ

本訴ハ娼妓稼料ヲ以テ負債ノ償却ニ充ツルノ契約ヲ為シ

タルモノナレハ今ヤ廢業セントセハ宜シク先ツ其負債ヲ償還

スヘキハ固ヨリノ一ナルニ之レヲ後ニシ且キクヲ攔キ出訴セシ等

旁其当ヲ得サルモノニ付原告ノ請求不相立モノ也

但 訴訟入費ハ成規ノ通原告ノ負担タル可シ

〔一〇〇A〕

明治十五年一月廿日

主 判事補 鈴木 円平

副 判事補 遠山 嘉又

長女連戻ノ訴訟遂審理処
原告訴フル要領ハ長女キクナル者被告方ニ寄留
シテ娼妓營業ヲ為シ居ル処原告実母登美病死
シ養子寅植ハ幼少ニテ其養育旁差支有之ニ由リ
キクニ廢業サセ之レヲ連戻サントスルニ負債ヲ償還セ
サレハ之レニ心シ難シト云フト雖モ其計算上不当ノ廉有
之為メニ数日ヲ費シテハ原告ノ支障容易ナラサルヲ以テ

〔一〇〇B〕

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一三四(一三四)

(記述ナシ)

〔一〇一A〕【三二】【目次三三】【協議離縁并財産請求・裁判
言渡書】

裁判言渡書

山口縣周防國吉敷郡山口荒高町

第〇〇〇番地居住 平民

原告人 N M 利兵衛

全縣全國全郡山口上金古曾町第〇〇〇番

地居住 平民

原告人 K B サヨ

全縣全國全郡山口上金古曾町第〇〇〇番

地居住 平民

被告人 K B 政吉

内輪不熟ニ付親類協議ノ上離縁并財産請求方

請求ノ詞訟審理ヲ遂ケ始審裁判スル処左ノ如シ

原告人ニ於テハ明治十三年三月申* S 弥ハナル者ノ媒酌

〔一〇一B〕 * 西曆一八八〇年

ヲ以テ岩見島M安兵衛ニ男即チ被告政吉ヲ養

子トナシKB家ノ相統ヲ為サシメ壹女サヨト配偶ノ末爾
來營業イタセシモ被告政吉ハ元來飲酒ヲ好ミ時々酒
興ニ乗シ妻サヨヲ打擲ニ及ヒ其上多分ノ借財ヲナシ親
類共ノ説諭ヲ請ルモ改心イタサズ昨明治十四年十二月廿八日
飲酒ノ末手荒キ所業ヲナセシヨリ親類組合ノ者集會

ノ上原告第壹号証ヲ徴シタルモ爾后今ニ改心致サ、ルヨリ
離別ヲ訴ル旨申立ルト雖トモ被告(ニ)於テハKB家相統以來
時々飲酒ヲ為スモ決シテ妻サヨヲ打擲セシメ之レナク反テ妻
サヨハ連夜酒ヲ飲ミ不行跡等有之ヨリ時々呵責ヲ加ヘ
且營業上僅々損失ハ為セシモ一家生活ニ差支モ無之

原告第壹号證ナルモノハ被告ニ於テ絶テ承知セス被告ハ
可ナリ説ミ書キニ差支ナケレハ他人ニ代書ヲ依頼スベキ筈
〔一〇一A〕

之レナク昨明治十四年十二月廿八日原告NM利兵衛工被
告妻サヨヨリ被告ノ実印ヲ預ケタルヨリ斯ル書面ヲ捏
造セシ旨答弁ス爰ニ原告第壹号證ヲ檢閲シ之レヲ

事實ニ参照スルニ果シテ被告カ承諾上ヨリ成立タルモノ
ト信認スルヲ得ス一步進テ仮ニ之ヲ被告カ悔悟承諾ヨ
リ成立タルモノト為スモ爾后離別ヲ要ムルニ確乎タル事
項モナケレハ商業上ヨリ多少ノ損害ヲ為セシトテ夫等ノ
事故ヲ以テ養子離別ヲ訴ル理由ナキモノトス

訴訟入費ハ成規ニ照ラシ原告人兩名ノ負担

タルベシ

明治十五年三月廿七日

山口始審裁判所

〔一〇二B〕

(記述ナシ)

東京ニ於テ死亡シタルニ付明治十四年八月頃親族協議
ノ上誠太遺囑ノ主旨ニ依リ原告ノ嫡男AM喜

〔一〇三B〕

一ヲ以テ其相続人ニ定メタルニ被告ハ之ヲ拒ミYN
芳三ノ三女コトヲ相続人トナサントスルニ因リ本訴ニ及
ヒタリト陳述セリ

被告ハ乙第壹号証乃至乙第十号証ヲ提供シ原告ニ

於テ親族協議ノ上遺囑ノ主旨ニ依リ云々ト云フト雖トモ
被告ニ於テ其協議ニ加ハリタルヲナク又誠太ニ於テ左様

ノ遺囑ヲナシタルヲナシ乙第三号証中此ノ妹ニ数子ヲ得ハ其一
人ヲシテ我カ跡ヲ続カシムヘシトアレトモ原告ノ嫡男喜一ヲシテ

相続人トナラシムヘシトノ遺囑ニアラズ而シテ乙第二号証誠

太没後諸事万端云々トアルニ据レハ全クO家一切ノ

事ヲ以テ被告等ニ囑托シタル者ナリ故ニ喜一ノ相続人

トナルヲ拒ミコトヲ相続人トナスヲ得ルハ勿論ナリト

抗弁セリ

〔一〇四A〕

原告ニ於テ甲第三号証ノ趣旨ヲ主張シ乙第三号証

中此妹ニ数子ヲ得ハ云々ノ外別ニ誠太遺囑ノ書

翰アリタリト陳述スレトモ更ニ其証憑ナシ被告乙第貳号
証ノ如クO家一切ノ事ニ付囑托ヲ受ケタル以上ハ其相

続人ヲ定ムルノ權アルハ勿論ナリ原告ハ乙第貳号証ハK

〔一〇三A〕 〔三三三〕 【目次三三三】 【相続人差纏・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣長門國阿武郡萩濱崎町居住

平民 AM婦^ホみ^{*} 代人 全縣周防國吉敷

郡山口立小路町居住 土族 *「婦」は変体仮名

原告人 S H 虎十郎

全縣全國全郡萩戎町居住 土族 KD

三輔 兼代人 全縣全國全郡全町居住 土族

被告人 Y N 芳 三

相続人差纏ノ詞訟審理ヲ遂ケ判決スルノ如左

原告ハ甲第壹号証乃至甲第七号証ヲ提供シ明

治十四年七月中原告ノ兄ナルO家ノ戸主O誠太

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一三三二(一三三二)

D三輔外三名及ヒ原告ノ夫A M喜代植ニ宛テタル

書翰ニシテ末端ニ其名前アリタルヲ断去シタル者ナリト云

ヘトモ其証ノ可見ナキ而巳ナラス該証中ニ且妹フミヘハ別ニ

書面差出不申云々ノ文言アルトキハ原告ノ夫喜代植ニ

宛タル書翰ニ非サルヤ明カナリ然ルトキハ被告ニ於テ親

族協議ノ上吉仲コトヲ誠太ノ相続人ニ定メA M喜

一ヲ相続人トナサントノ議ヲ拒ムコトヲ得ルハ勿論ナリトス

右ノ理由ニ付原告ノ申分不立者ナリ

〔一〇四B〕

但 訴訟入費ハ成規ニ從ヒ原告之ヲ負担スベシ

明治十五年六月廿六日 山口始審裁判所ニ

於テ

判事 古莊 一雄

〔一〇五A〕 〔三四〕 〔目次三四〕 〔養女取戻・裁判言渡書〕

裁判言渡書

山口縣長門國大津郡上野村居住 平民

原告 N M ます

全縣國郡藏小田村居住 平民 S I 松左工門

代 言 人

被 告 富 家 平八郎

全縣國郡上野村居住 平民 N M ます養女

当時 全郡藏小田村居住 S I 松左工門方

同 居 平 民

引 合 N M ゆ 起*

養女取戻之訴訟遂審理裁判スル左ノ如シ

原告起訴ノ要旨ハ引合N M ゆ起ハ被告カ三女ニシテ

四歳ノ時養女トシテ原告方ヘ貰ヒ受ケル后十有余年

〔一〇五B〕

ノ久シキ之レヲ養育シテ昨明治十四年ニ至リ年齢十六

歳ニナリタル処平素養母即チ原告カ教令ニ從ハス却

テ原告ヲシテ憂苦措ク無キニ至ラシム茲ニ於テ原告ハ引

合カ将来ヲ矯正スル為メ他家ヘ奉公ニ出サントシタルニ組

合或ハ村會議員等ニ於テ他家ヘ出スヨリハ寧ロ引合カ実

家ナル被告方ヘ遣シ置ク方彼我ノ為メ筋ニモ可相成ト申

スニ付其意ニ從ヒ乃チ議員水島岩藏小組代M Z 萬

作原告カ実弟N M 良吉ヲ仲裁人トシテ被告方ヘ奉

公ニ遣シタルハ昨明治十四年陰曆十月廿九日即チ陽曆

十二月廿日ノヲナリ然ル処其后ニ至リ突然諸々ヨリ貸金

催促ヲ申來ルニ依リ其由縁ヲ問フニ悉ク引合カ負債

ナルモ苟モ其親タル以上ハ義務トシテ之ヲ償ハサルヲ得サル

ヲ以テ速ニ償却セントシタルモ平居些々タル商ヲナシ僅ニ
〔一〇六A〕

其日ノ生計ヲ營ム程ノ身体ナレハ一時ニ拾七円七拾錢ヲ
償ヒ難ク無挾被告ヘ示談シ金拾円ヲ借用シ之レニ

七円七拾錢ヲ補足シテ夫々返却セリ而シテ本年陰曆

二月頃ニ至リ可然婚アルニ依リ之レヲ迎エテ引合ニ妻ハサ
ント思量シ被告ヘ示談セシ処漸クニシテ陰曆三月廿五日

即チ陽曆五月十二日引合ハ婦リ來ルモ其際自己ノ頭

髮ヲ切斷シ來リタレハ一旦其非ヲ責メタレトモ既ニ婚姻ニ

際シ其俛ニモ難致ニ付先ツ結髮ナサシメ其翌廿六日即チ

陽曆十三日無滞結婚ヲ終リ稍安堵ノ思ヒヲナシタリシ

ニ陰曆四月三日即チ陽曆五月十九日ニ至リ引合ハ私ニ被

告方ヘ逃ケ婦リタルニ依リ原告ト婚ト交々呼戻ニ行キ

タレトモ種々言ヲ構ヘ立戻ラサルヲ以テ婚モ一ト先其実家

ヘ婦リタリ右ノ如ク引合ニ於テ婦家セサルハ要スルニ被告カ
〔一〇六B〕

教唆ニ原因スルモノナリ然ルニ今ヤ被告ハ原告カ請求ヲ

拒ムニハアラサレトモ引合ニ於テ其説論ヲ用井シテ婦ラサルナ

リト答弁スレトモ甲第式号証ノ如ク引合カ將來ヲ教戒ス

ル為メ懲治檻ヘ差入レントスル其願書ニ連署セサル等

ヲ以テ看レハ即チ陽ニ引合カ婦家ヲ拒マサルカ如クナルモ陰ニ
引合ヲ教唆シ其婦家ヲ拒ミ居ルヤ知ル可キナリ因テ被

告ヲシテ速ニ引合ヲ差婦ス様裁判アリタシト云フニ在リ
被告答弁ノ要領ハ引合ゆきハ幼少ノ頃ヨリ原告方

エノ養女ニ遣ハシタルモノナレハ被告ニ於テハ之レヲ留メ置ク

心意ナキヲ以テ予テ被告ハ勿論引合カ兄弟等ニ於テモ

頻リニ引合ニ向ヒ養家ヘ立帰ル可シト申論スモ引合ニ

於テ之レニ応セサルニ依リ如何トモスキ様ナシト云ニ止マレリ
引合陳述ノ旨趣ハ前キニ原告方ニ在ル際負債ヲナシタル

〔一〇七A〕

原由ハ予テ原告カ命ニ依リ鮎又ハ菓子等ノ行商ヲナシ居タ

ル処往々働ヲ扱ハスシテ菓子等ヲ取喰フモノアルモ平素懇

意ノモノナレハ之ヲ制止スルニ由ナク黙許シ來リタル内為メニ

売揚金ニ不足ヲ生スルヲ以テ之レヲ其俛ニシテ持帰ルトキハ其

時々原告ニ於テ嚴シク呵責ヲ加フルヲ以テ之レヲ免レン為

メ所々ニテ借金ヲナシ毎ニ其不足ヲ補ヒ居タルヨリ遂ニ積リ

テ金拾壹円八拾錢ノ負債ヲ遺スニ至リタルナリ又自己ノ婚

姻ノ日ニ際シ自カラ頭髮ヲ切斷シタルハ元來原告方エ立

戻ルハ心底好マサルヨリ茲ニ及ヒタルナリ依テ今日ニ至リ原告ニ
於テ如何様申立ルトモ決シテ婦家スルノ心意ナシト云フニ外ナラ

ス

夫レ被告ハ引合ヲシテ養家即チ原告方ヘ婦ラシメント

スルモ引合ニ於テ之レカ説論ヲ用井サル旨答弁スレトモ今ヤ
原告并引合カ陳述ヲ審聽シ其甲第式号証ヲ閱スルニ

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一三〇(一三〇)

但訴訟入費ハ成規ニ從ヒ總テ被告カ負担卜心得

可シ

明治十五年八月十七日山口始審裁判所二

於テ

判事補 遠山 嘉又

(一〇七B)

元来原告ハ其家系ヲ相続スルノ子女ナキヲ以テ引合ヲ養女トシテ多年ノ間養育シ漸ク一家ニ婦妻タルノ秋ニ至リ初メテ一夫ヲ迎フルノ一大祝日ニ臨ミ引合ハ恠マニ自己ノ頭髪ヲ切斷シテ殆ント婚儀ヲ破ラントスルカ如キ挙動ヲナシ加之其結婚ヨリ未夕旬日ヲ出テサルニ養母ニ告ケス亦新夫ニ談セスシテ私ニ被告カ家ニ逃ケ歸リ遂ニ原告ヲシテ今日ノ起訴ヲ為スニ至ラシメ又引合ハ前キニ原告方ニ在ルニ際シ私ニ拾円余ノ負債ヲ成シ為メニ原告ヲシテ貧窶*

* 貧苦のためにやつれること

(一〇八B)

(記述ナシ)

ノ中ヨリ其義務ヲ尽サシムルニ至リタルハ明瞭ナリ然ルニ被告ハ引合カ其説論ニ基カサル旨ヲ称シ強テ引合シテ其養家ナル原告方ヘ差戻サントスルノ景況ナク依然同居セシムルヲ看レハ畢竟被告ハ言ヲ引合カ説論ヲ容レサルニ託シ陰ニ原告カ請求ヲ拒ミ居ルモノト認定セサ(ル)ヲ得ス又

(一〇八A)

(一〇九A)

裁判言渡書

【三五】【目次三六】【養戸主廢除離別・裁判言渡書】

引合ハ原告ニ於テ苛酷ノ待遇ヲ為ス扨ト無証ノ陳述ヲナセトモ却テ引合ニ於テ杜原告ニ対シ辛勞ヲ蒙ラシメタルハ自陳スル処ニ抛ルモ知ル可キヲ以テ宜シク之ヲ原告ニ鳴謝シ其指揮ニ從フ可キモノトス

原告 H D 正輝

山口縣周防國玖珂郡府谷村 平民 H K

貞二郎 右全村 平民 K B 源三郎 右式名

右ノ如クナルヲ以テ被告ハ原告請求ノ通り引合ゆきヲ速ニ原告ヘ引キ渡ス可キ事 他日原被告ニ於テ示談ノ上引合ゆきヲ被告方ヘ引取ルハ格別ナリトス

代言人 全國吉敷郡山口道場門前町

居住 土族

被告 小田寅亮

養戸主廢除離別ノ詞訟審理裁判スルヘ左ノ如シ

原告ノ要求ハ甲第一号乃至第八号証ヲ提供シ甲第

六号証ノ契約ニ基キ金拾円ヲ授与シ被告源三郎ヲ離

(一〇九B)

別シテHK貞次郎方ニ復籍セシメタシト云ニアリ然ルニ

被告ハ乙第一二三号証ヲ提携シ隱居料トシテ乙第三号証

記載ノ地所二甲第六号証ノ金額ヲ添ヘ引渡スノ契約

ナルヲ以テ右地所ヲモ引渡スニアラサレハ原告訟求ニ難応旨

答弁セリ因テ乙第三号証ヲ閱スルニ被告源三郎ヲシテ

離別セシムル上ハ山反別式町六反三畝拾七歩ヲ病氣療

養料トシテ下付スルノ契約ヲ為セシモノ、如シト雖トモ原告

ニ於テ該契約書ハ其実脅迫ニ成リ立チシモノナルヲ以テ爾

後是ヲ破約シテ明治十五年十二月十一日前約即チ甲第四

五号証ニ基キ岩國治安裁判所ヘ離別ノ勸解出願

ニ及ヒ甲第六号証ノ如ク更ニ金拾円ヲ以テ離別ス可キ事

ニ熟談ヲ遂ケ甲第七号証ヲ以テ済口届ニ及ヒタリ然ルヲ

被告ハ再ヒ之ヲ違約シテ離別ヲ肯セサルヨリ竟ニ本訴ヲ為ス

(一一〇A)

ニ到リタル旨陳述セリ然ルニ乙第三号証ハ果シテ脅迫ニ

出シ証憑ナキヲ以テ姑ク是ヲ真正ノモノトスルモ該契約ノ

成立チシハ明治十五年九月廿八日ニシテ原告カ岩國治安

裁判所ヘ勸解出願ノ以前ニアリトス而シテ原告力提

供スル甲第六号証ハ其勸解出願ノ結果ナルヲ以テ是レ即

チ本件ニ対シ最終ノ契約ナリトス然ルニ其最終ノ契約

即チ甲第六号証ノ成立ツ當時ニ於テ尙其前約タル乙第

三号証ノ契約ヲモ併セテ踐行ス可キ特約アルニ非ル限

リハ到底乙第三号証ハ甲第六号証ニ更改シ已ニ其効力

ヲ失ヒタルモノナリ故ニ被告ニ於テ乙第三号証ニ溯リ地所

ヲモ受取ントスルハ不当ノ請求ナリトス

右ノ理由ナルヲ以テ被告ハ原告ノ訟求ヲ拒ムノ權利ナク

原告訟求ノ通り金拾円ヲ受取り被告KB源三郎ハ

(一一〇B)

離別ノ上HK貞二郎方ヘ復籍ス可キモノトス

但 訴訟入費ハ成規之通り被告ヨリ償却ス可シ

明治十六年三月六日

判事 八杉 淳

(一一〇の二A)【三五の二】【目次三六】養戸主廢除離別・控訴審

明治二二(一八九)年五月十五日
司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一八(一一八)

【判決】^(注15)
百九十七号

青色*

* 本行朱書き

裁判言渡

山口縣周防國玖珂郡府谷村

平民 H K 貞次郎 同村 平民

K B 源三郎 代言人 滋賀縣

平民

原告 松 山 廣 居

同縣同國同郡同村 士族 Y M

唯度 代人 廣島縣安藝國佐

伯郡己斐村 平民

被告 H D 正 輝

養戸主廢除離別之控訴

本訴ハ山口始審裁判所ノ判決ニ対スル控訴ナ

〔一一〇の二B〕

リ其要点ハ第壹本訴ハ訴訟定式ヲ違フヤ否第

貳被告第六号証ニ錯誤ハ成立タルヤ否ヲ判定

スルニアリトス

原告双方ノ証書類ヲ檢閲シ及其弁論ヲ聽ク

ニ第壹原告ハ控訴被告ノ始審廷ニ奉呈シタル

訴狀ニ記載スル親屬式名ノ内壹名K B 清造ハ

決シテ調印シタルコトナシ即第四号乃至第六号

証ヲ以テ明カナリ之レ被告等ノ作為ニ出ル者

ヲシテ真正ノ者ニアラス訴答文例ニ違ヒ不適法

ノ訴狀ナリト弁スレ共本案ハ契約履行ノ如何ニ

関シ必ス訴答文例ヲ以テ拘束スヘキ者ニアラス

故ニ原告申分ハ採用セス第貳原告ハ被告第六

号証ハ岩国治安裁判官ノ切迫ノ言詞アリシヨリ心

〔一一〇の三A〕

ナラサルモ不得止被告第六号証ヲ調タリ其他

縷々錯誤ナリト陳述スルモ其錯誤ノ事實ヲ

認め得ヘキ者ナシ然ラハ則被告第六号証ハ合

意ノ契約ナレハ之レヲ取消スヘキ理由ナシ故ニ被

告第六号証ヲ取消シ[※]沂[※]リテ其第三号証ノ地所

ヲ分与スルカ然ラサレハ戸主ノ位置ヲ退カスト主張

スルハ不当ナリトス依テ山口始審裁判所ノ判

決ノ通原告ハ速ニ被告ノ求ニ応スヘシ

被告カ始審終審ニ費シタル訴訟入費金三拾四円

拾八錢及ヒ引合人K B 清造ノ入費金四円六拾五錢五厘ハ原告ヨリ

償却スヘシ

右公廷ニ於テ終審裁判言渡ス者ナリ

明治十六年八月廿三日

廣島控訴裁判所

〔一一〇の三B〕

判事 津田 要印

判事 中島 信近印

判事 岡崎 撫松印

書記 宮川 九郎 印*

* 本裁判言渡書は「日文研民事判決原本DB」より
ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十六年分 民事判決書第式十卷号ノ七 乙
広島控訴院)

〔一一一A〕【三六】【目次三七】【家督相続差違・裁判言渡書】

裁判言渡書
掛判事 鶴岡 琢郎

山口縣周防國佐波郡牟禮村 平民

原告 Y M 喜八郎

全村 土族 Y M 徳藏 代人 全郡三田尻村 平民

被告 O N 貫 二

家督相続差違ノ詞訟審理裁判スル左ノ如シ

明治二二(一八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一二六(一一二六)

原告甲第壹号証MK寺ノ過去帳ハ事実參考

ノ為ニスルヲ得ルモ確乎タル証拠トスルニ足ラス如何トナレハ過去帳ナル者ハ其寺院ノ私記ニ過サレハナリ又第二号証戸籍寫ハ却テ原告カ善藏ノ分家ナルヲ見ルヘキモ亡KDノ相統人タルヲ証スヘキモノニ無之第三四五号証ハ全ク壹個人ノ保証ニ止レハ之ヲ以公証トナルヘキ戸籍帳ヲ破ルノ証ト為ス(一一一B)

ヲ得ス又其第六号証ハ原告カ養子ノ資格ヲ以為セシヤ

將タ親族ノ故ヲ以テセシヤ見ルヘキモノナシトス抑亡YM小ナル者旧藩仲間株ヲ有セシハ原被告ノ申述符合スルヲ以テ當時ノ慣習ヲ原ヌルニ蓋シ仲間株ナル者ハ輒ク売

買シ得ヘキモノニシテ其之ヲ買取シ者ハ直チニ其株ノ姓ヲ冒シ売主ヲシテ養父或ハ分家ノ名称ヲ付シ表面縁

故ヲ離レサルガ如クニスルモ其実売買ナルカ故ニ嘗テ情義上ノ関係ヲ離脱セリト由是之ヲ見レハ戸籍上被告カ亡

KDノ家督トアルハ其弁解ノ如ク右ノ慣習ニ基由シ
売買ノ相統ニ係ルヤ疑ヲ容レス況ンヤ原告カ兄タルY

M忠告(二)於テハ却テ被告徳藏カ其相統ナルヲ保証スル
ノミナラス被告ハ旧藩制ニ依リ兵役ヲ勤メ及其株ニ付

テノ公債証書ヲモ受ケ已二十五年來YM家ノ相統ヲ
(一一一A)

為セシ実績アルニ於テ原告ノ訴旨相立ストス

但訴訟入費ノ儀ハ原告〔三〕於テ負担スヘシ

明治十六年三月十日

山口始審裁判所

(一一二B)

(記述ナシ)

〔一一二の二A〕【三六の二】【目次三七】【家督相続差連・控訴審判決】^(注17)

第百四号

裁判言渡書

青色*

* 本行朱書き

原告 山口縣周防國佐波郡牟禮村 平民
Y M 喜八郎

被告 山口縣周防國佐波郡牟禮村 士族
Y M 徳藏

家督相続差連之控訴

本訴ハ山口始審裁判所ノ始審判決ニ対スル控

訴ニシテ争旨ハ兩造ノ戸籍面釐正セシム可キ歟否ニ在リ

原告於テハYMKDノ家督相続人タル可キコトハ叔甥ノ間ニシテ檀寺真宗MK寺ノ過去帳ニ跡嗣YM喜三郎ト記載アルト当時中間組頭U

(一一二の二B)

○浪江外一人ヨリ組合ニハ徳藏ト申者無之旨保証セルト被告ハ曹洞宗GR寺ノ檀家ニシテKDト檀寺ヲ異ニセルト原告ハKD夫婦其他祖先ノ追祭ヲ為スト明治十三年中KDノ十三回忌ニ当リ貧困中ナカラモKD夫婦ノ墓碑ヲ建立シタル等ノ形迹アリトシ被告カKDノ相続人トナリシハ不当ニ付戸籍改正ヲ請求スト云フト雖トモ抑被告第二号証ニ拠レハ戸籍改正ノ際役場帳簿ニ牟禮村第□□□□番地平民YM喜八郎ト記載シ之レニ実印ヲ捺捺シタルヲ視レハ原告ハYM喜藏之四男ニテ明治二十二年二月十五日方今ノ住所ヘ分家シタルコト瞭然セリ加之被告第一号証書ハ山口県庁ノ印章ヲ捺

(一一二の二A)

シタル公証ニシテ毫モ疑ヲ容ル可キモノニ非ス而シテ該証ニ被告ハ明治元年十月二十二日亡

KD家督トアリ故ニ被告ハ明治元年十月中KDノ家督相続シタルハ又明瞭セリ此時ニ当リ原告カKD相続上ニ付被告ニ対スル異議アラシニハ其筋ノ処分ヲ乞可キニ之レヲ黙過シ明治十六年迄一點ノ苦情ヲ訴エシコトナシ去ラハ原告ハKDノ遺族等ト共ニ被告カ相続人ト為リシヲ満足セルモノト認メサル可ラス又被告カKDノ追祭ヲ為サ、ル等ノ點ハ藩政中ノ習慣ニ基キ中間株ノ家督ヲ譲リタル迄ニテ別段ノ契約ナケレハ情誼上ノ關係ハ離脱スルモ止ムヲ得サル義ニシテ創メヨリKDノ遺族於テ

(一一二の四A)

判事 中島 信近 印

判事 木村 喬一郎 印

判事 齋藤 金平 印

書記 稲田 千萬人 印*

(一一二の三B)

認了セルモノト認定ス又假令檀寺ノ過去帳ニ跡嗣トアルモ浪江等ノ保証アルモ都テ藩政中聞濟タル家督相続ヲシテ錯誤ナリトスルノ証ト為スニ足ラス

(一一三A) 【三七】 【目次三八】 【家督相続差違・裁判言渡書】

掛判事 鶴岡 琢郎

裁判言渡書

山口縣周防國佐波郡下右田村 平民

原告 I D 乙 吉

全村 平民

因之本訴請求相立ス

始審終審ニ係ル被告ノ訴訟入費金參拾四円參

拾參錢七釐ハ原告ヨリ償却ス可シ

右於公廷終審裁判言渡ス者也

明治十六年七月

廣島控訴裁判所

明治二二(一八九九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一二四(一二四)

被告 I D 末松

(一一四A)

家督相続差纏ノ詞訟審理ヲ遂ケ始審ノ裁判

明治十六年四月廿一日

ヲ為ス左ノ如シ

山口始審裁判所

本訴ノ要領ハ原告ノ兄則(子)長男タル和兵衛ナル者

囊ニ死去セシトキ當時戸主タル父要助カ明治十三年

六月二十一日一己ノ意ヲ以(子)次男タル原告乙吉ヲ除キ三男

則(子)被告末松ヲ戸籍上立嫡ニ為シアル上ハ之ニ基キ

要助死去 明治十五年 跡全人カ相続ヲ為スカ至当ナル歟

(一一三B)

(一一四B)

將タ原告乙吉カ嗣ヘキモノナルカラ審究スルニアリトス然ルニ

原告ノ申立若クハ戸籍帳写ニ因レハ和兵衛ノ長

男常藏ナル者アリ宗系ノ順序ナレハ必ス全人(三)於テ其

相続ヲ為スヘキモノニシテ右常藏ヲ閣キ戸主タル要助

カ尊族親ニモセヨ一己ノ意ヲ以(子)被告末松ヲ立嫡ニセシハ

抑戸籍法ニ違フニ付固ヨリ其効ヲ有セサル者トス

夫然リ故ニ適当ノ相続人タル常藏カ病弱等ノ故アラハ

宜シク親族ノ連署ヲ以(子)其筋ノ許可ヲ得タル上原被

告ノ内相続ヲ為スハ格別否_トラスシテ其順序ヲ超ヘ

之ヲ争フハ最モ不当ナルヲ以テ已ニ戸籍上被告末松

カ相続トナリシヲ取消シ相当ノ手續ヲ以テ更ニ相続人ヲ

相定ムヘキ事

但 訴訟入費ノ儀ハ各自費タルヘシ

(一一五A) 【三八】【目次三九】【養子離縁・裁判言渡書】

裁判言渡書 掛判事 鶴岡 琢郎

山口縣長門閨豊浦郡猶崎村 NH

シノ代人 全縣周防國吉敷郡山口道祖

町寄留 土族

原告 A B 義 一

全縣長門閨豊浦郡猶崎村 平民

被告 NH 源次郎

養子離縁ノ詞訟審理ヲ遂ケ始審ノ裁判ヲ為ス

左ノ如シ

本訴原告カ被告N日源次郎ヲ離縁セントスルノ事

由ハ明治七年三月中被告ヲ養子ト為スニ付契約

証書ヲ収メ相統致サセ来リシ処尔来被告ハ家業ヲ

〔一一五B〕

勉メサルノミナラス身持放蕩ニシテ從來ノ家産ヲ浪費

シ剩サハ明治十一年中家財ヲ携ヘ他所ニ立退シハ実ニ

養家ヲ永遠ニ保持スルノ意ナキ見ルカ如ク又養母ヲ

ル原告ヘ対シ養料ヲ贈ラス日々困難ニ迫ルヲ省ミサルハ

養子タルノ本分ヲ弁セサル者ナリ如斯モノヲシテ家名ヲ相

統セシメナバ一家ノ滅亡ヲ来タス明瞭ニ付速ニ離縁シタシ

トニアリトス然レトモ被告答弁ノ如ク其養家ヨリ僅カニ

隔タリシ処ヘ移住セシハ商業上ノ都合ヲ謀リ又家産ノ

内ヲシテ他ニ抵当ニ為セシハ全ク頼母子ノ為メニシタルモノナレハ

之レ等ノ事柄タル畢竟戸主タルモノ家計上ニ付固ヨリ為

スヲ得ヘキハ当然ニシテ敢テ不良ノ行為トハ見做シカタシ而メ

原告第壹号証中ニアル頼母子ヲ被告〔二〕於テ懸続ケ

落札ノ上原告ヘ渡シ田地ヲモ交付シ畑地ヲ自作為致

〔一一六A〕

アル上ハ則該契約上〔二〕於テハ被告カ違約シタル廉ナクシテ右等

ノ収獲ハ該契約ノ旨主ニ因レハ全ク原告ノ養料トナルノ

筋合ナリトス其他原告陳述スル処一モ見ルヘキモノナク到底

被告ヲ離縁スヘキ事由アラサルニ付原告ノ請求相立
タストス

但 訴訟人費ノ儀ハ原告〔二〕於テ負担スヘシ

明治十六年五月廿二日

山口始審裁判所

〔一一六B〕

〔記述ナシ〕

〔一一七A〕【三九】【目次四〇】【家督相統妨礙】

掛判事 鶴岡 琢郎

裁判言渡書

山口縣周防國都濃郡徳山村 I M ツ

キ 代言人 全國吉敷郡山口今市町寄留

士族

原告 安井 豊太郎

全國都濃郡福川村 Y M 与助外四名

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一二(一一二)

代人 全國吉敷郡山口道場門前町寄

留 千葉縣士族

被告 T N 一太郎

家督相続妨礙ノ詞訟審理ヲ遂ケ始審ノ裁判

ヲナス左ノ如シ

本訴ハ原告ツキノ夫鶴吉ナル者生存中甥 N M

〔一一七 B〕

常吉弟作次郎ヲ貰受ケ養子トナセシヤ否ヲ判ス

ルノ一点ニアリ蓋シ從來ノ慣行ニ由レハ養父子ノ取組タ

ル媒酌人ヲ立ルノ外契約書等ノ取替セヲ以テスルモノ

ナク未タ戸籍上ニ登記セサル内ハ相互ニ確証トスヘキモノ

甚タ稀ナルカ故ニ果シテ其養父子ノ実アリシヤ否ヲ見

ルハ實際ニ採リ事蹟ニ徴スルヲ必要ナリトス抑実子

ナキ者ハ養子ヲ以家名相続ナサシムルハ一般ノ通義ナレハ

善良ナル養子ヲ撰択シ以テ子孫ノ昌栄ヲ生前ニ謀

ルハ人タルモノ、情義ナリトス一タヒ養父子ノ縁ヲ結構ス

ルヤ至恩至親タルノ之レヨリ厚キハナシ故ニ之ヲ撰ムニ

臨ミ縁故ナキ他人ヨリモ寧ロ親戚ノ内ヲ以セント欲

スルハ人情ノ然カラシムル所ニシテ亡鶴吉ニ於ル已ニ四十歳余

ニ至ルモ実子アラサリシモノナレハ此通義人情兩ツナカラ希圖シ

〔一一八 A〕

タルノ疑ヲ容レス今ヤ作次郎ヲ鶴吉生存中已ニ養

子トナシ四年來撫育セシハ原告 I M 家ノ親族筭ツ

テ之ヲ主張スルノミナラス其媒酌人タル N M 喜兵衛 T

Z 龜藏及ヒ原告モ亡鶴吉ノ最モ親友タルヲ認ムル M

N 鹿之助 H D 安兵衛等ノ証言ニ由リ明瞭ニシテ

実ニ平生養父子ノ待遇アリシハ見ルカ如ク然リ而シテ

鶴吉ノ葬式ニ臨ミ原告ヨリ作次郎ニ授ルニ I M 家

ノ定紋ヲ付シタル羽織ヲ以テセシハ則チ相続人タルヲ表セ

シ証憑ナリトス然ルニ原告 (二) 於テハ右羽織ニ定紋ヲ付セ

シハ當時親族共ノ取計ラヒニシテ今日ノ口実ニナサンカ為

メ設ケタルモノ、如ク申立レトモ假令親族共ノ指図ニモセヨ

鶴吉カ庠烈刺病ニテ斃レシ倉卒ノ際ナレハ其親

族共 (二) 於テ他日跡相続ノ争ヒアラシムル慮ル連マアラシヤ

〔一一八 B〕

又作次郎カ右羽織ヲ着シ位牌ヲ携ヘ葬式ニ野辺

送セシハ之レ土地ノ慣習ニ基キ相続人ノ位地ヲ以 (テ) シタル

モノニシテ知ルヘシ明治十二年四月來作次郎カ鶴吉方ニアリテ

生育セシハ原告主張スル如ク貧困ノ故ヲ以テ厄介トナリシニ非

スシテ全ク養子タルニ依ルヲ是ニ由テ之ヲ見レハ被告共 (二) 於

テ未タ戸籍上ニ登記ナキモ其養子ヲシテ直チニ跡相続

ヲナサシメントスルハ至當ノ儀ニ付原告ノ訴旨不相立トス

但 訴訟入費ノ儀ハ原告 (二) 於テ負担スヘシ

明治十六年七月十一日

山口始審裁判所

〔二一八の二A〕【三九の二】^(注18)【家督相続妨礙・控訴審判決】
十六年第三百七十四号 青色* 本行朱書き

裁判言渡書

山口縣周防國都濃郡徳山村 平民

I Mツキ 代言人 京都府士族

原告

梅田 壯二

同縣同國同郡同村 平民 N M常吉

外四名 代人 同國玖珂郡錦見村

□□番地 士族

被告

O M 千丈

家督相続妨礙ノ詞訟

本訴ハ山口始審裁判所ノ裁判ニ対スル控訴

ニシテ要旨ハ被告ノ内N M常吉ノ弟作二郎ハ原

告(ノ) 夫鶴吉カ生存中養子トナセシモノナリヤ否ヲ

(二一八の二B)

判定スルニ在リ依テ原被双方ノ証拠書類ヲ閲シ

其弁論ヲ聴クニ被告ガ作二郎ハI M家ノ養子

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一〇(一一〇)

ナリト証明スルニ付其根拠トスルハ乙第四五号証ノ
保證アルト葬式ノ際作二郎カ原告家定紋付ノ羽

織ヲ着ケ位牌ヲ携エ送葬シタル事實アリト云フニ過

キズ然ルニ作二郎ガ明治十二年中果シテI M家ノ養

子トナリタレハ一家ノ人別ヲ証スルニ最モ必要トスル甲

第壹号証戸籍面ニ登記アルヘキ筈ナルニ今日ニ至ル

モ其記載無之ノミナラス被告第四五号証ニ対シテ

ハ原告モ第貳号証ヲ以テ組合数名カ為シタル反對ノ

保証ヲ表示セリ又作二郎ガ原告家定紋付ノ羽織ヲ着

ケ位牌ヲ携エテ葬式ニ臨ミタリトノコトハ一家ニ相続人

ナキ場合ニ於テハ他人ヲ備フテ此用ニ充ル習慣アリト

(二一八の二A)

被告自ラ陳述スルニ依リ単ニ此事実アルヲ以テ作二

郎カ原告ノ養子ナリト推測スルヲ得ス此他鶴吉カ生存

中作二郎ヲ養子トシタル事蹟ハ一モ見ルヘキ証憑ナキニ依

リ被告共カ作二郎ハ原告I M家ノ養子ナリト云ヒ家督

相続ニ故障ヲ為スヲ得ザルモノトス

但シ始審終審ノ訴訟入費ハ規則ニ從ヒ被告之ヲ

担償スベシ

右於公廷終審裁判言渡ス

明治十六年十一月十七日

廣島控訴裁判所

（資 料）

修道法学 四二卷 一号 一一九（一一九）

判事 木村 喬一郎 印

上告人 N N 唯吉

〔一一八の三B〕

判事 吉竹 好則 印

同 N M 常吉

判事 藤田 隆三郎 印

同 K M 秀男

書記 井上 善之助 印*

〔一一八の四B〕

* 本裁判言渡書は「日文研民事判決原本DB」より
ダウンロードし、読み下したものである。

（明治十六年分 民事判決書 第貳拾壹号ノ八

丙 広島控訴院）

上告代言人 渡部 小太郎

山口縣周防國都濃郡徳
山村 平民 I M ツキ

〔一一八の四A〕 【三九の三】 家督相続妨礙・上告審判決^(注19)

明治十七年第五十五号* 本行朱書き

判 文

山口縣周防國都濃郡徳

山村第□□□番地士

族

家督相続妨礙一件廣島控訴裁判所ノ裁判ヲ不
当トスル上告要領

原判文ニ曰ク（作次郎カIM家ノ養子トナリ
タレハ云々戸籍面登記アル可キ筈ナルニ其
記載無之ノミナラス被告第四五号証ニ対シ
テハ原告ノ第二号証ヲ以テ組合数名カ為シ
タル反对ノ保証ヲ標示セリ）トアリ要スルニ

〔一一八の五A〕

戸籍ニ記載ナキト被上告第二号ヲ上告四五号証ノ反对トシ被上告者ノ抗弁ヲ採用セラレシ裁判ナレトモ戸籍ニ登記アラハ上告四五号証ヲ以テ論スルニ及ハサル者ニシテ本件タルヤ敢テ登記ノ有無ヲ以テ争フ主点ト為ス可キ者ニ非ス何トナレハ登記タルヤ養子権ニ対シ単独ニ行ハル可キ公正ノ証拠ニシテ他ノ証拠ヲ俟タサル性質ノ者ナリ本件ハ之レニ異ナリ単独ノ原由タル可キ上告第四号証ヲ供シアレハ彼ノ単独公正ノ手續ヲ執行セシム可キ力ヲ有セシヤ否ヤヲ審究スルノ一点ニ止ルモノナリ依テ其力ヲ有セシヤ否ヤノ点ヲ陳述センニハ先ツ左ノ道理ヲ

〔一一八の五B〕

述ヘサル可ラス被上告者I M「ツキ」ノ亡夫鶴吉カ死去セシ場合假ニ被上告者ノ云フ如クN M作次郎ヲ養子ニ定メ置カストセハ何等ノ人ヲ以テ養子ト為サンヤ茲ニ死者ノ意ヲ迎ヒタランニハ即チ其親屬タル甥ノ作次郎ヲ以テ為スハ当然ノ点ニアリ尚ホ普通ノ情誼ニ照スモ死者遺子ナキ場合近親ノ者ヲ以

テ養子ト為スハ免レサル條理ナリ而メ此ノ二ツノ條理ヲ確定センニハ親屬ノ會議ヲ經サル可ラス夫レ然リ然ルニ作次郎ハ死者ノ甥ニシテ加フルニ第四号証ノ如ク多数ノ親屬カ保証ヲ為シアレハ所謂親屬會議ノ認可ヲ經タル者ニシテ養子タル充分ノ効力ヲ有

〔一一八の六A〕

セシ者ナリ(而メ被上告者ハ反对証ヲ呈セリト云フモ其等ハ組合如キ者ノ保証ニシテ上告第四号証ニ対スルニ足ラサルノミナラス妻タル者ハ夫ニ從順ス可キ者ニシテ死後ト雖モ夫ノ意ヲ迎ヘ尚ホ親屬ノ協議ヲ經テ挙行セサル可ラス然ルニ被上告者ハ他家ヨリI M家則チ鶴吉ノ妻トナリ今ヤ其夫ノ死去ニ際シ夫ノ親屬ヲ養子ト為サス亦タ親屬ノ協議保証ヲ拒ムハ其不条理実ニ名状シ難キナリスノ理由ナルニ原裁判所カ右ノ如ク裁判セラレタルハ畢竟養子ヲ定ムル條理ヲ誤リタル不当ノ裁判ナリト思考ス

〔一一八の六B〕

依之上告及候間御審理ノ上御破毀アランコトヲ仰願ス

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一八(一一八)

弁明

本按ハ被上告人ノ亡夫IM鶴吉ニ於テ明治十五年九月七日死去シタルニ依リ其跡家督相続ヲ争フモノナリ此詞訟ニ対シ原裁判所ハ作次郎カ現ニ養子トナリ居ラハIM家戸籍上登載シアル可キ筈ナルニ其登載無之ノミナラス其他養子タルノ事跡見ル可キナシトノ旨判決シタリ上告人ハ此判決ヲ不当ナリトシテ前掲ノ如ク上告スレトモ夫レ鶴吉生前ノ意思ハ其甥作次郎ヲ養嗣子トスルニ在タルヤハ其死後ノ今ニ於テ之ヲ知ニ由ナキモノトス又死者遺子ナキ場合ニ於テ近親ノ者ヲ養子トナスハ普通ノ(一一八の七A)

情誼ナリトスルモ或場合ニ於テハ必シモ之ニ限ルコトナシトモ云難キノミナラス被上告人ハ親戚ニ非サル者ヲ養ハント云ニアラサレハ直ニ普通ノ情誼ニ悖ルト云ヲ得ス又上告第四号証ハIM家親類中ノ数人カ亡鶴吉并ニ家付親類中ニ於テモ作次郎ヲIM家養嗣子トスル所存ナルコト明白ナリトノ旨知ルコトヲ得ヘカラサル死者ノコト迄モ保証セシモノニシテ被上告人「ツキ」カ之ヲ承諾セシコトモナキモノナレハ之ヲ

以テ親族會議ヲナセシモノト効力ヲ同スルト云ヲ得ス又被上告「ツキ」ニ於テ其亡夫ノ意ヲ迎ント欲スルモ前掲弁明ノ通り其意今ヨリ知ルニ由ナキモノナレハ之ヲ如何トモスルヲ得サ(一一八の七B)

ルモノトス而シテ「ツキ」ハ正シクIM家尊屬ノ位置ニ在ルモノニシテ自己終身ノ侍養ヲ受ヘキ養子ヲ撰ニ方テ啄ヲ容ルヘキハ当然ノコトナリトス依テ右上告ハ不立立モノトス

判決

右ノ筋合ナルヲ以テ明治十六年十一月十七日廣島控訴裁判官カ本訴ニ与タル裁判ハ破毀セス

但 上告人費ハ上告人ヨリ弁納スヘシ

明治十七年三月

大審院

判事 中村 元 嘉
判事 巖谷 龍 一
判事 加藤 祖 一*

* 本裁判言渡書は「日文研民事判決原本DB」よりダウンロードし、読み下したものである。
(明治十六年分 民事判決書 第貳拾壹号ノ八)

丙 広島控訴院)

(明治前期大審院民事判決録一〇の六七頁に掲載)

佐一郎妻 原告 ユキ 継母
全 F S キヌ

〔二一九A〕【四〇】【目次三五】【戸主退隠及ヒ離婚・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣長門國厚狹郡棚井村 平民

NDユキ 代人 全縣周防國吉敷郡

早間田町寄留 平民

原告 O Z 正平次

全縣長門國厚狹郡棚井村 平民

FS勝之助(兼代人) 全村 平民

被告 N D 福次郎

全村 平民 原告ユキ并被告 福次郎

実伯父

引合 U D 秀次郎

全村 平民 全上

全 N D 安次郎

〔二一九B〕

全

全 N T 弥八郎

全縣周防國都濃郡徳山村FS

明治二二(一八九九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一六(二一六)

戸主退隠離婚ノ詞訟審理判決スルヲ左ノ如シ
被告ニ於テハ原告カ本案請求ノ理由トシテ供出スル
所ハ悉ク無原因ノヲナリトシテ原告請求ヲ抗拒
スト雖トモ第一被告福次郎ハ原告ト結婚シND
家ニ引移リタレハ明治九年十二月(旧十月
日不覺)ニシテ翌明治十
年二月迄同居シ爾後商法ノ為メナリ迎九州地方へ出
明治十三年七月迄数年ノ間タ原告ヲ顧ミサルヲ第
二明治十三年七月婦家スルヤ否忽チ風波ヲ生シ夫妻
〔二一〇A〕
ノ間不和トナリタルヨリ婦家ノ翌々日原告ハ引合人
伯父NT弥八郎方ニ妹キク俱々罷越今日ニ到ルモ尚
婦家セス爾來離婚ノ勸解出願尋テ本訴ヲ為
スニ到リタリ且其家出中ハ原告ハ如何シテ生活ヲ立シ
ヤ被告ハ毫モ之ヲ顧ミス又其養料ヲモ送りシヲ無之ト
ノ事第三ND家曾テ所有シ來レル耕地悉皆即チ四反
十七步ヲ被告福次郎カ恣ニ地券書換ヲ為シ其地
所悉皆ヲ抵当トナシ金四百円ヲ全村SE泰藏ヨリ借
受ケ曾テ九州地方出稼中ノ損失金其他訴訟又ハ勸
解願等ノ費金ニ消却セシトノヲ第四被告福次郎

八明治十三年六月申N J正兵エト連帯シテND
政介ヨリ被告カ養妹キクノ所有地ヲ漫リニ抵当トナシ
金百五拾円ヲ借り受タリトノ「第五明治十四年十一月
（一一〇B）」

中養妹キクヲ親族ハ勿論本人キク并ニ原告ヘ一回
ノ協議ヲモ要セス私擅ニ被告ニ名カ申合セ七福次郎ノ
実弟多二郎ニ嫁セシムルノ送籍ヲ為シ（原告并ニ引合人ニ於
地アルヲ押領センカ為ニ斯ノ）テハ妹キクニ多少ノ所有
如キ所為ヲ為シタリト云フ）タル「第六原告カ家出後ハ被告ニ
於テ家具ハ実家ヘ持去リ家屋ハ明キ家トナシ学校ニ
貸渡シタリトノ事以上ノ事実ハ被告福次郎カ業已ニ
自認セル所ニシテ結婚以來養家ニ対シ頗ル不親切ナル
所為ノミナラス数年間其妻タル原告ヲ顧ミスND家
ニ属スル財産ハ拳テ悉ク被告カ自己ニ是ヲ費消シ
加フルニ養妹キクノ所有地ヲモ私擅ニ他人ヘ抵当トナス等
豈之ヲ不当ノ所為ト云ハスシテ何ソヤ夫レ是レ等ノ事
跡アルヲ以テ被告福次郎ハ将来ND家ノ安寧ヲ
維持シ其家名ヲ継続スル「能ハサルモノト思料シ本案ノ
（一一一A）」

詞訟ヲ起スニ至リタルハ原告カ親族并ニ組合一同ノ保
証セシ甲第三号証及ヒ現ニ引合人等ノ申述ニ於テ明瞭
ナリトス果シテ然ラハ被告福次郎ヲシテ依然ND家ノ
戸主タラシメ以テ一家ノ安寧ヲ維持シ財産ヲ保存セン

「ヲ期スルハ豈難シト云サル可シヤ是レ則チ本訴戸主退
隠離婚セントスル理由ニ於テ不得止ノ事故トスル所以ナリ
夫レ斯ノ如キ理由ナルヲ以テ到底被告ハ原告訟求之通
リ速ニ戸主ヲ退キ原告ト離婚ス可キ義ト相心得ヘシ
但 訴訟入費ハ成規ノ通り被告ヨリ償却スベシ
明治十六年二月五日

山口 始 審 裁 判 所

判 事 八 杉 淳

（一一一B）

（記述ナシ）

（一一二の二A）【四〇の二】【目次三五】【戸主退隠離婚・控訴審
判決】^(註20)

十六年第九十五号*

* 本行朱書き

裁判言渡

山口縣長門國厚狹郡棚井村 平民

FS勝之介 代理人兼

同村 平民

原告 N D 福次郎

同縣同國同郡同村 平民

被告 N D ユキ

戸主退隠離婚之控訴

本訴ハ山口始審裁判所ノ裁判ニ対シ覆審ヲ求ルモノニシテ原告被告ノ弁論ヲ聴キ証拠ヲ檢スルニ其争点ハ原告ノ内ND福次郎ヲ退隠離婚セシムルノ原因アルヤ否ヲ判スルニ在リ

〔一一一の二B〕

被告カ本訴ノ要旨タルヤ福次郎ハ数年間出国シ或ハ妹「キク」カ所有ニ係ル財産ヲ自便ニ他人ニ書入レ或ハND家ノ地所ヲ以テ他ニ借金致ス等ノ不品行アリテハ自後夫婦ト成居ルモ生計ノ目的無之且福次郎カ被告ト結婚セシヤ媒介人モナク婚姻ノ式モ行ハス其実原告等借計ヲ以テ理不尽ニ養子トセシモノニシテ兼テヨリ不適當ノ人柄ニ付勞難縁ヲ求ルト云フニ在リ然ルニ甲第十四号証被告カ曾テ始審序ニ差出タル後願下シタル原訴狀ニハND家ニ於テモ未タ幼年ナル姉「ユキ」妹「キク」ノ二女ニシテ他ニ男子之ナク依テ親族協議ノ上同村FS勝之介長男福次郎ヲ貰ヒ姉「ユキ」ト配偶致サセ明治

〔一一一の三A〕

九年三月中*福次郎ヲ以テ家督相続人トナシ戸主

* 西曆一八七六年

タルノ位置ヲ占有セシメ云々トアリ又本訴ノ始審訴狀ニモ原告 被告 控訴ノ 未タ幼年ニテ一家ヲ修理スル能ハサルヲ以テ親族協議ノ上云々ト前書同一轍ノ趣旨ヲ自陳シ却テ甲第八号証等符合スルヲ以テ視レハ當時親族熟議上福次郎カ被告ト配偶シ尋テ戸主トナリシコト見ルヘシ而シテ福次郎カ明治十年出国ノ後留守宅工送金セシヤ否ハ双方ノ陳述相違シ之ヲ確認スルモノナシト雖モ其出国タルヤ西南之役軍夫ニ召募セラレタルコト及ヒ同居ノ妹「キク」カ地所ヲ書入シタルモ已ニ福次郎カ受戻シ「キク」エ返シタル等ノ事ハ皆被告カ認ル所ニシテ右出国ハ〔一一一の三B〕

甲第十五号證ト符号セリ
又西田家ノ地所ヲ以テ他ヨリ借金セシコトタルヤ原告ハ參考第三号證ヲ提出シ西田家ノ負債ヲ償ヒ且多年ニ亘ル争事ノ為メ勸解或ハ訴訟等ニ付無己失費ニ係リシト言フニ總テ之ヲ濫費シタルトノ反証アルナシ

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一四(一一四)

由此被告言フ如キ事項ヲ以テ戸主タル福次郎ヲ
退隠離婚セシムルノ原由ト為スヲ得サルモノト
ス

原告ノ内F S勝之介カ始終審ノ訴訟入費合金參拾七円八
錢五厘ハ被告ヨリ償却シ其他ハ各自弁タルヘシ
右終審裁判公廷ニ於テ言渡ス

明治十七年四月十四日

（一一二の四A）

廣島控訴裁判所*

*「廣島控訴院之印」の

角朱印が押捺されている

判事 岡崎撫松 印

判事 齋藤金平 印

判事 中島信近 印

書記 井上善之助 印**

** 本裁判言渡書は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

（明治十六年分 民事判決書 第三十卷号ノ七

乙 広島控訴院）

（一一二の四B）
（記述なし）

（一一三A）【四一】【目次四一】【分家戸籍差違・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣周防國玖珂郡伊陸村居住 士族

原告 Y Z 虎之輔

全縣全國全郡全村 戸長

被告 岩 政 富之介

分家戸籍差違ノ訴訟審理裁判スル左ノ如シ

第一條 原告陳述ノ要領ハ甲第一二兩号証ノ如ク

嫡男近之助ヘ家督ヲ讓与シ其身ハ全村式百十九番

屋敷ヘ分家スルノ許可ヲ得シニ被告戸長ニ於テ願書

下付前明治十四年五月三十日原告ヨリ取消ヲ申立

タル旨答弁スルモSN儀左エ門拳家祖生村ヘ移

転スルヲ得ルハ原告ト儀左エ門ト契約上原告分家

シテ第□□□番屋敷ニ居住シSN家祖先ノ祭祀

（一一三B）

其他ノ一ヲ負担スルガ故ナレハ被告言ノ如ク分家ノ取消

ヲ申立タルモノナラハ其五月三十日後六月三日ニ至リ甲第三号証ノ通儀左工門ノ戸籍ヲ祖生村ニ送ル筈無ク

又甲第七号乃至第九号証ノ如ク山林ハ追テ名前書換

スヘキヲ約シ田地宅地ハ名前書換ヲ出願セシニ被告

戸長ニ於テ甲第十号第十一号証ノ如ク之ヲ受理シタル

ニテモ分家ノ取消ヲ申立タルヲナキヤ証スルニ足レハ被告カ

原告ヨリ取消ヲ申立タリトハ全ク無証ノ陳述ニシテS

N儀左工門ト全謀セシモノト想像ス因テ速ニ分家ノ

戸籍状ヲ下付セシヲ請求スト云フニ在レトモ人民ヨリ送

籍ノヲヲ出願スルニ戸長ニ於テ故無ク之ヲ棄却スルヲ

得サルハ勿論ノヲナレハ其送籍ノ月日ヲ以テ分家願ノ取消

ヲ申出サル証拠ニハ相立難キモノニ付甲第三号証ハ之ヲ採

〔一三三A〕

用セス又甲第七号乃至第十一号証ハ明治十四年五月

三十日前ノモノナレハ是亦分家願ヲ取消サザル証憑トハ

為シ難ク又甲第一二号証ハ其本書ヲ示スル能ハサル

ルヲ以テ原告ノ陳述ヲ真実ナリト認ムルニ由ナク却テ乙

第六号証即チ原告ノ養父YZ傳左工門カ明治

十四年九月廿日^{*}岩國區裁判所へ差出シタル手續書

中僅カ五歳ノ幼者ヲ戸主トシ原告カ分家スルハ承諾シ

難キニ因リ其事ヲ聞クヤ直ニ戸長役場ニ出頭シテ

^{*} 西曆一八八二年

説論ヲ乞ヒシニ原告断念シテ取消ヲ申出タル由ニ付安心シタル旨記載シタルニテ當時養父傳左工門ニ於テ原告カ戸主トシテ其家事ヲ調理スルト又分家シテ只後見ノミヲ為ストニテハYZ家ニ取り其關係スル所大小ノ別アリテ分家ヲ許諾スルノ意ナキヲ見ルニ足り而

〔一三三B〕

シテ養父カ許容セサル上ハ到底行ハルヘキ事ニ非スシテ

別段被告カ私擅ノ所為ニ出タル証憑ナク養父ノ申立

ル所ト被告ノ陳述符合スル上ハ原告ヨリ取消ヲ申出タル

モノト認定セサルヲ得ス

第二條 本訴ノ要点ハ前条ニ止リ余ハ枝葉ニ涉ルヲ以

テ其陳述及ヒ証拠書類ニ対シテハ一々之ヲ判決セス

第三條 前条々ノ理由ナルヲ以テ原告ノ請求相立タサル

間訴訟入費ハ成規ノ通原告之ヲ負担スヘシ

明治十六年九月廿八日

山口始審裁判所

〔一三三の二A〕〔四一の二〕【裁判袖書】^(注21)

司法省第壹号^{*}

^{*} 本行朱書き(数字は墨書き)

明治二二(一八八九)年五月十五日

山口始審裁判所『人事判決例』

(民事第一六六號)について(完)

一一二(一一二)

民第八号**

印***

** 本行朱書き

山口縣周防國玖珂郡伊陸村

** 丸朱印（判読困難）

士族 Y Z 虎之輔ヨリ同村戸長

岩政富之介ニ係ル分家戸籍

差連ノ訴訟ニ付伺

別紙山口縣周防國玖珂郡伊陸村居

住士族 Y Z 虎之輔ヨリ同村戸長

岩政富之介へ係ル詞訟ハ当序

ニ於テ受理致シ可然哉九年第五

号司法省達^(注23)及ヒ本年甲第四号

司法省達^(注23)ニ因リ相伺候也

廣島裁判所山口支庁

明治十四年十二月廿日 判事 古莊 一雄 印

大木司法卿 殿

〔一二三の二B〕

伺ノ趣行政裁判ニ属スルモノニ付明

治七年當省第廿四号達^(注24)ノ通相心得

其裁判所ニ於テ審理可致事

明治十五年五月五日 印**

** 以上四行は、朱書き

** 「司法卿大木喬任之印」の角朱印

** 本書は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

（明治十六年 裁判言渡書編冊

二冊ノ内ニ 山口始審裁判所）

〔一二三の三A〕【四一の三】【目次四一】【裁判袖書②】^(注25)

司法省第十七号*

** 本行朱書き（数字は黒書き）

民第一八号** 印***

** 本行朱書き

** 丸朱印（判読困難）

山口縣士族 Y Z 虎之輔ヨリ

戸長岩政富之介ニ係ル戸籍

状差連之訴訟判決之義ニ付

伺

別紙山口縣周防國玖珂郡伊陸村

居住士族 Y Z 虎之輔ヨリ同村戸

長岩政富之介ニ係ル分家戸籍差

連ノ詞訟ハ行政裁判ニ属スル者ニ

付明治七年第四号司法省達^(注26)ニヨ

リ受理審判可致旨昨十五年五月五

日付御指令有之候ニ付審理ノ上裁

判言渡按ヲ具シ相伺候也

〔一二三の三B〕

山口始審裁判所長

明治十六年六月二日

判事 古莊 一雄 印

大木司法卿 殿

伺ノ趣判決案ノ通可申渡事

但太政官ノ裁令ヲ經シモノ也

明治十六年九月十一日 印*

* 以上三行は朱書き。印は「司

法卿大木喬任之印」の角朱印

** 本文書は「日文研民事判決原本D B」より

ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十六年 裁判言渡書編冊

二冊ノ内二 山口始審裁判所)

〔二二四A〕【四二】【目次四二】【養子離縁復籍差違・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣長門國大津郡藏小田村 平民

N J フミ 代人 全郡立石浦 平民 S T

良輔 代言人 周防國吉敷郡山口道場

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一一〇(一一〇)

門前町寄留 士族

原告 河上 貞 一

全縣長門國阿武郡三見村 平民 N M

秀 代人 周防國吉敷郡山口今道町

居住 士族

被告 D S 兼 治

全縣全國大津郡藏小田村 平民

全 N J 美 英

養子離縁復籍差違レノ詞訟審理初審裁判

(二二四B)

スル左ノ如シ

原告ハ甲第一号乃至第四十七号証ヲ提供シ明治二年

四月中^{*}被告美英ヲ相統養子トナシ爾來養育教^{*}西曆一八六九年

戒ヲ竭^{つく}シ来リタレトモ性來沈湎^{ちんめん}遊蕩ニシテN J 家ヲ相

** 酒色におぼれること

続スヘキ能力ナク且數年間他所ニ宿泊シ濫リニ金円

ヲ浪費シ加フルニ亡源右エ門病中モ他家ニアリテ片時モ

看護セス頗ル不孝ノ者ニシテ此上N J 家ヲ相統セシム

ルモ到底維持保存ノ目途ナク益敗類ヲ極メ該家ノ

滅亡ニ帰センヲ鏡ニ掛ケテ觀ルカ如シ因テ不得止亡夫

ノ遺意ヲ繼キ茲ニ本訴ヲ為スニ到リタル次第ナレハ速カ

ニ被告美英ヲ離別シ実家N M 家ニ復籍セシ

メタシト云フニアリ因テ被告ノ答弁原被告ノ証拠書類ヲ熟閲シ之レヲ審按スルニ甲号証中被告へ

(一一二五A)

対シ最モ直接ノ關係アリトスル甲第廿三号証ハ明治六年六月九日ニ成立チシモノニシテ該証ノ趣旨タルヤ被告美英カ養父源右工門ニ乞ヒ居村ヲ辞シ他所ニ寄寓スルニ付テハ放埒等致間敷假令借銀スルモ

N丁家ニ迷惑掛ケスト云ニ止リ實際果シテ放蕩

無頼タリシ証明ヲ為スニ足ラサルヲハ其明文ニ徴シ明

カナルヲ以テ本案ノ要点即チ放蕩ノ為メ濫リニ金

円ヲ浪費セシトノ証憑ト為スヲ得ス又甲第二号証

中(紛^{まがひ}糾^{きう}出来昨十三年三月ヨリ帰家不致)云々ノ

* もめごと。フンヌンとも。

行文アルヲ視レハ當時被告美英ハカ所為ハ養父母ノ意思ニ背反セシヲアリシモノ、如シト雖トモ當時亡源右工門

ハ已ニ之レヲ宥恕シ帰家スルヲ許諾セシ上ハ尚其後ニ

継続シ不品行アリト確認スル証左アルニ非サレハ末文

(一一二五B)

身元へ引取云々ノ趣旨ハ到底コレヲ履行シ得サルモノナリ然ルニ爾後尚放蕩無頼底止スル所ナキヲ視ルニ足

ルノ徴証ナキノミナラス其親族即チ該契約ノ履行ヲ求メ得ヘキ権利者四名ノ内S R五郎右工門S R正

三郎ニ於テハ該契約書ハ単ニ親子間ノ親睦センヲヲノミ企図シ宛名ノ一名ナルS T良輔カ起草ノ仮全ク無実ノヲヲ書記セシメタルモノニシテ未ダ曾テ不行状ト

見認ムヘキ事実ナク畜ニ之レナキノミナラス美英ハN丁

家ニ対シ巨多ノ功勞アリテ離別スヘキモノニアラサル旨乙

第三四号及ヒ八号二十号証ノ如ク弁明セリ又甲第二十一

号証ハ被告乙第四十一号証ニ徴シ全ク無原因ノモノ

ナルヲ明白ナリ又甲第二十八号甲第三十一号証及ヒ第三十

四号証ヲ以テ美英カ恣ニ養父ノ名義ヲ冒シ共同会

(一一二六A)

社ヨリ金五百円ヲ借受ケ費消セリト申述スレトモ被告乙

第二十九号三十号三十一号証及ヒ第三十五号第四十三

四五号証等ニヨレハ美英カ費消セシモノニアラスシテ反テ

源右工門カ受取使用セシヲ明白ナルモノ、如クニシテ事

實被告カ浪費セシモノト見認ムヘキ証左ナク且源右工

門カ実印偽造セシトノ点モ被告ハ源右工門ヨリ囑託

ヲ受ケ且ヤ俊教へ彫刻方ヲ命シタリト申述シ是亦

美英カ一己ニ偽造セシ証ノ視ルヘキモノナク又不孝ノ証

ナリトスル甲第十四号証ノ如キハ被告乙第五十七号証ニヨレ

ハ俄然急病ニシテ實際看病スルノ違ナキモノ、如シ加之

當時ハ母子間已ニ不和ヲ生シタルトキナルヲ以テ假令美

英カ看護セントスルモ原告カ之レヲ許サル、限りハ又奈

何トモ為ス能ハサル場合ナレハ唯是レニ因テ以テ美英
(一一二六B)

カ不孝ノ意思ヲ知ルニ足ラサルモノナリ而シテ尚甲第二十
六号甲第三十八号証ヲ以テ不孝ノ所為アリトスレドモ被告
乙第二十三号及ヒ第二十五号証ヲ閱スレハ全ク無稽ノ
構造ニ罹ルモノト云サルヲ得ス何トナレハ若シ果シテ原告

カ申述スル如キ事実アリトセハ警察官ハ直チニ臨檢シテ
適當ノ処分ヲ為スヘキ筈ニシテ尚之レヲ不問ニ置クノ理由
ナク尙モ斯ノ如キ所為ハ普通ノ識別心アルモノ、能ク為
シ得ヘキ事ニアラサレハナリ又甲第十五号証ニ因リ源右エ門
死後美英ハ仏事ニモ関与セサリシト申立ツレドモ被告

ハ乙第五十五号及ヒ乙第五十七号乃至第五十九号証ヲ提供
シ其事ニ尽力シ且燒香モ第一ニ為シタリト答弁シ尚且

乙第五十号証ニ拠レハ甲第十五号証ニ署名捺印セル
UYヲ興ノ印影ハ実印ニアラサルモノ、如クニシテ本人了
(一一二七A)

興ハ本案出訴前已ニ死亡シ今マヤ其真偽ヲ知ルニ
由ナシ其他ノ証憑ハ親屬古旧或ハ組合等ノ保証書

ニシテ就中組合其他々人ノ保証ニ至リテハ審理中原
告ヘ左袒セシモノハ翻テ被告ヘ同意シ被告ヘ同意セ
シモノハ反テ原告ヘ保証スル等実ニ反復常ナラスシテ固
ヨリ信ヲ措クニ由ナケレハ随テ其事実ヲ証明シ得ヘキ

モノニアラス而シテ原告ヘ保証セル親族即チ甲第十八号
証ニ別記セルモノハ被告ニ於テ正統親族ニアラスト云ヲ以テ
原被両造ヨリ提供スル系図ニ由リ之レヲ觀レハNJ
家ニ対シ最モ重且大ナル關係ヲ有スル親族NJ

芳雄NJ惣兵衛SR五郎右エ門IK晋太郎
MG源兵衛等ハ何レモ離縁ヲ不可トシ其事由ナキ
旨ヲ保證セリ夫レ被告美英ニシテ原告カ申述スル如ク

(一一二七B)
實ニ放蕩無頼^{ママ}底止スル所ナク一家ノ安寧上一大
障害ヲ生シ不得止ノトキナリトセハ斯ノ如ク重立タル親
族ニシテ豈離縁ヲ不可トスルノ理アラシヤ況ンヤ美英

ニシテNJ家ヲ繼承シ得ヘキ能力ナシト云フヲ得サル
NH乙第七号証ニ徴シ明瞭ナリト云ハサルヲ得ス何トナレ
ハ僅ニ一農家ノ相続モ為シ得ヘキ能力ニ不充分ナリト

セハ明治七年已降山口県庁ヘ奉職シ尋テ村會議員
又ハ日置下村外五ヶ村々會議長或ハ日置下村外二ヶ村
ノ戸長等ニ撰擧セラルヘキ理由ナケレハナリ

以上ノ理由ニシテ第一被告美英カNJ家ノ財産ヲ
浪費セシ証ノ視ルヘキモノナク且其事蹟ニ徴シ原
告カ請求ヲ至当ナリトスヘキ理由ナキヲ以テ到底原

告請求ノ次第相立ス且訴訟入費モ成規ノ通原
(一一二八A)

(一一二八A)

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一〇八(一〇八)

告カ負担スヘシ

但 証拠書類中本案ノ要点ニ関セサルモノ

ハ一々之レヲ説明セス

明治十六年十一月卅日

山口始審裁判所

判事 八杉 淳

(一一八B)

(記述ナシ)

(一一九A) 【四三】【目次四三】【養戸主退隠離別・裁判言渡書】^(注27)

裁判言渡書

山口縣周防國都濃郡徳山村居住 土族

KN寛 全村居住 土族 TM直政 全村

居住 土族 Y晴太郎 総代人 全國吉

敷郡上宇野令村寄留 平民

原告 O Z 正平治

山口縣周防國都濃郡徳山村居住 土族
MI義彦 代人 全村居住 土族
被告 Y D 耕 輔

養戸主退隠離別ノ詞訟審理裁判スル左ノ如シ

原告ハ甲第壹号証乃至甲第十九号証ヲ列挙シ以

テ明治四年十一月廿五日*被告義彦ノ二男正人ヲT

* 西曆一八七一年

M家ノ養子ニ貰受ケ尋テ明治七年三月十五日T

(一一九B)

M家ノ戸主トナシタルモ未タ幼年ナリシニ依リ暫ク実父

義彦ノ許ニ托シ置原告KN寛之カ後見人ト

ナリ年々正人ノ養料及教育ノ資トシテ若干ノ米金

ヲ後見人ヨリ支給シ来リシニ近来正人身持頗ル不品

行ニシテ多分ノ金銭ヲ浪費シ^{とて}進モ将来TM家ヲ維

持スルノ目途無之ニ付速カニ戸主退隠復籍致シ呉

度旨訟求スレトモ該甲第壹号証乃至甲第十九号証

ニ於テハ多少金員ヲ費用セシカ如キモ未以テ挙テ該

金員ヲ浪費セシモノト看做シ難キ耳ナラス乙第二号

証ノ如ク当時正人ハ都濃郡小学校教員ノ職ヲ

奉シ居ルヲ觀レハ亦敢テ不品行者トモ認メ難キニ

付本訴原告ノ訟求ハ相立サルナリ

但 訴訟入費ハ成規ニ從ヒ原告ニテ担当

〔一三〇A〕

スヘシ

明治十六年十二月二十日

山口 始審裁判所

判事補 清水 友藏

山口縣周防國都濃郡徳山村居住 士族
MI 義彦 代人 同村居住 士族

被告

Y D 耕 輔

養戸主退隠離別ノ控訴

本訴ハ山口始審裁判所ノ裁判ニ対シ覆審ヲ求
ムルモノニシテ要旨ハT M 正人ノ品行方正ニ

〔一三〇B〕

〔一三〇B〕

(記述ナシ)

シテ退隠離別スルノ理ナキヤ否ヤヲ判スルニ在
リ

原被告ノ証拠書類ヲ檢閲シ其弁論ヲ聴キ終審
ノ裁判ヲ与フルコト左ノ如シ

〔一三〇の二A〕 〔四三の二〕 養戸主退隠離別・控訴審判決】
明治十七年第十貳号 青色* * 本行朱書き

裁判言渡

山口縣周防國都濃郡徳山村居住 士

族 KN 寛 同村居住 士族 TM 直政 同

村居住 士族 Y 晴太郎 代言人 廣島縣

平民

原告

山 中 正 雄

別ヲ請求スルモ現ニ教員ノ列ニ加ハリ人ノ父
兄ニ代リ之レカ教育ヲ主ト(ナ)ルモノナレハ品行
〔一三〇の三A〕
ノ端正ナルコトハ之レヲ以テ見ルモ明ニシテ其

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』

(民事第一六六號) について (完)

一〇六(一〇六)

要求スル目的タル専ラ正人ノ身上ニ係ルヲ以テ被告ハ正人ヲシテ退隱セシムル權利ヲ有セス随テ之レカ復籍スルノ權利ナケレハ原告ノ請求ニ応セント欲スルモ能ハス又原告ノ挙証ヲ真実ナリトスルモ正人ノ散財ニ費消セシ金員ハ僅々拾貳參円ナリ之レヲ原由トシテ二三ノ親屬等T M家ニ干渉シ其戸主タル正人ヲ廢退セントスルハ專横ノ処置ナリト云フハ不当ナリ何トナレハ原告第四号証ノ金員ハ仮令僅少ナリトスルモ正人ノ遊蕩ニ浪費セシコトハ明ナリ而シテ正人ノ必要ニ供スル入費ハ後見人KN竟ニ求メテ授受セシコトハ原告ノ証拠中着

(一三〇三B)

々視ル所ニシテ正人ニ於テ当然ノ費用ニ自由ヲ欠キタルコトナキモノト云ハサルヲ得ス然レハ其第七号第拾壹号第拾貳号第拾四号証ノ負債及ヒ第貳拾貳号証衣類等ノ売却金ハ皆是遊蕩ノ資ニ供シタルモノト認メ得ラル可シ加之第六号証ノ如キ無実ノ計算書ヲ構造シテ尊屬親ヲ瞞着シ金員ヲ取出サント謀リ或ハ第貳拾七号証ノ如クT M家尊屬親等ヲ措キ他ノ親族ニ謀リ改印及ヒ後見人解除届書ニ連署セシメ

之レヲ以テ実印ヲ改メ後見人ヲ除去セント戸長役場へ迫り終ニ戸長ヲシテ郡長ノ指摘ヲ要スルニ至ラシムル等素行ノ脩マラサルコトハ各証憑ヲ参照シ之レヲ事実ニ徴スルモ多弁ヲ要

(一三〇の四A)

セスシテ明矣故ニ原告ノ訴願ハ將來ヲ慮リT M家維持ノ切情ニ出テタルモノト判定ス仍テ被告ノ拒弁相立ス原告請求スル如ク被告ハ速ニT M正人ヲ退隱復籍ス可シ

始終審訴訟入費金ハ原告請求セサルニ依り償却スルニ及ハス

右公廷ニ於テ言渡ス

明治十七年三月廿六日

廣島控訴裁判所*

*「廣島控訴院之印」の角朱印

判事 臣 佐武 印

判事 高津雄介 印

(一三〇の四B)

判事 一賀通文 印**

** 本裁判言渡は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十七年分 民事判決書 第貳拾壹号ノ拾

貳貳式拾五 甲 広島控訴院)

〔一二三〇の五A〕【四三の三】【養戸主退隠離別・裁判執行命令書】
始審番外第五十九号* 命令書 * 本行朱書き

印** 山口縣周防國都濃郡 山田村居住 土族 KN

徳山田村居住 土族 KN

寛外二名 代言人 同縣同

國吉敷郡今道町寄

留平氏

権利者

安井 豊太郎

同縣同國都濃郡徳

山村居住 土族

義務者 MI 義彦

養戸主退隠離別ノ裁判執

行願命令スルコト左ノ如シ

〔一二三〇の五B〕

義務者於テ権利者請求スル

裁判ノ執行ハナスヘキ公事ナ

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一〇四(一〇四)

ルモ戸主正人於テ復籍ノ手續

ヲ差拒ムニ付今回ノ請求ニ応シ

カタク旨抗弁スレトモ已ニ確定シタ

ル裁判ニ対シ義務ヲ免カレン

トスルニ外ナラサルヲ以義務者カ陳弁採用

セス権利者請求スル戸主正

人ヲシテ養子復籍ノ手續ヲ速ニ

可致事

但 執行ニ要スル入費ハ義務

務者ヨリ弁出ス可シ

明治十七年五月十六日

〔一二三〇の六A〕

山口始審裁判所

十七等出仕 河村 了鎮 印***

***本裁判言渡は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

(明治十七年 裁判言渡并番外言渡書編冊

完 山口始審裁判所)

〔一二三二A〕【四四】【目次四四】【家事引渡・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣周防國玖珂郡近延村 平民

Y N 久之助 代人 全縣全國吉敷郡山口

道場門前町寄留

原告 T N 一太郎

山口縣周防國玖珂郡近延村 Y N

アキノ方全居 平民 H S 房藏 代言人

全縣全國吉敷郡山口早間田町 平民

被告 富家 平八郎

家事引渡之詞訟ヲ審理シ判決スル如左

本訴ハ原告ニ於テ Y N アキノ、養父タル資格ヲ有スル歟

又被告ニ對シ Y N ノ家事引渡ヲ要求スルノ權アリ歟否

ヲ判明スルヲ要旨トス抑モ原告カ Y N アキノ、養父ト

(一三二B)

ナルニ付原籍所轄戸長ヨリ近延村戸長ヘ宛テ送籍ノ

手續ヲナシタルヲハ甲第三号及全第十二号証ニ依リ之ヲ

証徴スルニ足ルト雖トモ甲第一号証ニ依レハ原告ハ未タ

Y N 家ノ戸籍ニ編入セサルヲ明カナルヲ以テ明治八年

太政官第二十九号布達^(注28)ニ依ルモ原告カ Y N アキノ、

養父タルノ資格ナキモノニ付仮令原告カ Y N 家親族

協議ノ上アキノ、養父ト為ルヘキ契約ヲ為シタリトス

ルモ未タ戸籍ニ登記セサル限リハ法律上養父子ト見

認ム可キ効力ナク随テ原告カアキノ、後見人タル被告ニ對シ Y N ノ家事引渡ヲ需ムルハ不当ナリト認定ス因テ原告要求ハ採用セズ訴訟人費ハ原告負担スヘシ

明治十七年七月五日

(一三二A)

於 山口始審裁判所

判事補 古川 春策

(一三二B)

(記述ナシ)

(一三三A) 【四五】目次四五【家守主退家宅地明渡・裁判言渡書】

裁判言渡書

山口縣周防國熊毛郡波野村居住 平民

H D 佳六 後見人 全村居住 平民 E M 惣

三郎 代言人

原告 富家 平八郎

山口縣周防國熊毛郡平生町居住 平民

被告 H D 寛太郎

家主主退家宅地明渡ノ詞訟遂審理処

本訴ハ要スルニ被告家ト原告家ハ本末ノ間ニシテ被告カ住居スル家宅地ハ文吉事HY清カ宗家ナル

HD家ノ戸主トナリシ後実家HY家ノ嗣子ナキヨリ

シテ復籍ノ際HD家ヲ合併断絶トナシ他日再興

ノ為メ清カ所有ニナシ置キ末家ナルHD家ノ当時戸

(一三三B)

主HDいく即チ被告カ妻ヲ家守トナシタルモノナル乎

将タHD家ハ本末ノ二戸アルニ非ス文吉事清ハ明治

八年度*二HD家ヲ離縁復籍シ被告妻いくニ於テ

* 西曆一八七五年

其跡相続ヲナシタルヲ被告ハ其智養子トナリシモノニ

シテ則チ現今居住スル家宅地ハ被告カ正当家督相

続ニ依リテ讓受タルモノナル乎ヲ審糺スルニ在リトス爰ニ兩

造ノ弁論戸長ノ説明ヲ聽キ各証拠書ヲ参照シ

判決スル左ノ如シ

第壹條

被告寛太郎ハ甲第三十二号第二戸籍ノ如ク先戸主即

チ被告妻いくカ智養子トナリシトハ兩造ノ陳述吻合

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所

『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

一〇二(一〇二)

スル所ナルヲ以テ原被告ハHD家ノ本末ニシテ被告家ハ末家ナルト否トヲ知ルハいくカ先代ハ彦十郎ナル乎将タ文

(一三四A)

吉事HY清ナル乎ヲ探糺スルヲ必要ナリトス因テ之ヲ

審案スルニ甲第五号第十六号証戸籍ニ依レハいくカ先

代ハ文政十二年度*二HD家ヨリ別家シタル彦十郎ニ

* 西曆一八二九年

シテ其宗家ナルHD家ハ文吉事HY清カ明治八

年度*二実家HY家へ復籍シタル際合併断絶シタル

* 西曆一八七五年

モノ、如クナルモ其第十六号証ハ丙第四号証ニ附屬スル戸籍

ニシテ該戸籍ハ目下現在セス只先戸長小笠原隆治カ

先キニ原被告訴訟ヲナシタル廢戸主并ニ離縁事件中

保証ヲ与タル控ナリトテ頃日訴訟中ナルヲ以テ心得ノ為メ

特別ニ引継キタリトノ戸長説明ニ因テ見レハ公然職務

上引継タル官文書ニ非ス又甲第五号証ハ旧藩中ノ編

纂ニ係ル民籍ナル趣ナルモ当時確乎タル民籍編纂ノ

規則アルニ非ス且一村全備セサレハ第五号第六号証其

(一三四B)

転スル信ヲ措キ難シトス如何トナレハ明治九年戸籍改正

以前ニ在テハ漸々編纂ノ方法規定アルモ仍ホ錯雜ヲ免

レスシテ現ニ乙第三号伊保床村戸長保証ノ如クHY清

カ復籍ノ年月モ知ル能ハス畢竟復籍ノ願届書等
ノアラサルヨリシテ離縁ニ依テ復籍セシヤ又HD家ヲ合
併断絶シ以テHY家ヲ相続セシヤ知ルニ由ナケレハナリ反之
乙第十号第十一号証ニ依レハ彦十郎ハHD家数代ノ祖先
ト合葬シアリ若彦十郎ニ於テ文政十二年度ニ別家セシモ
ノナレハ則チ末家ナルHD家ノ開祖ニシテ其相続人ナル被告
連綿ト繼續維持スルニ何ソノ之ヲ宗家ノ祖先ト合葬
スヘキ理アランヤ加之被告カ家督相続シテ讓受ケタル
地券証ノ依然HY清事文吉名義ナルヲ以テ明治十
三年四月原告ヘ係リ名前書換ノ勸解ヲ出願シタルニ

(一三五A)

原告ハ其地所タル清ニ於テHD家養子中養父并ニ
親屬ヨリ讓受ケタル地所ナリト答弁セシトハ乙第四号証
勸解附箋ニ明記アリテ其讓渡証書ナリト云ヒ呈出
シタル乙第五号証ニHD彦十郎EM三四郎NK
久兵衛ノ連署アリテ彦十郎ハ文吉事清カ養父ナルトハ
自カラ明ニシテ則チ原告カ自認ノ証跡ト云ハサルヲ得ス
又被告カ讓受タル地券証ノ依然文吉名義ナルヲ以テ
平生村戸長役場ヨリ書換ヲ督責シタル乙第二号証
ハ原被問紛議ヲ構造セサル以前ニ係リ自カラ事實
ヲ見ルニ足ルヘキモノトスニ由此觀之HD家ハ本末ノ
二戸アルニ非ス文吉事HY清ハ養父彦十郎ノ跡

相続ヲナシ後チ離縁復籍セシヨリいくハ其相続ヲ
ナシ被告寛太郎賀養子トナリシモノト認定ス

(一三五B)

第三條

右ノ外原告カ挙示スル証摺書類多アリト雖トモ戸長
ニ於テ一己ノ推測ヲ以テ為シタル保証又ハ原告カ新タニ
HDノ宗家ヲ再興セシトテ調製シタル戸籍及願届
書或ハ阿曾松カ死亡ニ付悔帳等其他総テ被告ヘ
対シ効用ナキモノナルヲ以テ逐一之レカ判定ヲ付セス

第三條

前条々ノ如クナルニ付本訴ノ家宅地ハ被告カ正当相
続ニ依テ讓受タル所有物件ニシテHY清カ所有スヘキ
モノニ非サレハ原告カ清ヨリ讓受タリトテ無効ノ契約ナ
ルヲ以テ訟求ノ旨趣ハ相立サルモノナリ

但 訴訟入費ハ規則ニ從ヒ原告ノ負担

タルヘシ

(一三六A)

明治十七年十月廿九日

山口 始 審 裁 判 所

(一三六B)

(記述ナシ)

(一三六の二A) 【四五の二】【家守立退家宅地明渡・控訴審判決】
明治十七年第二百八十七号* 本行朱書き

裁判言渡書

控訴人 山口縣周防國熊毛郡波野村

平民 HD 佳六 後見人 同村 平民 葉種商

E M 惣三郎

代言人 廣島縣廣島区大手町三丁目

寄留 大坂府平民

岡崎 仁三郎

被控訴人 山口縣周防國熊毛郡平生町

平民 醫師

H D 寛太郎

代言人 廣島縣廣島区大手町四丁目

(一三六の二B)

平民

山中 正雄

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』

(民事第一六六號)について(完)

一〇〇(一〇〇)

右HD佳六後見人EM惣三郎ヨリHD寛太郎ニ

対スル家守立退家宅地明渡事件ニ付山口始審裁判

所カ言渡シタル裁判ニ服セスEM惣三郎ヨリ控訴ヲナシ

タルニ依リ之ヲ審理シ双方代言人ノ陳述ヲ聴クニ

控訴代言人陳述ノ要領ハ明渡ヲ訟求スル土地家屋ハ

控訴第壹号証ノ如ク控訴者先代阿曾松ノ買得シタルモノ

ニシテ明治八年迄HD家ノ戸主タリシ文吉ハ亡権四郎ノ相

続人阿曾松ノ養子相続ヲナシ其戸主中実家HY民

三郎ノ相続者死去シ將ニ断絶セントスルニ付控訴第三号証

ニ明記アル如ク養実両家ヲ合併シ文吉ハHY清ト改称

(一三六の二A)

シ当時HD家財産ノ中必要ノ什器不動産ヲ除キ家具

營業品等ハHD家ノ別家HDイクニ恵与シ本訴ノ家屋

ハ以前ヨリイクカ同居シタル縁由ニ由リ其留守居ヲ托シ置キ

清ハ医術修業ノタメ上坂シ明治十三年帰県シタルニ付

地券名前替ノ手續ニ及ヒタル所被控訴者ト紛議ヲ醸生

シ明治十五年ニ至リ始メテ書替ヲ了シタリ其后明治十五年

九月HD家ヲ再興シ控訴者其戸主トナリ控訴第七八号

証ノ如ク本訴ノ家屋敷地トモHY清ヨリ讓受ケタリ然ルニ

現在被控訴者ノ該家屋ニ居住シ居ルハ前記ノ如ク留守

居ヲ為サシメタルニ由来スルモノナルヲ以テ其明渡ヲ要ムト云ヒ

被控訴代言人答弁ノ要旨ハHD家先戸主文吉ハHD

阿曾松ノ跡ヲ直ニ相續シタルモノニ非ス阿曾松ノ相續人ハ彦

〔一三六の三B〕

十郎ニシテ文吉ハ彦十郎ノ躰養子トナリ先ニ彦十郎ノ養女

イク即被控訴者ノ妻イクト一旦結婚シタレトモ明治八年ニ

至リ文吉ハ其実家相續ノタメ離縁復籍シ其後明治十

年被控訴者ハイクト結婚シHD家ヲ相續シタルモノニシ

テ未タ嘗テHY家ヘ合併シタルコトナク又HD家ハ本末二

家アルニ非ス連綿繼續シ其財産ニ於ケルモ依然タルHD

家ノ所有ナレハ控訴者ノ請求ニ応セスト云フニ在リ

第一條

HD権四郎弟彦十郎ノ文政十二年度^{*}ニ別居分籍シタ

^{*}西曆一八二九年

ルハ控訴第貳号証等ニ依リ控訴人ノ申出ルカ如ク看認ム

ルヲ得可シ然レトモ該証ニ文吉ノ養子トナリシコト及ヒ其戸主トナ

〔一三六の四A〕

リシコト并ニ阿曾松ノ死去シタルコトノ記載ナキニ依レハ旧藩政

中ヨリ明治四年度戸籍法施行ノ時ニ至ル迄間断ナク

戸口ノ増減出入ヲ記入シテ用ヒ来リタル帳簿ト看認ムル

ヲ得サルニ依リ彦十郎ノ分家后異動ヲ生シタルコトナシト云フ

コト迄ヲモ証明スルヲ得ス既ニHDイク申立ニ依ハ幼稚ノ時

ヨリ平生町ノHD家ニ在リテ成長セシト又明治三年^{*}彦十郎

ノ死没シタル節モ別ニ葬地ヲ設ケスHD家累代ノ墓中ヘ

合葬シタル事実ニ依レハ彦十郎ノ死前ニ在リテ先ニ分家シ

タル彦十郎ノ一家ヲ其宗家ヘ合併シ文吉ハ之ヲ相續シイ

クハ其家族トナリタルモノト認定ス

第二條

控訴第三号証戸籍写ニ文吉ハ明治八年八月十五日実

〔一三六の四B〕

家ヘ合併送籍ト掲記アレトモ被控訴人ニ於テハ之ヲ看認ス原

戸籍簿ハ既ニ紛失シテ存在セサレハ査閱スルニ由ナク明治五

年度ノ編制ニ係ル文吉ノ実家ナルHY家ノ戸籍謄本ヲ

閱スルニ更ニ合家送籍ノコト記載無之又控訴人カ文吉ノ

合家為シタリト云フノ當時ニ於テHD家ノ親屬中一人モ

之ヲ承認シタルコトアリト看認ム可キ証憑ナキニ依リ右控訴

第三号証ハ合家復籍ノ証トナスニ至ラス依テ文吉ハ明治

八年八月実家相續ノタメHD家ヲ離縁シタルモノトス

第三條

前兩條ニ説明シタル理由ナルニ依リ被控訴人ハ文吉離

縁后HDイクノ躰養子トナリ正當ニHD家ヲ相續

シタルモノトス

〔一三六の五A〕

第四條

右ノ理由ナルニ依リ判決スル左ノ如シ

明治十七年十月三十一日山口始審裁判所カ言渡シタル

裁判ハ正當ヲ得タルモノニシテ取消ス可キ理由ナキヲ以

テ認可スルモノナリ

被控訴人ノ分七十一円二十四錢壹厘
訴訟入費金 引合人ノ分四円五十錢
控訴人ニ於テ担当

ス可シ

右明治十九年六月廿六日廣島控訴院公廷ニ於テ対

審ノ上終審裁判ヲ言渡スモノナリ

廣島控訴院

裁判長控訴院評定官 津村 一郎

〔一三二六の五B〕

陪 席控訴院評定官 中尾 捨 吉

陪 席控訴院評定官 高津 雄 介

書 記 岡 島 登馬吉 印*

* 〔廣島控訴院書記印〕の角朱印

* 本裁判言渡は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

〔明治十七年分 民事判決書 第貳拾壹号ノ拾貳

丙 百七拾貳 広嶋控訴院〕

明治二二(一八八九)年五月十五日 山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

司法省へ進達ノ分控

九八(九八)

〔一三七A〕【四六一】目次四六【離縁復籍差纏・裁判言渡書】

裁判言渡書

原告人 山口縣周防國都濃郡下上村

第□□□番地居住 平民

U D 喜代藏

被告人 山口縣周防國都濃郡下上村

第□□□番地居住 平民

U D 勇

被告人 山口縣周防國都濃郡下上村

第□□□番地 士族 無職業

U D 藏 太

右代人 山口縣周防國都濃郡大道理村

第□□□番地居住 平民

Y N 勇 吉

〔一三七B〕

原告UD喜代藏ヨリ被告UD勇UD藏太ニ対

スル離縁復籍差纏ノ訴訟ヲ審理シ原告及被告勇

被告藏太代人勇吉ノ陳述ヲ聴クニ

原告陳述ノ要旨ハ原告(一)於テ明治十五年申媒酌人

ノ价人ニヨリ被告勇ヲ養嗣子ニ貰受ケ其際被告勇

及勇ノ妻并ニ長女ト共ニ原告ノ戸籍ニ編入シタリシカ爾來

被告勇ハ家政上其他百事原告養父ノ指示ニ随

ハサルノミナラス動モスレハ原告養父ニ対シ嚴酷ノ所行ヲ為シ從テ養父子ノ情誼ヲ傷ヒ自然双方間ノ不熟ヲ生スルニ至レリ是皆被告勇力惹起スル所ニシテ他日被告ヲシテ原告UD家ノ相続ヲ為サシムルモ到底一家ノ安寧ヲ護持スルニ足ラサレハ被告勇力嫡男タルヲ廢シ原告家ヲ離別シ被告勇及妻子共（但シ孫房太郎ハ原告

（二三八A）
家ニ出生シタルヲ）被告勇力実家タル被告藏太ノ戸籍ニ複以テ之ヲ除ク）
被告勇及藏太代人勇吉陳述ノ要旨ハ被告勇ハ原告タル養父ニ対シ養子タル義務ヲ尽シ終始尊敬ノ道ヲ缺タルヲナキヲ以テ離縁セラレヘキ理由ナケレハ原告ノ請求ニ応シ難シト云ニ在リ

仍テ之ヲ説明スル左ノ如シ
抑モ養子離縁請求ノ訴ノ如キハ訴狀ハ親族アラサレハ近隣又ハ朋友ノ内式名以上ノ奥書連印ヲ要スルヲハ訴答文例ニ明記スル所ナリ然ルニ原告力提供スル訴狀ニハ唯親族老名ノ連署アルノミニシテ是其文例ニ背キタル者ナリ加之原告ニ於テ被告勇力家政上其他百事養父ノ指示ニ隨ハサルノミナラズ原告ニ対シ嚴酷ノ所為ヲ為ス旨云々供述スレトモ徒ニ其口頭ノ陳弁ニ止マリ更ニ其事

實タル証左ヲ示セス尚且親族近隣数名ヲ喚問スルニ是亦其答弁中本訴ノ理由トスルニ足ルヘキ事實ヲ詳明スル者ナケレハ被告勇ニ離縁ノ原由トスヘキ瑕瑾アルヲ認メ難シ
仍テ之ヲ判決スル左ノ如シ
以上説明ノ如ク原告本訴ノ理由ナキヲ以テ其要求ハ不相立事
但 被告UD藏太ニ係ル訴訟入費ハ原告之ヲ負担スヘシ
一 ヲ負担スヘシ
明治十八年十一月三十日於山口始審裁判所公廷
始審ノ裁判言渡ス者也
山口始審裁判所

（二三九A）

判事補 加藤 清 登
書記 川村 了 鎮

（二三八B）
父ノ指示ニ隨ハサルノミナラズ原告ニ対シ嚴酷ノ所為ヲ為ス旨云々供述スレトモ徒ニ其口頭ノ陳弁ニ止マリ更ニ其事

（二三九B）

（記述ナシ）

〔一四〇A〕【四七】目次四七【稚子引渡・裁判言渡書】

裁判言渡書

原告人 山口縣長門國阿武郡吉部下村

平民 農業

A T ユリ

右代人 全人兄 全村 平民

A T 作次郎

被告人 全縣全國全郡吉部上村 平民

農業

F I 久太郎

右原告人 A T ユリヨリ F I 久太郎へ対スル稚子

引渡ノ詞訟ヲ審理シ原被告本人并代人ノ陳述

ヲ聴クニ

原告本人并代人陳述ノ要領ハ明治十八年陰曆十

〔一四〇B〕

二月廿五日*ヨリ被告 F I 家へ下婢奉公ニ雇ハレ全月

* 西曆一八八五年

廿七日夜ヨリ被告久太郎ノ意ニ從ヒ同人ト私通ノ末

明治十九年陰曆二月中ヨリ懷妊トナリタリ然レトモ

被告久太郎ニ於テ初メヨリ若シ懷妊トナルトキハ妻ニ

貰ヒ受ク可キ旨予ネテ約束モ有之事ナレハ其俣同

家ニ居リタリシモ被告ハ違約シテ他家ヨリ妻ヲ貰ヒ受

俄ニ自分ノ子ニアラサル杯申募リ原告ヲ不法ニモ原

籍へ送り付ケ更ニ取合ハサルヲ以テ不得止菽治安裁判

所へ勸解ヲ經テ本訴ヲ提起シ以テ分娩シタル稚子引

渡ヲ求ムト云ニアリ

被告人カ答弁ノ旨趣ハ原告ヲ下婢奉公ニ雇ヒ入タル

ヲハ相違ナキモ原告ト私通シタルヲナケレハ本按請求ニ

応シ難シト云フニアリ

〔一四一A〕

因テ双方提出シタル書類ヲ檢閲シ説明スル左ノ如シ

妻妾ニ非ル婦女ニシテ分娩スル兒子ハ私生ヲ以テ論シ

当然其婦女子ノ引受タルヘキヲハ明治六年第廿一号

公布^{第31}ニ明示スル所ナルヲ以テ父其子ヲ我子ナリト認メ特ニ

免許ヲ得タル上ニアラサレハ母其人へ対シ引渡ヲ求ム

ルニ由ナシ本案原告カ請求スル事由ハ一モ証憑トシテ

視ルヘキモノナキノミナラス仮令原被告間私通ニ因リ

生シタル子ナリトスルモ被告ニ於テ之レヲ認メサル上ハ強テ

引渡ヲ求ムルノ權利ナク況ンヤ被告ハ原告ト姦通

シタルヲモ之レナシト陳述スル上ハ到底原告ノ請求ハ

採用スルヲ得サルモノトス

因テ判決スル左ノ如シ

原告ノ請求不相立

〔一四一B〕

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

九六(九六)

訴訟入費ハ成規ニ從ヒ原告ノ負担タルヘシ
明治廿年二月十日 山口始審裁判所公廷ニ
於テ始審裁判ヲ言渡スモノ也

始審裁判所 判事 八 杉 淳

裁判所書記 柳 田 一 郎

〔一四二A〕【四八】【目次四八】〔復籍請求・裁判言渡書〕

裁判言渡書

原告人 山口縣周防國吉敷郡佐山村

平民 當時佐波郡濱方村第□

□□□□番地滞在 無職業

K S トキ

被告人 全縣全國吉敷郡佐山村第□□

□番地居住 平民 無職業

S M 岩 藏

右原告人K S トキヨリ被告人S M 岩藏ヘ対スル

復籍請求ノ詞訟ヲ審理シ原被告人ノ陳述ヲ聽

クニ

原告人陳述ノ要旨ハ曾テ被告人方ヘ入嫁シ已ニ數

多ノ女子ヲ挙ケタリシモ兎角夫婦間不熟ノ為メ明
〔一四二B〕

治十八年陰曆二月中^{*}被告ト離婚シ申第弍号証ノ

* 西曆一八八五年

如ク被告ヨリ離婚狀ヲ渡シタルニ因リ不得止全年五
月ヨリ全家ヲ立去リ已ニ一旦復籍シタルモ被告ニ於テ
其後種々苦情ヲ述ヘ復籍ヲ取消シタリ然レトモ此上
熟和ノ見込ナキヲ以テ速ニ復籍致シ貫ヒタシト云ニアリ
被告答弁ノ趣旨ハ原告提供スル離婚狀ハ毫モ

兼テ原告カ姦通シタル姦夫某ト共謀シ恣ニ作為
シタルモノナルヘシ畢竟斯ノ如キ不正ノ者ヘ対シテハ輒^{ハヤ}

ク復籍致シ難シ尤モ明治十八年五月ヨリ別居シ本
日ニ至リテハ到底熟和ノ前途ハ無之原告モ目下

他人ト姦通シ居ル上ハ仮令被告ニ於テ婦家ヲ求
ムルモ婦家セサルヘシ被告亦呼戻ス可キ心底毫モ無

〔一四二A〕

之唯告訴スヘキ考案モ有之ニ因リ本案請求ニ応

シ難シト云フニアリ

因テ證據書類ヲ檢閲シ説明スル左ノ如シ

被告ニ於テ甲第弍号証ハ指出シタル覺ヘナシト陳述

スレトモ其名下ニ押捺セシ印影ハ被告カ実印ト相違ス

〔二四四A〕〔四九一〕〔目次四九〕〔死亡跡相統廢除・裁判言渡書〕

ル所ナキヲ以テ他ニ反証アルニ非ラサル限りハ輒ク之ヲ偽造証ナリト断定スルヲ得ス況ンヤ實際已ニ二年間以上別居

裁判言渡書

スルモ被告ハ敢テ之ヲ顧ミス且將來調和ノ目的ナキ

原告人 山口縣周防國大島郡西屋代村
居住 平民 農業

コトハ躬^{ミツカ}ラ之ヲ明言シ早晚復籍スルヲモ業^サハニ決意

居住 平民 農業
K T マ ツ

シ居ルニ於テテヤ抑モ原告カ他ノ男子ト姦通シタリ

全 全縣全國全郡全村居住 平民 農業
A S 龜 吉

トノ事ハ已ニ被告ノ告訴スル所トナリ曩ニ山口輕罪裁判所予審廷ニ於テ訊問ヲ受ケタル末免訴ノ言渡

全 全縣全國全郡全村居住 平民 農業
N M 久右工門

ヲ受ケタルモノナリ故ニ此上尚告訴ス可シトノコトヲ以テ

全 全縣全國全郡志佐村居住 平民 農業
N G 源左工門

〔一四三B〕

本案請求ヲ拒ムハ不当ナリト認定ス

全 全縣全國全郡東屋代村居住 平民
K Y 長 助

已上ノ理由ニ因リ判決スル左ノ如シ

全 全縣全國全郡佐村居住 平民 農業
N M 久右工門

被告ハ原告請求ヲ拒ムノ理由ナシ甲第式号証

全 全縣全國全郡東屋代村居住 平民
N G 源左工門

離縁狀ニ基キ速ニ復籍スヘキ者トス

全 全縣全國全郡東屋代村居住 平民
K Y 長 助

訴訟入費ハ被告之レヲ負担スヘシ

〔二四四B〕

明治二十年二月十二日 山口始審裁判所公

全 全縣全國全郡全村居住 平民 農業
N M 久治郎

廷ニ於テ始審ノ裁判言渡ス者也

全 全縣全國全郡全村居住 平民 農業
F M 與左衛門

始審裁判所判事 八 杉 淳

全 全縣全國全郡玖珂郡大島村居住
平民 商

裁判所書記 横 田 稻 稔

全 全縣全國全郡玖珂郡大島村居住
平民 商

右代理人 全縣全國吉敷郡山口早間田町

全 全縣全國全郡玖珂郡大島村居住
平民 商

〔資料〕

居住 平民

富家 平八郎

被告人 山口県周防國大島郡東屋代

村居住 平民 商

M T 保次

〔一四五A〕

右代言人 全縣全國吉敷郡山口今道町

居住 土族

南 權平

右原告人K T マツ外七名ヨリ被告人M T 保次へ対スル死亡跡相続廢除ノ詞訟ヲ審理シ原告本人

并代言人ノ陳述ヲ聴クニ

原告陳述ノ要旨ハ被告へ係リ本訴ヲ提起シタル原因タルヤ甲第壹号証ノ如クM T 重右エ門家族六名明治十九年九月廿四日*暴風雨非常洪水ノ際家屋ト

*西曆一八八六年

共ニ流亡シタルニ依リ近親即原告八名等集合変死

者死体ヲ搜索シ漸クニシテ搜リ取りタル死骸五名ハ原告ノ内最近ノ親族K T マツ方ニ於テ警察官ノ檢

視ヲ受ケ不取敢仮埋葬シ残ル壹名即チ戸主重右

〔一四五B〕

修道法学 四二卷 一 号

九三(九三)

エ門母ハツノ死骸所々搜索スレトモ実ニ未會有ノ山崩

レニテ遂ニ其所在ヲ知ル能ハズ不得止同年十月五日親族

一同会合本葬ヲ為シ而シテ亡重右エ門跡相続ノ義ハ

可成近親ノ血統ヲ撰ミ相続セシメント協議シタルニ原告ノ

内K T マツ二男豊吉ハ亡重右エ門実父重藏ノ孫

ニ当リ重右エ門ノ実甥ナルヲ以テ同家ノ相続人ト定

メ甲第參号証議決書ヲ作り戸長役場へ出願シタルニ豈図ランヤ被告KH 保次カ自分ノ家名ヲ

廢シ已ニ相続人トナリタル趣戸長ヨリ達ヲ受ケ一同驚

愕甲第四号証ノ如ク戸長役場へ申出テタレトモ已ニ十月

十五日ヲ以テ郡長ノ認許相済ミタル旨ニテ却下セラレ不

得止戸長役場ニ於テ被告カ指出シタル相続願書ヲ檢

閱スルニF M 政之助NH 吉右エ門KM 喜次郎等三

〔一四六A〕

代若クハ五代以前ノ祖先トM T 家祖先トノ縁故アリシヲ

起因トシ恣ニ分家ノ名義ヲ用ヒ是レニ連署シ且被告

K H 家ハM T 家ノ分家ナル旨ヲ以テ本家相続杯ト

称ハ漫リニ無実ノコトヲ構ヘ認許ヲ得タルモノニシテ最近ノ親

族等難捨置遂ニ本訴ヲ提起スルニ至レルモノナリ抑モK

H 家ト称フルモノハM T 家ノ亡戸主重右エ門祖父安右エ門

弟ニ友右衛門ナル者アリテ一旦其家ノ狼子トナリ数年ノ

*狼は「やしなう」意

後婦村シテKH姓ヲ冒シタリ然ルニ其子市之助嗣子
ナキヨリNM弥五郎四男即チ被告保次ヲ狼子トナシ
市之助死亡後被告ハ已ニKH家ヲ継襲シ從來K

H屋ト称ヘ來レルモノナリ故ニMT家ト其姓ヲ異ニス斯
ク其姓ヲ異ニスル点ニ就テ觀ルモMT家ノKH家ニ
於ケルヤ分家ニアラサルヲ明白ナリ又右相続願書中

(一四六B)

親族協議相調云々ト記シ伯父ノ名義ヲ以テKY長

助記名押印アリト雖トモ個ハ決シテ承諾ニ出テタルモノニ

非ス其他被告ハ原告一同ヘ協議承諾ノ上ナリト陳述ス

レトモ一モ其協議ニ預リタルヲ無之若シ真ニ承諾シタルモ

ノトセハ最モ近親ノKT好助其他原告ノ連署ヲ求

ムルヲハ最モ容易ノナルニ事茲ニ出サルハ其実不承

諾ナルヲ視ルニ足ル可シ元來重右工門家族六名非

常ノ災難ニ遭原告等一同日夜泣涕就中KT

マツハ実母ノ死骸見当ラス精神錯乱殆ント人事ヲ

弁セス此際仮埋葬尋テ葬式等執行シ一同東西奔

走スルニモ拘ラス被告ハ敢テ一回ノ^{吊祭}吊祭^{ちやう}ニモ來ラス今日ニ

*「吊」は「弔」の俗字

至リ却テ被告ヨリ葬式ヲ為シタリ抔陳述スルモ全ク

跡方モナキ虚言ニシテ畢竟斯親族狼狽ノ時ニ乗シ

(一四七A)

巧ミニ無実ノ書面ヲ以テ其筋ノ認許ヲ受ケMT家
ノ財産ヲ占有セント企図シタルモノナル可シ因テ速ニ被告ノ
相続ヲ取消シ最近ノ血統豊吉ヲシテ相続セシメタシト云
ニアリ

被告カ答弁ノ趣旨ハMT重右工門挙家非常ニ斃

レタル事実ハ原告陳述ノ如クニシテMT家ハ一時絶家

トナルニ際シ被告保次ハ當時KH家相続中ナリシモ

KH家ハ元MT家亡戸主重右工門祖父安右工門ノ

弟友右衛門ナルモノ新タニ分家シタルモノナレハ此ノ如ク非

常ニ際シテハ分家ヲ廢シ宗家ヲ繼承スルハ祖先ノ意ニ

適合シ自然分家タルモノ、本分ナル可シト親族協議一

決シ被告保次ヲ以テMT家跡相続人ト定メ乙第壹号

証ノ如ク死亡届ヲ為シ乙第貳号証ヲ以テ埋葬認許ヲ

(一四七B)

受ケ明治十九年十月十七日定例ノ如ク葬式ヲ為シ乙第

參号証ノ如ク家名ヲ廢シ本家相続ノ儀出願ノ上許可

ヲ受以テMT家ヲ相続シ諸般ノ事務ヲ担当セリ然ルヲ

原告ハ今日ニ至リ種々ノ苦情ヲ唱ヘ本訴ヲ起シ乙第參号

相続願書ニ記名捺印セルKY長助ハ承諾上調印

シタルモノニアラスト陳述スレトモ固ヨリ無証ノ陳弁ニシテ畢竟

今日ニ至リ他ノ原告ニ同意シタルヨリ不実ノ申立ヲ為スモ

ノナリ又右願書ニ調印セル分家FM政之助外式名

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

九二(九二)

并ニ被告即KH家モ分家ニアラスト云モ現ニ其祖先カ
MT家祖先ノ兄弟ナリシトハ原告モ自認スル所ニシテ
別ニ反証ヲモ拳示セス唯漫ニ分家ニアラスト云ハ不当ナ
リト云ハサルヲ得ス尚且原告ハ異姓ノ点ヲ喋々スレトモ民間
ノ本末ハ必スシモ其姓氏ノミニ依テ定メ難キトハ往々其
〔一四八A〕

例ヲ視ル所ナリ而シテ重右工門ノ死体ヲ原告マツ方ニ於テ
仮埋葬シタルトハ相違ナク現ニ被告モ立會シタルトモ改メテ
葬式ヲ為シタルトハ全く無実ノ虚言ニシテ乙第弔号証
及ヒ第七号証ニ因リ被告カ葬式ヲ為シタル事實ハ明白

ナリ又被告保次カ本家即チMT家ヲ相續ノトハ親族
OM藤吉方ニ於テ一同協議固ヨリ原告等モ異議

ナク一決シタルニ因リ乙第弔号証ヲ戸長役場へ
提出スルニ至リタルモノニシテ現ニ葬式ノ際モ原告等之
レニ会同シナカラ今日ニ至リ斯ク苦情ヲ唱ルハ頗ル不当
ナリト云ニアリ而シテ原告八名カ何レモ亡戸主重右工門ノ尊
属親ニ当リ其他ニ最近ノ親族ナキノトハ被告モ之レヲ
自認セリ

因テ証拋書類ヲ檢閲シ説明スル左ノ如シ

〔一四八B〕

凡ソ家督相續スヘキ正統ノ嫡子嫡孫ナキ場合ニ於
テハ死者其家ノ血統最近キモノヲシテ相續セシムヘキトハ

明治六年第弔百六拾三号布告改正条項ニ依リ推シテ
知ル可シ本案原告ニ於テ争論家ノ相續者タラシメ
ントスルKT豊吉ナルモノハMT重右衛門父重藏
ノ外孫ニシテ亡重右工門ノ甥ナルト及ヒ此他ニ最近ノ血
統ナキトハ甲第十一号証及ヒ被告ノ自認トニ因リ明白

ナリ而シテ被告カ血統ヲ尋ヌレハ僅ニ再從弟ニ當リ豊
吉ノ血統ニ及ハサルト遠シ然ラハ即チ争論家ノ跡相續
者タルヘキモノハ豊吉ヲ措テ他ニ之レナカル可シ既ニ他ニ
之ナシト決定セハ仮令被告ハMT家ノ分家ナリトスルモ
正當相續者ノ地位ヲ動カシ得ヘキ原因アルニ非ルヨリハ
漫リニ相續シ得ヘキモノニアラスヤ論ヲ俟ス而シテ被告カ原
告一同ノ承諾ヲ受タリト云ノ点ハ特ニ之ヲ視ルヘキノ証憑

〔一四九A〕

ナキヲ以テ被告ノ陳述ヲ信認スルニ由ナク其他乙第參号
証ニ連署セルFM政之助外弔名ハ果シテMT家ノ分
家ナルヤ否又被告カ死者其人ノ為メ葬儀ヲ為シタリヤ
否ノ点ハ原告被告ノ間争フ所アリト雖トモ之等ハ渾テ本案
枝葉ノ論旨ニシテ仮令被告カ言ノ如クナリトスルモノ之レヲ以
テ前説明スル理由ニ對抗シ得ヘキ材料ト為シ難キニ
因リ別ニ之レヲ説明スルノ必要ナシ要スルニ被告ノ提供ス
ル乙号証ハ渾テ原告ノ請求ヲ拒ムノ証拋ト為スニ足ラス
但シ乙第參号証中KY長助ノ記名押印ハ事實

承諾ニ出タルモノトスルモ之レヲ以テ原告一同ノ承諾ヲ視ルニ足ラサルヲ以テ是亦別ニ説明セス
已上ノ理由ニ因リ判決スル左ノ如シ

〔一四九B〕

原告ノ請求至当ナリトス因テ被告ハ速ニMT家ノ相続名義ヲ廢除ス可シ

訴訟入費ハ成規ニ從ヒ被告之レヲ負担ス可シ

明治廿年貳月廿八日 山口始審裁判所公庭ニ

於テ始審ノ裁判言渡ス者也

始審裁判所判事 八 杉 淳

裁判所書記 柳 田 一郎

〔一五〇A〕【五〇】【目次五〇】【家督相続指縛・裁判言渡書】

裁判言渡書

原告人 山口縣長門國阿武郡下田万村

居住 平民 農業

S K イ ヨ

全 全縣全國全郡全村居住 平民 雜業

亡T龜松親族惣代

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

九〇(九〇)

F I 源 藏
全縣全國全郡須佐村居住 平民
雜業 亡T龜松親族惣代

O G 萬 吉

右代言人 山口縣周防國吉敷郡山口今

道町居住 土族

南 權 平

〔一五〇B〕

被告人 山口縣長門國阿武郡下田万村

居住 平民 農業

T 勝 治

右原告人SKイヨ外式名ヨリT勝治へ対スル家督相続指縛ト題セル訴訟ヲ審理シ原告代言人并

被告人ノ陳述ヲ聽クニ

原告代言人陳述ノ趣旨ハ甲第壹号証ニ記載セル

T龜松夫婦ノ者ハ明治十九年七月十九日流行病ニ

罹リ死去シタルヲ以テ原告ノ内SKイヨハ龜松夫婦

存生中養女ニ貫ヒ受夫婦死病ノ際モ終始看護

シタルモノナレハ死者ノ遺志ヲ繼キ親族協議ノ上甲第參

号証ノ如ク縁組届ヲ為シ入籍方其筋ハ請求シタルニ

被告ニ於テハ龜松存生中戸籍ニ登記セサルヲ奇貨ト

〔一五一A〕

シ猥リ二本分家ノ名義ヲ冒シ不当ニモ自己ノ二男松次郎ヲシテ相続人ト為サント企テ之レカ故障ヲ述ヘタルヨリ其局竟ニ本訴ヲ提起スルニ至リタルモノナリ而シテ亡亀松ノ為メニ親族ト称フルモノハ悉ク從弟以下ノ關係ニシテ其他ニ近親ナキヲ及ヒ甲第四号証原告本人OG萬吉外九名ハ何レモ亀松ノ從弟及ヒ妻クニ実弟以下ノ親族ナルヲハ被告モ自認スル所ナリ然ルヲ被告ニ於テハ唯其家名ノ同一ナルト祖先ノ兄弟ナルトニ因リ本分家ノ關係アルモノ、如ク論述スレトモ決シテ然ラス抑被告カ分家シタリト云清左エ門ハT家三代戸主甚右エ門ノ養子トナリタルモノニシテ甚右エ門ノ上ニ重左エ門重郎左エ門アリテ存シタルヲハ甲第八号証第壹及ヒ甲第九号証ニ適合セル位牌ノ現存セルノミナラス尚其墓所ニモ右数代ノ

(一五一B)

墳墓歴然併列シ加之甲第拾式号証即チ宝曆年

度*ノ地図ニ明記シアル宅地耕地山林等ハ何レモ四代

* 西曆一七五一—一七六四年

清左エ門ノ養父甚右エ門カ所有シ来リタルヲ明白ナレハ被告家ト争論家ト本分家ノ關係アラサルヲ明確ナリ而シテ清左エ門カ争論家ノ養子トナリタルハ被告勝治ヨリ四代前ノ一ナルヲ以テ亡亀松トハ毫モ親族ノ關係ナク之レニ反シ原告イヨカ争論家ノ養女タリシヲハ甲第八号

証第貳式及ヒ第拾第拾壹号証并多数親族ノ認諾スル所ナルヲ以テ被告カ故障ヲ解除シ速ニ戸籍ニ登記シタシト云ニ在リ

被告カ答弁ノ要旨ハ原告SKイヨハ亡T亀松ノ雇人ニシテ決シテ養女ニアラス偶〔々〕亀松夫婦カ没命ニ際会シ他ニ相続スヘキ嗣子ナキヲ奇貨トシ若干ノ惡漢

(一五二A)

ト協合シT家ノ財産ヲ横奪セント企テタルモノナリ故ニ本家タル被告ハ之ヲ黙過スルニ忍ヒス正当ナル親族数名ト協議シ被告カ二男松次郎ヲ以テ分家相続セシメ以テT家永遠ノ基本ヲ開カントスルモノナリ抑亡亀松ノ開祖ハ清左エ門ニシテ其清左エ門ハ被告カ祖先幾右エ門ノ二男ナルヲ及ヒ其年曆ハ詳カナラサレトモ被告方ヨリ分家シタルニ相違ナキヲハ乙第三号証過去帳写及ヒ乙第四号証ノ保証書ニ因リ明白ナリ然ルヲ原告ハ清左エ門ノ養父ニ甚右エ門アリ又其上ニ重郎左エ門重左エ門等アリト陳述スレトモ之レ皆虚言ニシテ一モ信用スルニ足ルベキ証憑ナク又墓地ニハ清左エ門甚右エ門重郎左エ門等ノ墓併列セリト云モ實際乙第六号証ノ如ク清左エ門ノ外ハ渾テ墓様ヲ為シタル石片ノミニテ別ニ戒名モナク(一五二B)

又其文字アルモ往々虧損シテ読ミ難ク故ニ先祖タル可

キモノト認ムヘキモノハ清左工門ノ外無之尤モ原告提供セル
甲第四号証ニ記名セルモノ、中S K吉次郎ヲ除クノ外ハ
皆親族ニ相違無之事并甲第拾貳号証宝曆年度

ノ絵図面ニ甚右工門ノ名称アリテ同人名義ノ地所ハ争
論家ニ於テ世々所有シ来リタル事実ハ相違無之而シ

テ本村ニT氏ヲ称ルモノ式名アレトモ右ハ本末ノ關係ハ
勿論親族ニモ無之且被告モ亡龜松夫婦ヘ対シ別ニ
血縁ノ親族ニハアラスト陳述セリ

因テ証拠書類ヲ檢閲シ説明スル左ノ如シ

被告(一)於テ二男松次郎ヲシテ亡龜松ノ跡相續者タラ
シメントスル所以ノモノハ別ニ親戚ノ血統アリト云ニアラス単ニ
本分家ノ由緒アリト云ノ一点ニ起因スルヲ以テ其要点ハ

(一五三A)

被告カ本分家ノ關係アリヤ否ヲ定ムルニアリトス因テ之ヲ審
究スルニ被告カ分家ノ証拠ナリトスル乙第參号証ハ唯亡龜
松先代ニ清左工門ト称ルモノアリシヲ知り得ヘキモ其開祖カ
果シテ清左工門ナルヤ否ハ固ヨリ之ヲ認知スルニ由ナク若シ
清左工門カ開祖ナリト仮定スルモ未タ以テ本分家タルノ關係
ヲ確ムルノ材料ト為シ難シ何トナレハ該証ハ唯清左工門以下
ノ死亡年月ヲ証明スルニ止マルモノナレハナリ又乙第四号証ハ
記名者其人ニ於テ目下伝聞ノ俣ヲ記シタル迄ニテ多數
親族ノ認ムル所ニアラサレハ是亦証拠ト為スノ力ナク之ニ反

シ原告ニ於(テ)ハ清左工門ノ前ニ甚右工門重左工門重郎左工
門ノ三代アリト陳述シ其位牌并甲第八号証第壹甲第
九号証ヲ提供シ以テ開祖ハ清左工門ニアラスト論述セリ
就中甲第拾貳号証宝曆年度ノ絵図面中甚

(一五三B)

右工門ノ名称アリテ右ノ數証ニ適合シ且同人名義ノ
不動産ハ渾テ其当時ヨリT家ニ連續是ヲ所有シ
亡龜松ニ伝來シタル事実ハ被告カ認ムル所ナルヲ以テ宝
曆年度ヨリT家ノ現存シタルヲハ自ラ明瞭ナリトス
而シテ宝曆年度ハ清左工門ノ死去シタル文政六年ヨリ

* 西曆一八二三年

湖ルヲ殆ント七拾年前ニアルヲ以テ同年度ノ戸主ハ
清左工門ニアラサルヲモ亦之ヲ推測スルニ足ル可シ又T家
代々ノ墓所ニハ乙第參号証ニ記名セル人員之外尚他ニ
數多ノ墓アルノミナラス文政六年ニ死去シタル清左工門ノ
墳墓ニ比較シ尚幾何ノ年曆ヲ經過シタリト認ム可キ
墓石アルヲハ原告被告ノ提供セル絵図面ニ徴シ明確ナリ
以上ノ事蹟ト証憑トニ因リT家ノ開祖ハ清左工門ニ
アラスシテ尚其以前ニアルヲハ疑フ可カラサル事実ナリト確

(一五四A)

認スルニ足レリ開祖已ニ清左工門ニアラスト決定セハ被告カ
分家ナリト云ノ論旨ハ到底根拠ナキ陳述ニ屬シ偶(々)争

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

八八(八八)

論家ト其姓同一ナル事蹟アルノミ然レトモ個ハ現ニ本村中
 T氏ヲ称ルモノ忒名アルモ固ヨリ本分家ノ關係ナキトハ
 原被告ノ自白スル所ナルヲ以テ姓氏ノ同一ナル点ハ到底本
 分家タルノ關係ヲ視ルヘキ証拠ト為シ難キモノトス
 以上ノ理由ニ因リ判決スル左ノ如シ

被告T勝治ハ争論家即チ亡龜松ト本分家ノ

關係ナキモノト認定ス因テ原告請求ヲ抗拒ス可キ

權利ナキモノナリ但シ被告カ本案ニ関涉スルノ權利ナ

キモノト定ムル上ハ原告SKイヨノ養女ナルヤ否ハ之ヲ説

明スルノ必要ナキヲ以テ此点ハ別ニ判決セス

訴訟入費ハ成規ニ從ヒ被告之ヲ負担スヘシ

〔一五四B〕 明治廿年三月十八日 山口始審裁判所公庭ニ

於テ始審ノ裁判言渡ス者也

始審裁判所 判事 八 杉 淳

裁判所書記 峰 眞一郎

当裁判所ハ山口縣長門國阿武郡下田万村
 居住平民SKイヨ外二名ヨリ同縣同國同郡
 同村居住平民T勝治ヘ対スル家督相続
 差違

詞訟事件ニ付当裁判所ノ与ヘタル

此裁判ノ執行ヲ命令スルモノナリ

明治廿年六月一日

山口始審裁判所

執行ヒ〔日〕 スミ**

** 本命令は「日文研民事判決原本DB」より

ダウンロードし、読み下したものである。

〔明治二十年分 始審裁判言渡書編冊

完 山口始審裁判所〕

〔一五四の二B〕

（記述なし）

〔一五四の二A〕 〔五〇の二〕 家督相続指纏・命令書
 廿年番外第三十八号* 命令書

* 朱書き

〔一五五A〕【五二】目次五二【廢戸主離縁復籍・裁判言渡書】

裁判言渡書

原告人 山口縣長門國阿武郡紫福村

居住 平民

F M 帙 松

右代人 全縣全國全郡萩津守町

居住 平民

H 兵二郎

被告人 全縣全國全郡紫福村 居住

平民

F M 松次郎

右原告人F M帙松ヨリ被告人F M松次郎へ

対スル廢戸主離縁復籍請求ノ訴訟ヲ審理シ

原告代人并被告人ノ陳述ヲ聴クニ

〔一五五B〕

原告代人陳述ノ要旨ハ明治十六年四月中被告松次

郎ヲ養子ニ貰受翌十七年四月*戸籍簿写ノ如ク *西曆一八八四年

原告ハ退隱シ被告ヲシテ家名相続セシメタリ然ルニ

爾來放蕩ニ流レ家政ヲ顧ミス財産モ忽チ之ヲ浪

費スルニ至リ終ニ明治十九年九月中頼若帳簿ヲ變

換シ他人ヨリ金員ヲ騙取シ尚且原告ハ前陳ノ惡所

為アルヲ聞知シ之レヲ詰問シタルヲ憤リ不法ニモ原告ヲ毆打

創傷シ竟ニ甲第壹号証裁判言渡ノ如ク萩治安

裁判所ニ於テ重禁錮一年ニ処セラレ目下服役中ニ有

之夫レ斯ノ如キ者ヲシテ尚F M家ノ戸主タラシムルモ到底

一家ノ安寧ヲ維持スルヲ能ハサルノミナラス婦宅ノ上ハ如何

ナル暴行ヲ為スモ難斗ニ付速ニ離縁ノ上実家OY

吉五郎方へ復籍セシメタシト云ニ在リ

〔一五六A〕

被告カ答弁ノ趣旨ハ服役婦村ノ上借財等モ夫々道

付致シ今後改心原告へ孝養ヲ尽シ度且妻子モ有之

身分ニ付目下離別ノ請求ニ応シ難ト云ニ在リ

因テ証拠書類ヲ檢閲シ説明スル左ノ如シ

原告提供スル明治十九年十一月六日萩治安裁判所ニ

開ク山口輕罪裁判所ニ於テ言渡シタル裁判言渡書ヲ

閱スルニ養父帙松カ所有ニ係ル米頼若ヲ他人へ売渡サ

ンカ為メ他人ノ監守ニ係ル帳簿ヲ取出シ其所有者記

名ヲ變更シ以テS M宇佐五郎ヲ欺罔シ今人ヨリ金拾三

円余ヲ詐取シ尚養父帙松ヨリ詰責ヲ受ルニ際シ

憤怒ノ余リ有合ノ火鉢ヲ取テ之レヲ投付ケ創傷セシメ

為メニ重禁錮一年ノ処刑ヲ受タルヲ明白ナリ然ル上ハ

將來戸主タルノ責任ヲ尽シ一家ノ安寧ヲ維持スルヲ能

〔一五六B〕

ハストノ原告カ陳述ハ其當ヲ得タルモノニテ且毎ニ放蕩

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

八六(八六)

無頼ニシテ財産ヲ浪費セリトノコトモ其実アリト断定

スルニ足レリ因テ原告カ請求ハ至当ナリトス

已上ノ理由ニ因リ判決スル左ノ如シ

被告松次郎ハFM家之戸主ヲ退キ離別ノ上原籍

ヘ復籍ス可シ

訴訟入費ハ成規ニ從ヒ被告之レヲ負担スヘシ

明治廿年四月十八日山口始審裁判所公庭ニ於テ

始審ノ裁判言渡ス者也

始審裁判所判事 八杉 淳

裁判所書記 柳田 一郎

〔一五七A〕【五二】【目次五二】【離縁并戸籍取戻・裁判言渡書】

裁判言渡書

原告人 山口縣周防國吉敷郡宮野下村

居住ニ平民 農業 H D 松二郎

妻セキ 実母

F I イ ソ

被告人 全縣全國全郡□□村居住 平民

當時重禁錮囚

H D 松二郎

右F I イソヨリH D 松二郎ヘ対スル離縁并戸

籍取戻ノ訴訟ヲ審理シ原被告人陳述ヲ聴クニ

原告陳述ノ趣旨ハ本訴ハ被告松二郎ノ妻セキヲ

離別シ併セテ戸籍ヲ取戻ヲ訴ルモノニシテ明治十三

年結婚以來已ニ四人ノ子女ヲ挙ケタレトモ松二郎ハ姓來

〔一五七B〕

不良心ノ者ニシテH D 家ノ動不動産悉皆売却

シ全ク無財産トナリ今日ノ糊口ニ指^{さしつか}支居ル中松二郎

ハ明治十六年以來犯罪ノ為メニ屢^{しばしば}〔々〕処刑ヲ受其服

役中子女ノ^{養育}ニモ差支既ニ三人ノ子女ハ殆ソト餓

死モ同様ニテ今後如何ニ耐忍スルモ到底改心ノ目途

ナク且將來糊口生活ノ道モ無之ニ付妻セキハ速ニ離

別シテ実家即チ原告方ヘ戸籍ヲ取戻シタシト

云ニ在リ

被告カ答弁ノ趣旨ハ妻セキトハ兼ネテ如何ナルコト

生スルモ離別ノ事ハ申出問敷トノ確約モ有之殊ニ

服役中ハ家事向一切ヲ委托シアレハ今俄カニ離別

スル事ハ出来難ク因テ來ル二月中放免セラレ妻ノ心

底ヲ聴キタル上ニアラサレハ決シ難シト云ニ在リ

〔一五八A〕

因テ本人原田セキノ陳述ヲ聴キ説明スル左ノ如シ

* 養う

被告ハ明治十七年二月中窃盜ノ罪ニ因リ重禁錮

監視ノ処刑ヲ受爾後倭改スル所ナク目下窃盜三犯

ノ所刑ヲ受服役中ニシテ他ニ被告カ妻子ノ生活シ得

ヘキ財産モ之レナキトハ被告ノ自認スル所ナリ左スレハ仮令

夫婦間ニ如何ナル契約アルモ被告カ行為上ヨリ右式

個ノ原因ヲ生セシメタル上ハ到底離別ヲ求ムルニ相当

ナル理由アリト認定スルニ足ルヲ以テ被告カ抗弁ハ採認

スルニ由ナキモノトス

以上ノ理由ニ因リ判決スル左ノ如シ

被告ノ抗弁不相互原告請求ニ基キ妻セキハ離別

ノ上其原籍ヘ送籍ス可シ

〔一五八B〕

明治廿一年一月廿六日 山口始審裁判所公廷ニ

於テ始審ノ裁判言渡ス者也

始審裁判所判事 八 杉 淳

裁判所書記 柳 田 一 郎

裁判言渡書

原告人 山口縣周防國吉敷郡山口

円政寺町居住 平民

亡ND成房 実弟

K M 八十三郎

全 全縣全國全郡山口堂ノ前町

平民

亡ND成房 親族

K M 源 吉

右二名代言人 全縣全國全郡山口今道町居

住 士族

南 權 平

〔一五九B〕

町 平民

参加被告人 右全番地全居 士族

M M 勝 藏

N D ク メ

右二名代言人 全縣全國全郡山口早間田町 平民

富 家 平八郎

右KM八十三郎外一名ヨリMM勝藏外一名ニ係ル

養女復籍請求ノ訴訟ヲ審理シ原告代言

〔一五九A〕【五三】【目次五三】【養女復籍請求・裁判言渡書】

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

八四(八四)

人ノ陳述ヲ聽クニ

原告代理人陳述ノ趣旨ハ本訴ノ目的ハ被告MM

勝藏カ長女(クメ)ヲ原告等ノ承諾ヲ經システND

家ノ養女トシ入籍シタルヲ以テ其復籍ヲ求ムルモノナリ

而シテ亡ND成房ナル者ハ元來當所ハ幡馬場町ニ

〔一六〇A〕

居住シ居リシカ独身ニシテ家政上ノ都合モ有之ヨリ明治

廿年十一月中被告勝藏方ノ坐敷ヲ借り受全人方ニ

於テ疾病ニ罹リ明治廿一年六月廿八日死亡シタリ然ルニ

病中ハ勿論死亡ノ顛末モ被告ヨリ通知セサルヲ以テ親

族ナル原告等ハ葬儀ニモ立会セス爾來三十日モ經過シ

タル后チ戸長役場ノ吏員ヨリ通知ヲ受之ヲ取調ルニ被

告勝藏ハ亡成房カ疾病ニ罹リ精神已ニ錯乱人事

ヲ弁セサルニ乘シ其実印ヲ取出シ被告(クメ)ヲ窃ニ

成房ノ養女トナシ成房死亡二日前ニ入籍届ヲ為シタル趣ヲ

聞知シ直ニ被告方ヘ至リ其不都合ヲ責メ

成房カ病中一切ノ費用及ヒ埋葬料等ハ甲第三号

証ノ如ク原告ヨリ支弁シ被告(クメ)ハ直ニ勝藏方ヘ

復籍ス可キトニ約定シタリ然ルニ被告ハ其後違約シテ

復籍セサルヲ以テ本訴ヲ提起シタルモノナリ右ノ事實ハ甲

第一号戸籍写甲第二号医師ノ診断書甲第三号

〔一六〇B〕

成房カ養料及ヒ埋葬料等ヲ支払ヒタル証拠ニ因リ

明白ナリト云ニアリ

被告人MM勝藏代理人陳述ノ趣旨ハ抑亡ND成房

ナル者ヲ被告方ヘ引取世話シタルハYM徳五郎ノ媒

酌ニテ娘クメヲ養女ニ指遣ス可キ約定ヲ結ヒタルニ起

因セルモノニシテ明治廿年十一月以來病身ナル成房ヲ被告

カ自宅ヘ引取病中看護ハ勿論死亡後埋葬其他

一切ノヲ負担シ世話シタリ然ルニ原告ハ其後ニ至リ

成房カ親族ナリト申立遂ニ本訴ヲ提起スルニ至リタレトモ

成房ニ兄弟アルヲハ成房カ生存中尙回モ之ヲ聽キタル

ヲナキノミナラス原告モ二年ノ久シキ尋ネ来リタルヲナシ若

シ真ニ兄弟ナレハ係ル疎遠ナル交際ヲ為ス可キ筈ナシ

又原告ハ甲第三号診断書ヲ以テ成房カ病中人事ヲ

〔一六一A〕

弁セサルニ乘シ成房ノ実印ヲ恣ニ取出シ入籍届ヲ為

シタリト陳述スレトモ決シテ然ラス成房ニ於テ其病氣危篤

ニ臨ミタルヲ知り死後若シ養女ノ義ニ付紛糾ヲ生シテハ

不都合ナル可シトテ被告勝藏ヲシテ其実印ヲ取出サシ

メ躬自ラ其名下ニ捺印シ戸長役場ヘ指出シタルモノナレハ

被告ニ於テ斯ル不正ノ手段ヲ用ヒタルヲナシ又原告ハ甲

第三号証ヲ提出シ以テ養女クメハ復籍ノ約定ヲ為シ

タルモノ、如ク主唱スレトモ被告カ甲第三号証ノ金額ヲ領

受シタルハ原告ニ於テ成房カ親族ナリト唱ヘND家ノ家財器具ヲ持去ラントスルニ因リ被告ニ於テND家ノ為メニ立換ヘタル金員アルヲ以テ其立換金ヲ支払ヒタル上ニアラサレハ引渡シ難シト答ヘ甲第四号計算書ヲ示シ三拾九円余ノ方ヘ右金額ヲ請取りタルモノニシテクメノ復籍

(一六一B)

云々ニハ毫モ関係ナク又復籍ヲ承諾シタルトハ曾テ之レナシ之ヲ要スルニ本人成房生存中養女ニ差遣シ令人(二)於テ入籍セシメタルモノナルヲ以テ今更原告ノ請求ニ応ス可キ義務ナシト云ニアリ

参加被告人ND(クメ) 代理人陳述ノ趣旨ハ被告ハY

M徳五郎ノ媒酌ヲ以テ正当ノ手續ヲ経テND家ノ養

女トナリタルモノナルヲ以テ今更原告ノ請求ニ応ス可キ

筋ナシト云ニアリ

因テ証拠ヲ審閲シ説明スル左ノ如シ

被告勝藏(二) 於テ娘(クメ)ヲ亡成房ノ養女トナス際

親族タル原告ノ承諾ヲ経サルトハ固ヨリ自認スル所

ナルヲ以テ本訴原告カ請求ニ対シテハ被告ハ其本人タル

亡成房ノ承諾ニ出タルトテ拳証セサル可カラス然レニ唯之

(一六一A)

レカ証拠ト為ス可キモノハ成房カ死亡二日前ニ成立タル入籍届書アルノミ然ルニ其届書ハ他人ノ筆記ニ係リ且

其実印ハ被告カ手裡ニ保存スルノミナラス甲第二号医師

KM順造ノ診断書ヲ閱スルニ(亡ND成房ハ経久心

臓弁膜不全不鎖症ニ罹リ)云々(明治二十年六月廿日

頃ヨリ精神恍惚毫モ自覚症ヲ陳スル能ハス全月廿八日

午后五時遂ニ泉下ニ皈^ス)云々由是觀之右入籍届書

*「帰」と同字

成立ノ當時ハ已ニ知覚精神ヲ失ヒ是非ノ弁別ナカリシモノト断定セサルヲ得ス夫レ已ニ知覚ナキトキニ成立タル書面ナリト定ムル以上ハ到底成房カ意思ノ奈何ヲ推測スルノ材料ト為シ難キヲ以テ承諾ヲ確ムルノ要具ト為シ難シ而シテ其他ノ乙第一号乃至第三号証ハ何レモ他人ノ保証ニ係レハ抛テ以テ充分ノ事実ヲ証明スル力ナク以上ノ

(一六一B)

理由ニシテ本人成房カ承諾ヲ視ルニ足ルヘキ証拠ナキノミ

ナラス被告カ原告ヘ交付シタル甲第四号計算書ヲ視ル

ニ成房カ被告方ヘ滞在中二百十六日分ノ賄料看病

人ノ雇入賃并賄料其他ND家ノ家屋管轄費

病中ノ服藥料死亡埋葬費一切ヲ計算シ以テ甲

第三号証ノ金額ヲ領受シタルトハ被告カ自認スル所ナリ

夫レ之レ等ノ事実ニ徴スルモ被告勝藏ハ曩ニ原告ヨリ

(クメ)カ復籍ノ請求ヲ受タル際^テ已ニ之ヲ承諾シタル

モノト認めサルヲ得ス何トナレハ若シ(クメ)ヲシテ尚ND家

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省ヘ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

八二(八二)

ヲ相続セシム可キ意思ナリトセハ固ヨリND家ノ負債ニシテND家ノ相続人タル者其家産中ヨリ支出ス可キ費金ヲ特ニ他人タル原告ヨリ支払ヒヲ受ク可キ道理ナケレハナリ

〔一六三A〕

以上ノ理由ニ因リ判決スル左ノ如シ

被告ノ抗弁不相立被告NDクメハ被告MM勝藏方へ速ニ復籍ス可シ

訴訟入費ハ原告ニ於テNDクメヲ被告ノ地位ニ参加セシムル迄ノ間ニ於テ被告MM勝藏カ出廷費用ニ当ル分ハ原告之ヲ負担シ其他ハ総テ被告両名カ負担スヘシ

明治廿二年二月二十日 山口始審裁判所公廷ニ於テ
始審ノ裁判言渡スモノ也

始審裁判所判事 八 杉 淳

裁判所書記 横 田 稻 稔

〔一六三B〕

（記述ナシ）

【読下しの部了】

三注の部

(1) 本稿で紹介を試みる『人事判決例』は、山口地方裁判所の所蔵にかかる裁判記録のひとつである。

(2) 形状、体裁、表記方法などについて 表紙には、標題の外に「明治廿二年五月十五日」「山口始審裁判所」「司法省へ進達ノ分控」という墨書きがあり、「永久保存」という朱書きがある。

簿冊番号を記した附箋も貼られている。上部に小さな文字の横書きで「帳簿進行簿冊」とあり、その下に縦書きで、小さく「民事」その横に「第一六六號」と記してある。番号は手書きである（なお、表紙の写真を参照されたい）。

本簿冊の大きさは、縦二六・七cm、横一九・五cm、厚さ二・五cmで、表紙および本体とも保存状態は良好である。目録（目次）および本文の用紙は、半紙を袋綴じにし、半葉一三行茶色の縦罫紙を用いており、中央柱下部には同色で「山口 始審 裁判所」と印刷されている。本文は手書きで縦書きである。裁判官名は記載されているだけで、印鑑が見当たらない。

表記は全体に楷書で書かれているので、読み易いうえに、筆跡が似ているところから、あるいは同一人の手に成ると思われる。

(3) 内容について 本簿冊は、山口縣裁判所、廣島裁判所山口支廳および山口始審裁判所において行われた五三の裁判乃至裁判

案(按)事件を一冊の簿冊に編綴したもので、时期的には、明治一一年四月から二二年二月にわたっている。この簿冊に収載されている事件がその間に行われた人事関係の総ての裁判記録を網羅しているかどうかは判らない。

表紙には、右記のように、「司法省へ進達ノ分控」とあるところから、山口始審裁判所で下された人事関係の判決のすべてまたは一部を編綴して一冊と成して提出するとともに、同裁判所において、その控えを保存されてきたのではないか。司法省としては、いわゆる旧民法(明治二三年)の起草にあたって参考にする意図があったのかもしれない。

先年行われた、戦前期の控訴院以下の下級裁判所の判決原本が、国立公文書館つくば分館に収められたことは周知のことであるが、本簿冊は写しであり「判決原本」自体ではないことから、移管の際には判決原本から外されたのだろうと推測する。

(4) 本簿冊と判決裁判所について 山口地方裁判所はその前史において、民事の裁判事務は、まず明治四年七月の廢藩置県後に、山口縣廳訟課において行われ、聴訟課は明治九年三月二七日に廢止され、司法省下の山口裁判所へ(明治九年三月から同年九月まで)。(いわゆる府県裁判所)、同一〇年六月に廣島裁判所山口出張所を経て同裁判所山口支廳(一一三)一一八(一二七)一三〇事件)、そして山口始審裁判所(一三三)以降の事件)に改置され、明治憲法、裁判所構成法のもとで、山口地方裁判所になり、現在

に至っている。本簿冊収載の事件は、裁判所が組織的にも大きな変動を被った時期と重なっていると同時に、明治前半期の、民法が未だ制定されていない時期の家族と相続に関する当時の人々の考え方を知る上で貴重な手がかりとなるように思われる。

(5) 本簿冊には全体で五三件の親族法相続関係の裁判記録が収載されていることは前に触れた。通常の目次に相当する箇所には「目録」として、事件名と原告の氏名が記されている。その傍らに幾分小さめの朱文字で事件番号が記されているので、それを手がかりに、「国際日本文化研究センター」の民事判決原本データベース(以下、日文研民事判決原本DB)にアクセスして、該当の事件の控訴、上告、裁判袖書等の事件関連記録の画像をダウンロードし、それに読下しをつけて、本体の該当事件の後に挿入し、事件番号および頁に枝番号を附けた。かなり面倒な作業であったが、それを上川内が担当した。

(6) 事件の番号について 本稿では、簿冊の「目録」(目次)欄の事件に【〇〇】のように番号を附した。本文にも整理の便宜上、事件毎に番号を附したが、その位置が「目録」の番号と一致しないものが幾つか見付かった。「目録」の番号を基本とし本文の見出し番号とを併せて記した(四 目次表を参照されたい)。

「目録」において、事件名と原告/被告の氏名が書かれているが、各頁の初めの事件には、原告 某、被告 某と書かれているが、続く事件では単に「全」または「ク」が書かれているだけなので、

一部を補つて、原告／被告と表記した。

(7) 各丁の番号が附されていないので、適宜、丁数を附した。一葉に拵げたとき、読下しにあたり、右側にくる半葉には「A」、左側にくる半葉には「B」を附した。

(8) 旧漢字などは、常用漢字に改め（例、『法令全書』の表記）、略字は、本字（例、雖）で記した。複合文字（例、トキ、トモなど）は、コト、トモと読み下している。「ㄱ」や「ㄷ」「ㄹ」はこの文字を用いている。女性の名前に変体仮名を用いているものは、元の漢字を示し、脚注で変体仮名であることを示すようにした。

(9) 年号について、明治一〇年頃までの日本暦には、西暦の年号を脚注に記した。難読の漢字にはルビを附したほか、難語には簡単な語釈を脚注に示した。出典は、上田万年他編『新大字典』（普及版）（講談社、一九九三年）。『広辞苑』（第七版）（二〇一八年）も随時参照した。ただ、脚注のスペースが狭いため、出典は省略した。

(一)

(注1) 半葉一三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「山口 始審 所」の印刷がある。 軽罪 裁判

なお、本簿冊の用紙は総て、上記の印刷を施したものが用いられている。

(注1の2) 明治五年大蔵省達第二十五号（二月二十四日）『法令全書

明治五年」五三二～五三九頁（五三三頁）は、「一般地所永代売買被差許候ニ付今後売買並譲渡ノ分地券渡方等別紙規則ノ通可相心得事」と定め、（別紙）の、第七は、

「一 初年度地券相渡候以後売買譲渡シ並代替リ其外質地流込等ニテ持主相替リ候節ハ地券ノ裏ハ雛形ノ通相認地券書替ノ儀願出可申事」と規定している。

なお、同法令全書の欄外上部には、「八年地租改正局甲篇一号布達ヲ以テ廃止」の注記がある。

(注1の3) 明治八年太政官布告第五百五十三号（十月九日 輪郭附）『法令全書 明治八年』、一〇三頁は、以下のように規定している。

「家督相続或ハ贈遺等ニ由テ地所讓受候節地券書換手続左ノ通相定候條此旨布告候事

第一條

一 生存者ノ家督相続ニ由リ及ヒ總テノ贈遺親族他人ニ拘ハラス生存及遺囑ノ贈遺ヲ云ニ由テ讓受タル地所ハ其地券書換不申受者ハ本年六月第六号布告ニ拠リ処分可致事

第二條

一 死亡者ノ跡家督相続ニ由テ讓受タル地所ハ其讓受タル日ヨリ滿六箇月ヲ過キ地券書換ヲ不申受者ハ其地券一通ニ付證印稅地券書換證印稅 五倍ノ科金取立地券書替可相渡事（なお、本文中、小さい文字は割注）」

(注2) 半葉一三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「大坂上等裁判所」

の印刷がある。

(注3) 半葉一三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「大坂上等裁判所」の印刷がある。

(注4) 半葉一三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「大坂上等裁判所」の印刷がある。

(注5) 廣島裁判所山口支廳の「裁判申渡按」である。山口裁判所からの組織変更による。

(注6) 明治一〇年司法省丁第五拾号達(七月十三日)(『法令全書 明治十年』九一九く九二頁)は、以下のように規定している。

大審院

上等裁判所

地方裁判所

離縁争訟ノ儀ニ付甲号ノ通名古屋裁判所ヨリ伺出ニ因リ乙号ノ通太政官へ上申シ御裁令ノ上丙号ノ通及指令候條此段為心得相違候事云々」とあり、甲号、乙号の養戸主離縁に関する伺いに對し、丙号の指令には、離縁に關し「養(家)実(家)熟議整ハサル争訟ヲ裁判(判の誤記か)スルハ固ヨリ裁判所ノ權ナリト心得可シ」が収められている。要するに、養戸主の離縁については、養実家間の熟議が整わないときは、その争訟は裁判所が裁判をする権限を有する、というものである。

(注7) 明治六年太政官布告第二百六十三号(七月二十二日)(布)(『法令全書 明治六年』三九六頁は、以下のように規定している。

「本年一月第二十八号布告華士族家督相続ノ儀御詮議ノ次第有之左ノ通第一章改正並第二章追加相成候條此旨華士族へ布告スヘキ事

第一章改正

家督相続ハ必總領ノ男子タル可シ若シ亡没或ハ廢篤疾等不得止ノ事故アレハ其事実ヲ詳ニシ次男三男又ハ女子江養子相続願出ツヘシ次男三男女子無之者血統ノ者ヲ以テ相続願出ツヘシ若シ故ナク順序ヲ越テ相続致ス者ハ相当ノ咎可申付事

一章追加

婦女子相続ノ後ニ於テ夫ヲ迎ヘ又ハ養子致シ候ハ、直ニ其夫又ハ養子へ相続可相讓事」

(注8) 半葉一三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「大坂上等裁判所」の印刷がある。時系列では、本件の審理が最初に行われたこととなる。

(注9) 半葉一〇行藍色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島裁判所山口支廳」の印刷がある。時系列では、本件の審理が最初に行われたこととなる。

(注10) 「訴答文例」は、明治六年太政官布告第二百四十七号(七月十七日)(布)(『法令全書 明治六年』三三〇く三三三頁)である。被告側の答弁書の書式については、「第二卷 被告人ノ答書 第一章 答書ノ定例ノ事」として、第三三条く三七条が規定している。

(注11) 半葉一三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「大坂上等裁判所」の印刷がある。

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

七八(七八)

(注12) 本文は、本簿冊には欠落している。「日文研民事判決原本DB」よりダウンロードして、読下して補った。

(注13) 明治七年太政官布告第七十三号(七月十日 輪郭附)〔法令全書 明治七年〕六七頁)は、以下のように規定している(常用漢字に変換している。以下同じ)。

(なお、本条但書には傍点が附してある)

「自今華士族分家ノ者ハ平民藉ニ編入候條此旨布告候事

但分祿ノ儀ハ不相成其宗家祿高ノ中適宜給与候儀ハ勝手タル
ヘキ事

(注14) 半葉一〇行藍色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島裁判所山口支廳」の印刷がある。

(注15) 半葉二三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島控訴裁判所」の印刷がある。

(注16) (注10)を参照。

(注17) 半葉二三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島控訴裁判所」の印刷がある。

(注18) 半葉二三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島控訴裁判所」の印刷がある。

(注19) 半葉二三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「大審院」の印刷がある。

(注20) 半葉二三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島控訴裁判所」の印刷がある。

(注21) 半葉二三行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島裁判所山口支廳」の印刷がある。

(注22) 明治九年司法省達第五号(四月二十二日 輪郭附)〔法令全書 明治九年〕一三五八―一三六二頁頁)は、「訴訟入費償却規則左ノ
通改正候條此旨布達候事」として、第一条より第三条において、
訴狀・答書等の書類作成料、一枚につき拾錢(一条)、証人・引合
人・差添人の手当は、裁判所に出頭した場合、一日につき五拾錢

(二条)や、旅費・滞在費(三十七条)、通弁雇料は一日に付三元
(八条)、測量絵図認料は、長さ三百間毎に縮尺の割合に応じて西
ノ内一枚二付拾錢(一〇条)、使い賃(一一条)、郵便・電信料(一
二条)、身代限の場合(二三条)などについて細かく規定している。

(注23) 明治一四年司法省甲第四号達(八月五日 輪郭附)〔法令全書 明治一四年〕八九七頁)は、

「從來人民ヨリ郡区長及戸長ノ職務上ニ対スル詞訟ハ各上等裁判
所ニ於テ受理審判致シ候処自今地方裁判所ニ於テ受理審判候條
此旨布達候事」と定めている。

(注24) 明治七年司法省第二十四号達(九月二日 輪郭附)〔法令全書 明治七年〕一三五―一三五二頁)は、

「今般人民ヨリ院省使府県ニ対スル訴訟取扱ニ付仮規則別冊之通
相設候間以後右ニ準拠可致候條此旨相達候事」として、別冊で
「人民ヨリ官府ニ対スル訴訟仮規則」を定め、四箇条にわたり具体
的な手続を規定し、各裁判所および各県宛に通知した。

(注25) 用紙については、(注1)を参照。

(注26) 明治七年司法省達第四号(三月二日 輪郭附)〔法令全書 明治七年〕一三四四頁)は、以下のように規定している。

一 各裁判所 裁判所無之唄々

口書之儀ハ元來本人之申口ニ随ヒ其真ヲ不失様相認鄙詞俚言モ必ラス其俚ニ記載ス可キハ当然ニ候所此程口書中往々勉テ漢語ヲ雜用シ本人工讀聞候テモ解シ得聞敷事トモ有之万一ソレカ為メ誤刑ヲ生シ候儀モ候テハ不相濟候條自今犯罪之顛末ヲ無遺漏記載シ無益之文師ニ不涉様可致此旨為心得相違候事」

(注27) 半葉一二行茶色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島控訴裁判所」の印刷がある。

(注28) 明治八年太政官布告第二〇九号(十二月九日 輪郭附)〔法令全書 明治八年〕七八五〜七八六頁)で、以下のように規定している。

「婚姻又ハ養子養女ノ取組若クハ其離婚縁縁令相對熟談ノ上タリトモ双方ノ戸籍ニ登記セサル内ハ其効ナキ事ト看做スヘク候條右等ノ届方等閑ノ所業無之様精々説諭可致置此旨相違候事」

(注29) 半葉一二行藍色縦罫紙。中央柱下部に同色で「廣島控訴院」の印刷がある。

(注30) 訴答文例は、明治六年太政官布告第二百四十七号(七月十七日)〔法令全書 明治六年〕三二〇〜三二五頁)である。

「第十六條 養子女ヲ離別スル訴狀

明治二二(一八八九)年五月十五日

司法省へ進達ノ分控 山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

七六(七六)

養子女ヲ離別スルノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ養父母及ヒ養子女ノ生年ト其養子女トナシタル年月日ヲ標記シ次ニ原被双方ノ戸籍人別ヲ写載シ次ニ離別ス可キ原由ヲ書シ原告人親族在ラサレハ其親族ヨリ訴ルヲ得ヘシ

養子女ヨリ養父母ヲ相手取りテ自ラ離別ヲ請フ訴ヲ為スヲ得ス」と規定している。

(注31) 明治六年太政官第二十一号布告(一月十八日)〔法令全書 明治六年〕一七頁)は、以下のように規定している。

「妻妾ニ非サル婦女ニシテ分娩スル兒子ハ一切私生ヲ以テ論シ其婦女ノ引受タルヘキ事

但男子ヨリ己レノ子ト見留メ候上ハ婦女住所ノ戸長ニ請テ免許ヲ得候者ハ其子其男子ヲ父トスルヲ可得事」

なお、欄外上部に「十三年第三十六号布告ニ依リ妾ノ称消滅」の注記がある。

(注32) 明治六年太政官第二百六十三号布告(七月二十二日)〔法令全書 明治六年〕三九六頁は、改正条項について以下のように規定している。

「本年一月第二十八号布告華士族家督相続ノ儀御詮議之次第有之左ノ通第一章改正並ニ第二章追加候條此旨華士族へ布告スヘキ事

第一章改正

家督相続ハ必総領ノ男子タル可シ若シ亡没或ハ廢篤疾等不得止

ハ資料

修道法学 四二卷 一号

七五(七五)

ノ事故アレハ其事実ヲ詳ニシ次男三男又ハ女子江養子相続願出
ツヘシ次男三男女子無之者ハ血統ノ者ヲ以テ相続願出ツヘシ若
シ故ナク順序ヲ越テ相続致ス者ハ相当ノ答可申付事

一章追加
婦女子相続ノ後ニ於テ夫ヲ迎ヘ又ハ養子致シ候ハ、直ニ其夫又
ハ養子ヘ相続可相讓事

四 目 次 表

4	3	2	1	目次 番号
同年 第八五号	同年 第四一九号	同年 第一三〇号	明治十一年 第六七号	本文 編綴 番号 年度・番号
				出／上訴日
同年 十一月二日	同年 十一月六日	明治十一年 四月十八日	明治十一年 九月十六日	判決(言渡) 年月日
養子離縁	遺物耕地差違	遺囑財産請求	養子離別	訴 名
掛津田 主高野 副松野	掛津田 主大隅 副松野	掛横地 主日比 副鈴木	掛横地 主日比 副三浦	担当 裁判官
M 忠藏	K M 豊吉 K M 代理人(兼実母) K M タケ	S D ハナ 代理人 K I 勘一	U N 多美	原告／上訴人。 代人／代言人
M 傳次郎	Y M 幸藏 Y M 順左工門 代理人 富家平八郎	S D 又一 代理人 T T 瀧次郎	T M 新作 代人 M Y 之朗	被告／被上訴人。 代人／代言人
引合人 UD 清九郎 OT 誠四郎 M 正之助 他五名				備 考

11	10	9	8	7	6	5
11	10	8	9	2 7 * の	7	4
同十二年 第四五五号	同年 第四八七号	同年 第二〇〇号	明治十一年 第三九一号	明治十二年 第二二三号	同年 第一九四号	同年 第五一四号
				明治十二年 十月二日 控訴		
明治十三年 一月廿七日	明治十二年 十二月廿四日	明治十二年 八月八日	明治十二年 十一月十七日	明治十三年 六月	同十二年 六月九日	同年 十二月十六日
絶家再興ニ付耕地差 纏	養子持參金取戻	分与耕地并山林請求	分与田畑山林差纏		譲与耕地山林請求	家督相続差纏
掛 主 松野 副 南條	掛 主 三浦 副 南條	掛 主 津田 副 山中 南條	掛 主 津田 副 三浦 南條		掛 主 津田 副 南條	掛 主 三浦 副 大隅
代 人 I H 平助 外九名 M B 重雄	代 人 O G 雄三郎 R Z 寅平	代 人 M S 梅之丞 N K 機平	代 人 U D 卯右衛門 富家 平八郎 代理人	代 人 N O 和兵衛 O Z 正平	代 人 N O 和兵衛 T T 退藏	代 人 H M 治兵衛 N O ツマ
代 人 S S トミ 富家 平八郎	代 人 M T 玄良	代 人 M S 豊次郎 S B 敬三	代 人 M S U 孫右衛門 M S U 傳右衛門 代理人(実父)	代 人 N O 直吉 三宅 徳馨 代理人	代 人 N O 直吉 Y S 真也	代 人 N M 儀右エ門 T M 萬槌 S D 益四郎
	引 合人 M H 伊兵衛	引 合人 H 宗之進 同 O M 良助 代 人 M T Y 太助		* 国際日本文化研究センター (日文研)の判決原本 D B		

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

七四(七四)

	17	16	15	14	13	12	
2 17の 第六二號	17 明治十四年 第三九七號	16 同十三年 第三九九號	15 同十三年 第二〇二號	14 同十三年 第一〇九號	13 同年 第七三號	12 同十三年 第三三號	11の 2 明治十三年 第七二六號
控訴							控訴
明治十四年 六月	同十三年 十一月二日	同十三年 十月十八日	同十三年 五月十五日	明治十三年 五月七日	明治十三年 四月十九日	明治十三年 三月廿六日	明治十三年 十月
	家督相続妨礙	養子離縁送籍	養子離別	妻離別	戸主廢止離縁	家督相続差違	
	掛三浦 主南條 副川北	掛藤井 主酒井 副南條	掛藤井 主阿武 副南條	掛藤井 主南條 副松野	掛藤井 主別府 副松野	掛藤井 主松野 副南條	
HDレツ 代理人 河上貞一	HD 連つ 代理人 富家平八郎	HM 市左衛門 代理人 小田寅亮	ST 清三 代理人 YD 増輔	II 初五郎 代理人 ID 盛輔	AD 戸吉 NM 音五郎 NT 源吉 NT 源二郎 NT 源吉 NT 源吉 代理人 IH 尚質	OGU 於菟藏 代理人 長岡直夫	IH 平助 代理人 幸約三 SSトミ 代理人 松山廣居
	HD 金助 代理人 YS 真也	HM 英輔 代理人 小田寅亮	ST 卯介 代理人 AY 融輔	II 以志 代理人 KZ 熊槌 YM 十左衛門		NT 廣吉 代理人 YS 真也	
	引合 HD 直胤				引合 IZ 卯平 TM 卯作 YS 與市郎 KD 源之進		

	21	20	19		18	
	21	20	19	2	18の	17の
	同十三年 第五七四号 *	同十三年 第五八八号 *	同十三年 第五七二号 *	明治十四年 第三七二号	明治十三年 第四七四号	明治十三年 第三九七号
					控訴	予審
	同十四年 三月十九日	明治十四年 一月廿八日 稿成ル	明治十四年 一月十四日 稿	明治十四年 十二月	同十三年 十一月廿九日	明治十三年 九月
	夫離縁実家引取復籍	家督相続妨碍	跡式改籍差拒		養戸主廃シ離縁	
	掛藤井 主 酒井 副 鈴木	掛藤井 主 南條 副 鈴木	掛藤井 主 南條 副 酒井		掛藤井 主 別府 副 松野	掛藤井 主 川北 副 松野
	NDイワ 代理人 YN 清二	NDイワ 代理人 YN 清治	WN 嘉七 OMコト	EM 三四郎 HSG 作次郎* 代理人 SM 岩松 代理人 菊地 侃二	EM 三四郎 HSG 作治郎 代理人 MS 昌太郎	HD レツ 代理人 富家 平八郎
	ND 卯三郎 代理人 MG 休兵衛	ND 卯三郎 代理人 FM 文恭	UD 富之助 代理人 長岡 直夫	HD 寛太郎 代理人 東 繁太	HD 寛太郎	HD 金助 代理人 YS 真也
	* 但十四年中ニ在リの朱書 引合 IT 勝之介 代理人 IT 八藏 引合 IT 市藏 H 三平外巻名 代理人 KS 栄助 引合 OD 寅吉 代理人 OI 杏橘	* 但前同所、の朱書あり	* 但十四年第二号 本体は編綴されていない	* ママ 引合 HD イク	引合 HD イク	

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

七二(七二)

27	26	25	24	23	22	
27	26	25	24	23	2 22の 六号	22
同十三年 第四三八号	同十四年 第三四五号	同十四年 第二八八号	同十四年 第二七五号	同十四年 第二〇二号	明治十四年 番外第一〇 番外第一〇 六号	同十四年 第六四号
同十四年 八月三十日	同十四年 七月廿日	同十四年 七月十四日	同十四年 六月四日	同十四年 五月三十日	明治十四年 十月	同十四年 三月十八日
家督相続差違	入嫁送籍催促	戸籍改除	扶持方米金請求	妻帰宅(請求)	裁判執行	断絶家再興并地所居 家引渡
副 鈴木 主 別府 掛 三浦	副 酒井 主 松野 掛 三浦	副 別府 主 吉田 掛 藤井	副 鈴木 主 柴崎 掛 藤井	副 松野 主 三浦 掛 藤井	主 別府 長 藤井	副 松野 主 鈴木 掛 藤井
代人 IH 熊太郎	IT 周藏 TU 林平	NM 太左衛門	KG 平造	OS 晋七郎 代人 IT 國平	KF 清證 代人 AH 庄吉 IT 淑輔	AH 庄吉 外三名 代人 IT 淑輔
代人 KS 東輔	IM 幾之丞 ISB 文藏 IT 金吾	TM アイ	KG 繁次郎	OS 尚三	AH 勝四郎	AH 勝四郎 代人 SB 敬三

34	33	32	31	30	29	28	
34	33	32	31	30	29	28	
同十五年 第二二二号	同十五年 第一二〇号	同十五年 第三三三号	同十四年 第六二六号	同十四年 第四二四号	同十四年 第五五三三号	同十三年 第四四八号	
同十五年 八月十七日	同十五年 六月廿六日	同十五年 三月廿七日	同十五年 一月廿日	同十四年 十月廿六日	同十四年 十月廿四日	同十四年 九月十日	
養女取戻	相続人差継	取方請求 議ノ上離縁并財産請	内輪不熟ニ付親類協 議ノ上離縁并財産請	長女連戻	戸主替差継レ	譲与耕地名前換	
判事補 遠山	判事 古荘*	*	掛 主 鈴木 副 遠山	掛 三浦 主 別府 副 酒井	掛 三浦 主 松野 副 鈴木	掛 藤井 主 別府 副 酒井	
N M ます	A M ふみ 代人 S H 虎十郎	K B サヨ	N M 利兵衛	K I 伴七	M O ミツ S J 太市郎 代人 K K 恭造	S M 才介 代人 T M 満房	H O 亀次郎
S I 松左衛門 代言人 富家 平八郎	K D 三輔 代人 Y N 芳三	K B 政吉	A E 藤助	M O 静治郎 後見人 M O 栄治郎 代人 M M 喜八郎	Y N 直平 代人 K G 休右衛門	H O 五郎松 代人 K Y 栄藏	
引合 N M ゆ起 (N M ますの養女)	* 担当者一名のみ	* 「山口始審裁判所」の記載 のみ					

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

七〇(七〇)

38	37		36			35	
37	2 の	36 の	36	2 の	35 の	2 の	40
同十六年 第六七号	同十六年 第二〇四号	同十六年 第三二号	同十六年 第一九七号	同十六年 第廿七号	同十六年 第一九五号	同十六年 第二九八号 *	同十五年 二月五日
	控訴		控訴		控訴		
同十六年 四月廿一日	同十六年 七月	同十六年 三月十日	同十六年 八月廿三日	同十六年 三月六日	同十七年 四月十四日		同十六年 二月五日
家督相続差纏		家督相続差纏		養戸主廢除離別			戸主退隱離婚
掛鶴岡	判齋藤	判中島	判鶴岡	判中島	判津田	判中島	判岡崎
掛鶴岡	判齋藤	判中島	判鶴岡	判中島	判津田	判中島	判岡崎
ID 乙吉	YM 喜八郎	YM 喜八郎	代 言 人 松山廣居	HK 貞次郎 KB 源三郎	YM 唯度 代 人 HD 正輝	FS 勝之介 兼 代 人 ND 福次郎	ND ユキ 代 人 OZ 正平次
ID 末松	YM 徳藏	代 人 YM 徳藏 ON 貫二	代 人 HD 正輝	YM 唯度	HK 貞二郎 KB 源三郎 右 二 名 代 言 人 小田 寅亮	ND ユキ	FS 勝之助 兼 代 人 ND 福次郎
							* 但十六年ニ在リの朱書 引合 UD 秀次郎(原告ユ キ并被告福次郎美伯父) 同 ND 安次郎 同 NY 弥八郎 同 FS キヌ(FS佐 一郎妻原告ユキ継母)

	41				40		39
3 41の 七号	2 41の 司法省第壹 号民第八号	41 同十四年 第七三七号 **	3 39の 明治十七年 第五五号	2 39の 明治十六年 第三七四号	39 同十六年 第一七六号		38 同十六年 第三三号
司法省第一 七号	司法省へ伺* 明治十四年 十二月二十日	司法省へ伺* 同十六年 九月廿八日	上告 同十七年 三月十二日申 渡*	控訴 同十六年 十一月十七日			
明治十六年 六月二日		分家戸籍差違			家督相続妨礙		同十六年 五月廿二日
		山口始審 裁判所**	判中村 判巖谷 判加藤	判木村 判吉竹 判藤田	掛鶴岡		養子離縁 掛鶴岡
判古荘	判古荘	YZ 虎之輔	代理人 渡部 小太郎 NM 常吉 外二名	IM ツキ 代理人 梅田 社二	IM ツキ 代理人 安井 豊太郎	代人 AB 義一	NH シノ
		岩政 富之介	IM ツキ	NM 常吉 外四名 代人 OM 千丈	IM 与助 外四名 代人 TN 一太郎		NH 源次郎
* 裁判袖書② 山口始審裁判所長 古荘 一 雄より司法省へ伺 指令は、同年九月十一日	* 裁判袖書① 山口始審裁判所古荘 一雄判 事より司法省へ伺、指令は明 治十五年五月五日	** 担当著氏名の記載なし 朱書 * 但十六年九月ニ在りの		* 日付は「明治前期大審院 民事判決録10」による			

明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

六八(六八)

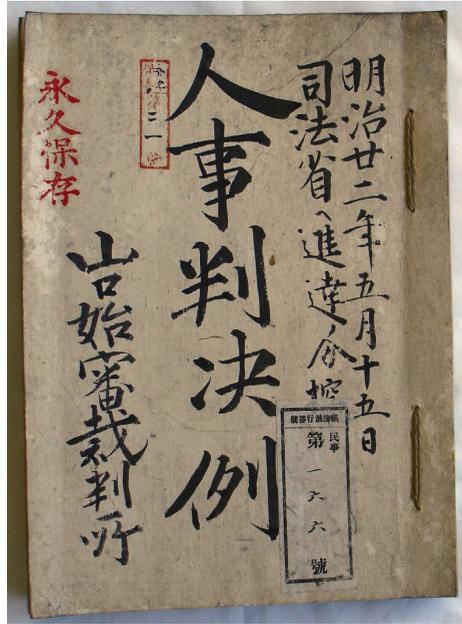
49	48	47	46		45
49	48	47	46	2 45の	45
同廿年 第六号	同廿年 第一四号	同廿年 第二号	同十八年 第七六号	同十七年 第二七七号	同十七年 第一七九号
				控訴	
同廿年 二月廿八日	同廿年 二月十二日	同廿年 二月十日	同十八年 十一月三十日	同十九年 六月二十六日	同十七年 十月廿九日
死亡跡相統廃除	復籍請求	稚子引渡	離縁復籍差違		家守主退家宅地明渡
判八杉	判八杉	判八杉	補加藤	評定官 津村 中尾 高津	山口始審 裁判所*
代理人 富家平八郎	K T マツ 外七名	代人 A T 作次郎	U D 喜代藏	H D 佳六 後見人 E M 惣三郎 代理人 岡崎 仁三郎	H D 佳六 後見人 E M 惣三郎 代理人 富家平八郎
代理人 南 権平	M T 保次	S M 岩藏	U D 勇 U D 藏太 代人 Y N 勇吉	代理人 山中 正雄	H D 寛太郎
					* 担当者氏名の記載なし

明治三二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

六六(六六)

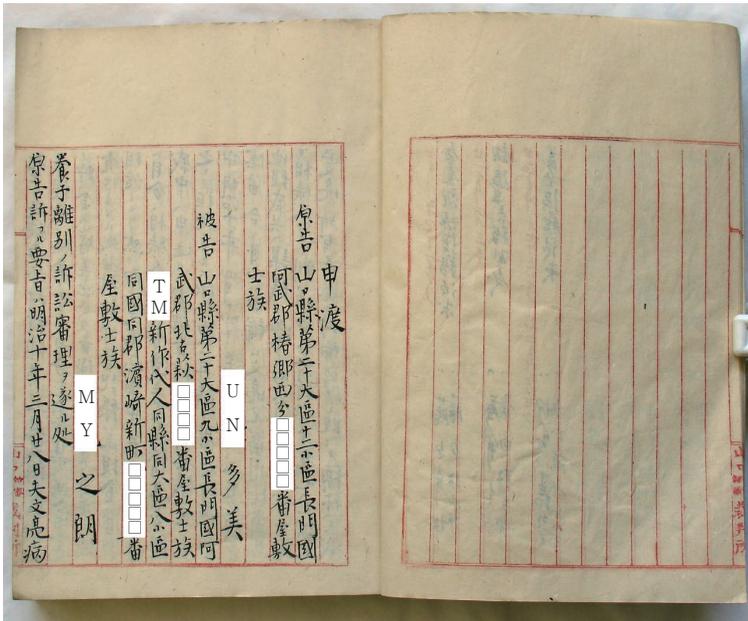
53	52	51	50	
53	52	51	2 50の 番外第三八 号	50
同廿一年 第七六号	同廿一年 第三号	同廿一年 第四一号	同二十年 命令書	同十九年 第九二号
同廿二年 二月二〇日	同廿一年 一月廿六日	同廿年 四月十八日	同廿年 六月一日	同廿年 三月十八日
養女復籍請求	離縁并戸籍取戻	廃戸主離縁復籍請求		家督相続差違
判八杉	判八杉	判八杉	山口始審 裁判所*	判八杉
南 権平 代理人 KM 源吉 KM 八十三郎	FI イン H 兵二郎	FM 帛松 H 兵二郎 代人	SK イヨ 外二名 南 権平 代理人	SK イヨ FI 源藏 OG 萬吉 代理人
富家 平八郎 代理人 ND クメ MM 勝藏	HD 松二郎	FM 松次郎	T 勝治	T 勝治
			* 裁判所名のみ	



明治二二(一八八九)年五月十五日
司法省へ進達ノ分控

山口始審裁判所『人事判決例』(民事第一六六號)について(完)

六四(六四)



〔資料〕

修道法学 四二卷 一號

六三（六三）

お世話になった山口地方裁判所、特に総務課・民事課の方々、
ならびに本研究に関係の方々に対し深甚の謝意を表する。本稿は、
科学研究費（基盤研究（C））「日本近代法史像の再検討——ゆらぎ
から再構築へ——」（代表 矢野達雄）（平成二八年度～三〇年
度）による研究成果の一部である。